

第13章 その他の関係法

第13章 その他の関係法

第1節 航空法（昭和27年法律第231号）

1 航空機の騒音基準等

(1) 騒音の基準

アー1 航空機（ターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であって、その形式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2006年1月1日前になされたものに限る。）の騒音の基準は下記の左に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれ右に掲げるとおりとする。

| 航空機の区分 (最大離陸重量別) | 騒音の基準(単位 EPNdB) | | |
|-------------------------------------|--|---|--|
| | 側方測定点における 離陸中の騒音値 | 進入測定点における 着陸中の騒音値 | 離陸測定点における 離陸中の騒音値 |
| 35,000kg以下の 航空機 | 94以下であること。 | 98以下であること。 | 次の算式により得られる 値以下であること。ただし、 この値が89以下である 場合は、89以下である こと。 $A - \frac{4}{\log_{10} 2}$ $\times \log_{10} \frac{385,000}{W}$ |
| 35,000kgを超え 280,000kg以下の 航空機 | 次の算式により得られる 値以下であること。 $\frac{9}{\log_{10} \frac{80}{7}} \times$ $\log_{10} \frac{W}{35,000} + 94$ | 次の算式により得られる 値以下であること $\frac{7}{3 \log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{W}{35,000}$ +98 | |
| 280,000kgを超え 385,000kg以下の 航空機 | 105以下であること。 | 105以下であること。 | A以下であること。 |
| 385,000kgを超え 400,000kg以下の 航空機 | | | |
| 400,000kgを超える 航空機 | 103以下であること。 | | |

- 備考 1 航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものとし、単位はEPNdBとする。
- 2 側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から450mの距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。
- 3 進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に2,000mの距離にある点をいう。
- 4 離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に6,500mの距離にある点をいう。
- 5 Wは、当該航空機の最大離陸重量(単位kg)とする。
- 6 Aは、当該航空機の発動機の数、2基以下の場合にあつては101、3基の場合にあつては104、4基以上の場合にあつては106とする。

アー2 側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか1又は2の測定点における騒音値がアー1の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、アー1の基準にかかわらず、当該航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。

- ① その超える騒音値の当該超える部分がいずれも2EPNdB以下であること。
- ② その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が3EPNdB以下であること。
- ③ それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値がアー1の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

イー 1 航空機(最大離陸重量が 55,000kg 以上のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であって、その形式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2006 年 1 月 1 日以後 2017 年 12 月 31 日前になされたもの若しくは最大離陸重量が 55,000kg 未満のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であって、その形式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2006 年 1 月 1 日以後 2020 年 12 月 31 日前になされたものに限る。)の騒音の基準は上記ア-1 の表に定めるとおりとする。

イー 2 イー 1 に掲げる航空機は次に掲げる基準に適合しなければならない。

- ① 側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値とア-1 の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が 10 E P N d B 以上であること。
- ② 側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれの 2 の測定点における騒音値とア-1 の表の備考のそれぞれに対応する 2 の測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が 2 E P N d B 以上であること。

イー 3 ア-1 に掲げる航空機であってイー 1 の適用を受けようとするものにあつては、イー 2 の基準に適合しなければならない。

ウー 1 航空機(最大離陸重量が 55,000kg 以上のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であって、その形式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2017 年 12 月 31 日以後になされたもの若しくは最大離陸重量が 55,000kg 未満のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であって、その形式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2020 年 12 月 31 日以後になされたものに限る。)の騒音の基準は下記の左に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれ右に掲げるとおりとする。

| 航空機の区分 (最大離陸重量別) | 騒音の基準 (単位 E P N d B) | | |
|------------------------------------|---|--|---|
| | 側方測定点における 離陸中の騒音値 | 進入測定点における 着陸中の騒音値 | 離陸測定点における 離陸中の騒音値 |
| 2,000kg 以下の 航空機 | 88.6 以下であること。 | 93.1 以下であること。 | 80.6 以下であること。 |
| 2,000kg を超え 8,618kg 以下の 航空機 | 次の算式により得られる 値以下であること。 $\frac{51 \log_{10} \frac{4,309}{1,000}}{27} \times \log_{10} \frac{W}{2,000} + 88.6$ | 次の算式により得られる 値以下であること。 $10 \log_{10} \frac{4,309}{1,000} \times \log_{10} \frac{W}{2,000} + 93.1$ | 次の算式により得られる 値以下であること。 $89 - \frac{4}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{8,618}{W}$ |
| 8,618kg を超え 35,000kg 以下の 航空機 | 94 以下であること。 | 98 以下であること。 | 次の算式により得られる 値以下であること。ただし、この値が 89 以下であ |

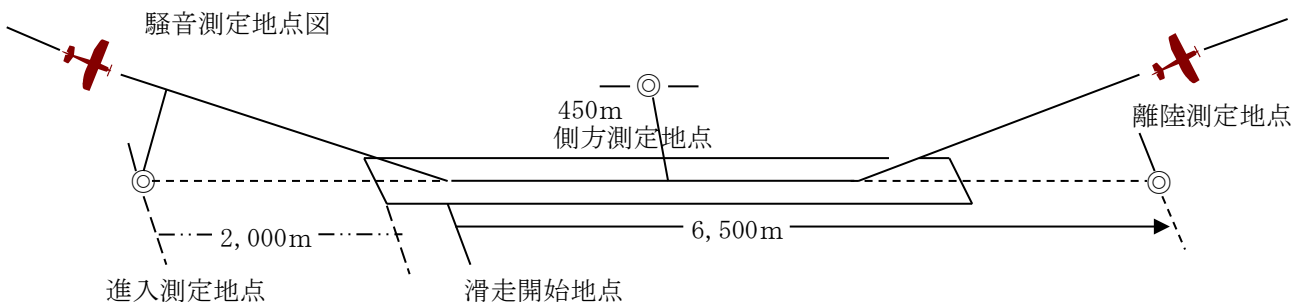
| | | | |
|---|---|---|---|
| 35,000kg を超え 280,000kg 以下の 航 空 機 | 次の算式により得られる 値以下であること。 $\frac{9}{\log_{10} \frac{80}{7}} \times \log_{10} \frac{W}{35,000} + 94$ | 次の算式により得られる 値以下であること。 $\frac{7}{31 \log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{W}{35,000} + 98$ | る場合は、89以下である こと。 $A - \frac{4}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{385,000}{W}$ |
| 280,000kg を超え 385,000kg 以下の 航 空 機 | | | |
| 385,000kg を超え 400,000kg 以下の 航 空 機 | | 105以下であること。 | A以下であること。 |
| 400,000kg を超える 航 空 機 | 103以下であること。 | | |

- 備考 1 航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものとし、単位はE P N d B とする。
- 2 側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から450mの距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。
- 3 進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に2,000mの距離にある点をいう。
- 4 離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に6,500mの距離にある点をいう。
- 5 Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。
- 6 Aは、当該航空機の発動機の数、2基以下の場合にあっては101、3基の場合にあっては104、4基以上の場合にあっては106とする。

ウー2 ウー1に掲げる航空機は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- ① 側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値とウー1の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が17E P N d B以上であること。
- ② 側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値とウー1の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差がいずれも1E P N d B以上であること。

ウー3 アー1、イー1に掲げる航空機であってウー1の適用を受けようとするものにあつては、ウー2の基準に適合しなければならない。



第2節 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）

1 対策地域の指定要件（法第3条第1項）

(1) 農用地土壌汚染対策地域の指定要件（昭和46年 政令第204号）

（最近改正 平成22. 6. 16）

| 特定有害物質 | 指 定 要 件 | |
|----------------------|--|---------------------|
| カドミウム（Cd） 及びその化合物 | 1 米1kgにつきカドミウムの量が0.4mgを超えると認められる地域 2 1の近傍地域のうち、イ、ロの要件に該当する地域であって、米1kg当たりのCdの量が0.4mgを超えるおそれが著しいと認められる地域 イ 1の地域内の農用地の土壌に含まれるCdの量と同程度以上であること。 ロ 1の地域内の農用地の土性とおおむね同一であること | 米について 0.4ppm 超過 |
| 銅（Cu）及びその化合物 | 田の土壌1kgにつき銅の量が125mg以上と認められる地域 | 土壌について 125ppm 以上 |
| 砒素（As）及びその化合物 | 田の土壌1kgにつき砒素の量が15mg（特別の場合、都道府県知事が土壌1kgにつき10mg～20mgの範囲内で定める別の値）以上と認められる地域 | 土壌について 15ppm 以上 |

(2) 土性の分類基準（次官通達昭和46. 6. 30 農政第3341号）

| 土 性 区 分 | 分 類 基 準 |
|---------|---------------------------|
| 1 微 粒 質 | 土層（作土0～5cm）の粘土含量25%以上 |
| 2 細 粒 質 | 〃 15～25% |
| 3 中 粒 質 | 〃 （ただし、砂含量85%以下） 0～15% |
| 4 粗 粒 質 | 〃 （ただし、砂含量85%以上） 0～15% |

（注） この表中の粘土および砂の定義ならびにそれらの含量の測定方法は、国際土壌学会の定めた方法による。

2 対策地域の指定状況

現在、対策地域の指定はありません

3 参考

農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準値（昭和59. 11. 8 環水土第149号環境庁水質保全局長通知）

土壌（乾土）1kgにつき亜鉛120mg

第3節 下水道法（昭和33年法律第79号）

1 処理施設の構造の技術上の基準（法第7条第1項の政令で定めるもの）

(1) 水処理施設は、次の表に掲げる計画放流水質の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる方法（当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方法を含む。）により下水を処理する構造とすること。

（最近改正 平成24. 4. 1）

| 計画放流水質 | | | 方 法 |
|---------------------------------------|------------------------|-----------------------|---|
| 生物化学的 酸素要求量 〔BOD〕 (mg/L 5日間) | 窒素含有量 〔N〕 (mg/L) | 磷含有量 〔P〕 (mg/L) | |
| 10以下 | 10以下 | 0.5以下 | 循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）又は嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法 |
| | | 0.5を超え 1以下 | 循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）、嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法 |
| | | 1を超え 3以下 | 循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）、嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法 |
| | | | 循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法、嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法 |
| | 10を超え 20以下 | 1以下 | 嫌気無酸素好気法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法 |
| | | 1を超え 3以下 | 嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法 |
| | | | 嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法に急速濾過法を併用する方法 |
| | | 1以下 | 嫌気無酸素好気法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法 |
| | | 1を超え 3以下 | 嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法 |
| | | | 標準活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法 |

| 計画放流水質 | | | 方 法 |
|--|------------------------|-----------------------|--|
| 生物化学的 酸素要求量 〔BOD〕 (mg/L 5 日間) | 窒素含有量 〔N〕 (mg/L) | 磷含有量 〔P〕 (mg/L) | |
| 10を超え 15以下 | 20以下 | 3 以下 | 嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る。） |
| | | | 嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法 |
| | | 3 以下 | 嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法 |
| | | | 標準活性汚泥法 |

(2) 前項の「計画放流水質」とは、放流水が適合すべき生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は磷含有量に係る水質であって、下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めるものをいう。

2 放流水の水質の技術上の基準（法第8条の政令で定めるもの）

（最近改正 平成27. 7. 19）

(1) 法第8条に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の表のとおりとする。検定方法は、国土交通省令・環境省令で定める方法による。

| 水素イオン濃度 〔pH〕 (水素指数) | 大腸菌群数 (個/cm ³) | 浮遊物質 〔SS〕 (mg/L) | 生物化学的酸素要求量、 窒素含有量及び磷含有量 〔BOD〕〔N〕〔P〕 (mg/L) |
|---------------------------|-------------------------------|------------------------|---|
| 5.8以上 8.6以下 | 3,000以下 | 40以下 | 1の2)に規定する計画 放流水質に適合する数値 |

(2) 合流式の下水道からの放流水についての技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める降雨による雨水の影響が大きい時において、合流式の下水道の各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値が、1リットルにつき5日間に40ミリグラム以下であることとする。

(3) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例その他の条例により、第1項各号に掲げる項目について同項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

(4) 前3項の規定によるもののほか、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第8条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例により、水質排出基準が定められている放流水については、その水質排出基準を同条第1項に規定するダイオキシン類の量に係る水質の基準とする。

3 下水道法の規定に基づく下水排除基準

| 対象者対象物質又は項目 | | 終末処理場を設置している公共下水道の使用者 | | | 備考 | |
|---|---------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------|-----|
| | | 特定事業場 | | 非特定事業場 | | |
| 排水量 (m ³ /日) | | 50m ³ /日以上 | 50m ³ /日未満 | | | |
| 条例で定める基準 | 温度 | 45℃ (40℃) 未満 | 45℃ (40℃) 未満 | 45℃ (40℃) 未満 | 注5 | |
| | アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 | 380 (125) 未満 | 380 (125) 未満 | 380 (125) 未満 | 注5, 7 | |
| | 水素イオン濃度 (pH) | 5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満) | 5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満) | 5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満) | 注5, 10 | |
| | 生物学的酸素要求量 (BOD) | 600 (300) 未満 | 600 (300) 未満 | 600 (300) 未満 | 注5, 10 | |
| | 浮遊物質 (SS) | 600 (300) 未満 | 600 (300) 未満 | 600 (300) 未満 | 注5, 10 | |
| | 汚濁物質消費量 | 220未満 | 220未満 | 220未満 | | |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | 鉱油類含有量 | 5以下 | 5以下 | 5以下 | 注10 |
| | | 動植物油類含有量 | 30以下 | 30以下 | 30以下 | |
| | 窒素含有量 | 240 (150) 未満 | 240 (150) 未満 | 240 (150) 未満 | 注4, 5, 6, 10 | |
| | リン含有量 | 32 (20) 未満 | 32 (20) 未満 | 32 (20) 未満 | 注4, 5, 6, 10 | |
| | フェノール類 | 5以下 | 5以下 | 5以下 | 注8, 9 | |
| | 銅及びその化合物 | 3以下 | 3以下 | 3以下 | 注8, 9 | |
| | 亜鉛及びその化合物 | 2以下 | 2以下 | 2以下 | 注8, 9 | |
| | 鉄及びその化合物 (溶解性) | 10以下 | 10以下 | 10以下 | 注8, 9 | |
| | マンガン及びその化合物 (溶解性) | 10以下 | 10以下 | 10以下 | 注8, 9 | |
| | クロム及びその化合物 | 2以下 | 2以下 | 2以下 | 注8, 9 | |
| | 政令の基準 | カドミウム及びその化合物 | 0.03以下 | 0.03以下 | 0.03以下 | 注8 |
| | | シアン化合物 | 1以下 | 1以下 | 1以下 | 注8 |
| | | 有機リン化合物 | 1以下 | 1以下 | 1以下 | 注8 |
| | | 鉛及びその化合物 | 0.1以下 | 0.1以下 | 0.1以下 | 注8 |
| 六価クロム化合物 | | 0.2以下 | 0.2以下 | 0.2以下 | 注8 | |
| 砒素及びその化合物 | | 0.1以下 | 0.1以下 | 0.1以下 | 注8 | |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | | 0.005以下 | 0.005以下 | 0.005以下 | 注8 | |
| アルキル水銀化合物 | | 検出されないこと | 検出されないこと | 検出されないこと | 注8 | |
| ポリ塩化ビフェニル | | 0.003以下 | 0.003以下 | 0.003以下 | 注8 | |
| トリクロロエチレン | | 0.1以下 | 0.1以下 | 0.1以下 | 注8 | |
| テトラクロロエチレン | | 0.1以下 | 0.1以下 | 0.1以下 | 注8 | |
| ジクロロメタン | | 0.2以下 | 0.2以下 | 0.2以下 | 注8 | |
| 四塩化炭素 | | 0.02以下 | 0.02以下 | 0.02以下 | 注8 | |
| 1,2-ジクロロエタン | | 0.04以下 | 0.04以下 | 0.04以下 | 注8 | |
| 1,1-ジクロロエチレン | | 1以下 | 1以下 | 1以下 | 注8 | |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | | 0.4以下 | 0.4以下 | 0.4以下 | 注8 | |
| 1,1,1-トリクロロエタン | | 3以下 | 3以下 | 3以下 | 注8 | |
| 1,1,2-トリクロロエタン | | 0.06以下 | 0.06以下 | 0.06以下 | 注8 | |
| 1,3-ジクロロプロペン | | 0.02以下 | 0.02以下 | 0.02以下 | 注8 | |
| チウラム | | 0.06以下 | 0.06以下 | 0.06以下 | 注8 | |
| シマジン | 0.03以下 | 0.03以下 | 0.03以下 | 注8 | | |
| チオベンカルブ | 0.2以下 | 0.2以下 | 0.2以下 | 注8 | | |
| ベンゼン | 0.1以下 | 0.1以下 | 0.1以下 | 注8 | | |
| セレン及びその化合物 | 0.1以下 | 0.1以下 | 0.1以下 | 注8 | | |
| ほう素及びその化合物 | 10 (230) 以下 | 10 (230) 以下 | 10 (230) 以下 | 注8, 11 | | |
| ふっ素及びその化合物 | 8 (15) 以下 | 8 (15) 以下 | 8 (15) 以下 | 注8, 11 | | |
| 1,4-ジオキサン | 0.5以下 | 0.5以下 | 0.5以下 | 注8 | | |
| ダイオキシン類 | 10pg-TEQ/L以下 | 10pg-TEQ /L以下 | 10pg-TEQ /L以下 | 注8 | | |
| 生物学的酸素要求量に類似した項目及び大腸菌群数を除き、都道府県の横出し条例で終末処理場からの放流水に基準が定められている場合、その項目と数値を下水排除基準として条例で定められる。 | | | | | | |

- 注1 単位は、水素イオン濃度及びダイオキシン類以外はすべてmg/Lで示す。
- 2 〇内は直罰対象の排除基準、□内は除害施設の義務づけに係る排除基準を示す。
- 3 「条例で定める基準」は条例で定める排除基準の限度、「政令の基準」は政令で定められた一律の排除基準を示す。
- 4 窒素含有量、リン含有量は、放流水がこれらの項目について規制を受ける下水道に排除される下水についてのみ定められる。
- 5 温度、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、水素イオン濃度、生物学的酸素要求量、浮遊物質、窒素含有量、リン含有量の括弧内は、製造業又はガス供給業から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水の量の1/4以上であるとき等の場合は条例で定める排除基準が限度となる。
- 6 窒素含有量、リン含有量は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ基準が定められているときはその基準値の2倍(括弧内は1.25倍)の値を基準とする。
- 7 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ基準が定められているときはその基準値の3.8倍(括弧内は1.25倍)の値を基準とする。
- 8 フェノール類からダイオキシン類までの項目は、水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法に基づく上乗せ条例が定められているときは、その値が基準になる。
- 9 フェノール類からクロム及びその化合物までの項目は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例により裾切りが縮小されている場合は、50m³/日未満の事業場も直罰の対象となる。
- 10 水素イオン濃度、生物学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、リン含有量についての直罰に係る基準は、水質汚濁防止法により特例(ゆるやかな基準)が認められているときは、その基準が限度となる。
- 11 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物に係る基準は、河川(括弧内は海域)を放流先とする公共下水道へ排除する場合を示す。

4 下水汚泥等の埋立処分（法第21条の2第1項の政令で定めるもの）

（処理施設のスクリーン、沈砂池又は沈殿池から除去した発生汚泥等の埋立処分）

（最近改正 平成17.11.1）

| 埋立処分方法 | |
|--------|---|
| 1 | 地中にある空間を利用する処分の方法以外の方法によること。 |
| 2 | 埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）には、周囲に囲いを設けるとともに、下水汚泥等の処分の場所であることを表示すること。 |
| 3 | 埋立地からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染することのないように必要な措置を講ずること。 |
| 4 | 沈殿池から除去した汚泥の埋立処分（水面埋立処分を除く。）を行う場合には、当該汚泥をあらかじめ、熱しゃく減量15%以下に焼却し、又は含水率85%以下にすること。 |
| 5 | 沈殿池から除去した汚泥の水面埋立処分を行う場合には、当該汚泥を、あらかじめ、熱しゃく減量15%以下に焼却し、又は消化設備を用いて消化し、若しくは有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のものとする。 |
| 6 | 下水汚泥等（熱しゃく減量15%以下に焼却したもの及び沈砂池から除去した砂を除く。以下この号において同じ。）の埋立処分を行う場合には、埋め立てる下水汚泥等の一層の厚さは、おおむね3m（沈殿池から除去した汚泥であって、消化設備を用いて消化したものと有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のもの以外のものにあつては、おおむね0.5m）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね0.5m覆うこと。ただし、埋立地の面積が1万㎡以下又は埋立容量が5万㎡以下の埋立処分（次号において「小規模埋立処分」という。）を行う場合は、この限りでない。 |
| 7 | 沈殿池から除去した汚泥（熱しゃく減量15%以下に焼却したもの、消化設備を用いて消化したものと有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のものを除く。）の埋立処分を行う場合には、通気装置を設けて、埋立地から発生するガスを排除すること。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。 |
| 8 | 埋立地の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。 |
| 9 | 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。 |

5 有害物質を含む汚泥の処理の基準

（最近改正 平成17.11.1）

法第21条の2第1項に規定する有害物質の拡散を防止するための汚水ます及び終末処理場から生じた汚泥の処理の基準は、汚泥に含まれる有害物質（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46政令第300号）別表第3の3に掲げる物質及びダイオキシン類とする。）の拡散を防止することが必要であるとして国土交通大臣及び環境大臣が指定する汚泥について、同令第6条の5第1項の基準のうち汚泥に係るものの例によるものとする。

第4節 水道法（昭和32年法律第177号）

1 水質基準（平成15. 5. 30 厚生労働省令第101号、最終改正：令和2. 4. 1 施行）

| 番号 | 項目名 | 基準 |
|----|---|---------------------------------|
| 1 | 一般細菌 | 1 mL の検水で形成される集落数が100以下であること。 |
| 2 | 大腸菌 | 検出されないこと。 |
| 3 | カドミウム及びその化合物 | カドミウムの量に関して、0.003 mg/L 以下であること。 |
| 4 | 水銀及びその化合物 | 水銀の量に関して、0.0005 mg/L 以下であること。 |
| 5 | セレン及びその化合物 | セレンの量に関して、0.01 mg/L 以下であること。 |
| 6 | 鉛及びその化合物 | 鉛の量に関して、0.01 mg/L 以下であること。 |
| 7 | ヒ素及びその化合物 | ヒ素の量に関して、0.01 mg/L 以下であること。 |
| 8 | 六価クロム化合物 | 六価クロムの量に関して、0.02 mg/L 以下であること。 |
| 9 | 亜硝酸態窒素 | 0.04mg/L 以下であること。 |
| 10 | シアン化物イオン及び塩化シアン | シアンの量に関して、0.01 mg/L 以下であること。 |
| 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10 mg/L 以下であること。 |
| 12 | フッ素及びその化合物 | フッ素の量に関して、0.8 mg/L 以下であること。 |
| 13 | ホウ素及びその化合物 | ホウ素の量に関して、1.0 mg/L 以下であること。 |
| 14 | 四塩化炭素 | 0.002 mg/L 以下であること。 |
| 15 | 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/L 以下であること。 |
| 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L 以下であること。 |
| 17 | ジクロロメタン | 0.02 mg/L 以下であること。 |
| 18 | テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L 以下であること。 |
| 19 | トリクロロエチレン | 0.01 mg/L 以下であること。 |
| 20 | ベンゼン | 0.01 mg/L 以下であること。 |
| 21 | 塩素酸 | 0.6 mg/L 以下であること。 |
| 22 | クロロ酢酸 | 0.02 mg/L 以下であること。 |
| 23 | クロロホルム | 0.06 mg/L 以下であること。 |
| 24 | ジクロロ酢酸 | 0.03 mg/L 以下であること。 |
| 25 | ジブロモクロロメタン | 0.1 mg/L 以下であること。 |
| 26 | 臭素酸 | 0.01 mg/L 以下であること。 |
| 27 | 総トリハロメタン（クロロホルム、ジ ブロモクロロメタン、プロモジクロロ メタン及びプロモホルムのそれぞ れの濃度の総和） | 0.1 mg/L 以下であること。 |
| 28 | トリクロロ酢酸 | 0.03 mg/L 以下であること。 |
| 29 | プロモジクロロメタン | 0.03 mg/L 以下であること。 |
| 30 | プロモホルム | 0.09 mg/L 以下であること。 |

| 番号 | 項目名 | 基準 |
|----|---|----------------------------------|
| 31 | ホルムアルデヒド | 0.08 mg/L 以下であること。 |
| 32 | 亜鉛及びその化合物 | 亜鉛の量に関して、1.0 mg/L 以下であること。 |
| 33 | アルミニウム及びその化合物 | アルミニウムの量に関して、0.2 mg/L 以下であること。 |
| 34 | 鉄及びその化合物 | 鉄の量に関して、0.3 mg/L 以下であること。 |
| 35 | 銅及びその化合物 | 銅の量に関して、1.0 mg/L 以下であること。 |
| 36 | ナトリウム及びその化合物 | ナトリウムの量に関して、200 mg/L 以下であること。 |
| 37 | マンガン及びその化合物 | マンガンの量に関して、0.05 mg/L 以下であること。 |
| 38 | 塩化物イオン | 200 mg/L 以下であること。 |
| 39 | カルシウム、マグネシウム等（硬度） | 300 mg/L 以下であること。 |
| 40 | 蒸発残留物 | 500 mg/L 以下であること。 |
| 41 | 陰イオン界面活性剤 | 0.2 mg/L 以下であること。 |
| 42 | (4S, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H) -オール（別名：ジェオスミン） | 0.00001 mg/L 以下であること。 |
| 43 | 1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール（別名：2-メチルイソボルネオール） | 0.00001 mg/L 以下であること。 |
| 44 | 非イオン界面活性剤 | 0.02 mg/L 以下であること。 |
| 45 | フェノール類 | フェノールの量に換算して、0.005 mg/L 以下であること。 |
| 46 | 有機物（全有機炭素（TOC）の量） | 3 mg/L 以下であること。 |
| 47 | pH 値 | 5.8以上、8.6以下であること。 |
| 48 | 味 | 異常でないこと。 |
| 49 | 臭気 | 異常でないこと。 |
| 50 | 色度 | 5度以下であること。 |
| 51 | 濁度 | 2度以下であること。 |

2 水質管理目標設定項目（平成15.10.10 健発第1010004号、最終改正：令和2.4.1適用）

| 番号 | 項目名 | 目標値 |
|----|--|---|
| 1 | アンチモン及びその化合物 | アンチモンの量に関して、0.02 mg/L 以下 |
| 2 | ウラン及びその化合物 | ウランの量に関して、0.002 mg/L 以下（暫定） |
| 3 | ニッケル及びその化合物 | ニッケルの量に関して、0.02 mg/L 以下 |
| 4 | 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg/L 以下 |
| 5 | トルエン | 0.4 mg/L 以下 |
| 6 | フタル酸ジ（2-エチルヘキシル） | 0.08 mg/L 以下 |
| 7 | 亜塩素酸 | 0.6 mg/L 以下 |
| 8 | 二酸化塩素 | 0.6 mg/L 以下 |
| 9 | ジクロロアセトニトリル | 0.01 mg/L 以下（暫定） |
| 10 | 抱水クロラール | 0.02 mg/L 以下（暫定） |
| 11 | 農薬類 | 検出値と目標値の比の和として、1 以下※ |
| 12 | 残留塩素 | 1 mg/L 以下 |
| 13 | カルシウム、マグネシウム等（硬度） | 10 mg/L 以上 100 mg/L 以下 |
| 14 | マンガン及びその化合物 | マンガンの量に関して、0.01 mg/L 以下 |
| 15 | 遊離炭酸 | 20 mg/L 以下 |
| 16 | 1,1,1-トリクロロエタン | 0.3 mg/L 以下 |
| 17 | メチル-tert-ブチルエーテル | 0.02 mg/L 以下 |
| 18 | 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） | 3 mg/L 以下 |
| 19 | 臭気強度（TON） | 3 以下 |
| 20 | 蒸発残留物 | 30 mg/L 以上 200 mg/L 以下 |
| 21 | 濁度 | 1 度以下 |
| 22 | pH 値 | 7.5 程度 |
| 23 | 腐食性（ランゲリア指数） | -1 程度以上とし、極力0 に近づける |
| 24 | 従属栄養細菌 | 1 mL の検水で形成される集落数が2,000 以下（暫定） |
| 25 | 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/L 以下 |
| 26 | アルミニウム及びその化合物 | アルミニウムの量に関して、0.1 mg/L 以下 |
| 27 | ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA） | ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の量の和として0.00005mg/L 以下（暫定） |

※総農薬方式

DI が 1 を超えないこと

$$DI = \sum \frac{DVi}{GVi}$$

DVi : 農薬 i の検出値

GVi : 農薬 i の目標値

農薬類（水質管理目標設定項目15）の対象農薬リスト

（令和4.4.1適用）

| 番号 | 農薬名 | 用途 | 目標値 (mg/L) |
|----|------------------------|---------------------|---------------------|
| 1 | 1,3-ジクロロプロペン (D-D) 注1) | 殺虫剤 | 0.05 |
| 2 | 2,2-DPA (ダラボン) | 除草剤 | 0.08 |
| 3 | 2,4-D (2,4-PA) | 除草剤 | 0.02 |
| 4 | EPN 注2) | 殺虫剤 | 0.004 |
| 5 | MCPA | 除草剤 | 0.005 |
| 6 | アシュラム | 除草剤 | 0.9 |
| 7 | アセフェート | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.006 |
| 8 | アトラジン | 除草剤 | 0.01 |
| 9 | アニコホス | 除草剤 | 0.003 |
| 10 | アミトラズ | 殺虫剤 | 0.006 |
| 11 | アラクロール | 除草剤 | 0.03 |
| 12 | イソキサチオン 注2) | 殺虫剤 | 0.005 |
| 13 | イソフェンホス 注2) | 殺菌剤 | 0.001 |
| 14 | イソプロカルブ (MIPC) | 殺虫剤 | 0.01 |
| 15 | イソプロチオラン (IPT) | 殺虫剤、殺菌剤、 植物成長調整剤 | 0.3 |
| 16 | イプフェンカルバゾン | 除草剤 | 0.002 |
| 17 | イプロベンホス (IBP) | 殺菌剤 | 0.09 |
| 18 | イミノクタジン | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.006 |
| 19 | インダノファン | 除草剤 | 0.009 |
| 20 | エスプロカルブ | 除草剤 | 0.03 |
| 21 | エトフェンプロックス | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.08 |
| 22 | エンドスルファン (ベンゾエピン) 注3) | 殺虫剤 | 0.01 |
| 23 | オキサジクロメホン | 除草剤 | 0.02 |
| 24 | オキシ銅 (有機銅) | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.03 |
| 25 | オリサストロビン 注4) | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.1 |
| 26 | カズサホス | 殺虫剤 | 0.0006 |
| 27 | カフェンストロール | 殺虫剤、除草剤 | 0.008 |
| 28 | カルタップ 注5) | 殺虫剤、殺菌剤、 除草剤 | 0.08 |
| 29 | カルバリル (NAC) | 殺虫剤 | 0.02 |
| 30 | カルボフラン | 代謝物 | 0.0003 |
| 31 | キノクラミン (ACN) | 除草剤 | 0.005 |
| 32 | キャプタン | 殺菌剤 | 0.3 |
| 33 | クミルロン | 除草剤 | 0.03 |
| 34 | グリホサート 注6) | 除草剤 | 2 |
| 35 | グルホシネート | 除草剤、 植物成長調整剤 | 0.02 |
| 36 | クロメプロップ | 除草剤 | 0.02 |
| 37 | クロルニトロフェン (CNP) 注7) | 除草剤 | 0.0001 |
| 38 | クロルピリホス 注2) | 殺虫剤 | 0.003 |
| 39 | クロロタロニル (TPN) | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.05 |
| 40 | シアナジン | 除草剤 | 0.001 |
| 41 | シアノホス (CYAP) | 殺虫剤 | 0.003 |
| 42 | ジウロン (DCMU) | 除草剤 | 0.02 |
| 43 | ジクロベニル (DBN) | 除草剤 | 0.03 |
| 44 | ジクロルボス (DDVP) | 殺虫剤 | 0.008 |
| 45 | ジクワット | 除草剤 | 0.01 |
| 46 | ジスルホトン (エチルチオメトン) | 殺虫剤 | 0.004 |
| 47 | ジチオカルバメート系農薬 注8) | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.005 (二硫化炭素として) |

| 番号 | 農 薬 名 | 用途 | 目標値 (mg/L) |
|----|-----------------------------------|---------------------|------------|
| 48 | ジチオピル | 除草剤 | 0.009 |
| 49 | シハロホップブチル | 除草剤 | 0.006 |
| 50 | シマジン (CAT) | 除草剤 | 0.003 |
| 51 | ジメタメトリン | 除草剤 | 0.02 |
| 52 | ジメトエート | 殺虫剤 | 0.05 |
| 53 | シメトリン | 除草剤 | 0.03 |
| 54 | ダイアジノン 注2) | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.003 |
| 55 | ダイムロン | 殺虫剤、殺菌剤、 除草剤 | 0.8 |
| 56 | ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソシアネート 注9) | 殺菌剤 | 0.01 |
| 57 | チアジニル | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.1 |
| 58 | チウラム | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.02 |
| 59 | チオジカルブ | 殺虫剤 | 0.08 |
| 60 | チオフアネートメチル | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.3 |
| 61 | チオベンカルブ | 除草剤 | 0.02 |
| 62 | テフリルトリオン | 除草剤 | 0.002 |
| 63 | テルブカルブ (MB PMC) | 除草剤 | 0.02 |
| 64 | トリクロピル | 除草剤 | 0.006 |
| 65 | トリクロルホン (DE P) | 殺虫剤 | 0.005 |
| 66 | トリシクラゾール | 殺虫剤、殺菌剤、 植物成長調整剤 | 0.1 |
| 67 | トリフルラリン | 除草剤 | 0.06 |
| 68 | ナプロパミド | 除草剤 | 0.03 |
| 69 | パラコート | 除草剤 | 0.005 |
| 70 | ピペロホス | 除草剤 | 0.0009 |
| 71 | ピラクロニル | 除草剤 | 0.01 |
| 72 | ピラゾキシフェン | 除草剤 | 0.004 |
| 73 | ピラゾリネート (ピラゾレート) | 除草剤 | 0.02 |
| 74 | ピリダフェンチオン | 殺虫剤 | 0.002 |
| 75 | ピリプチカルブ | 除草剤 | 0.02 |
| 76 | ピロキロン | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.05 |
| 77 | フィプロニル | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.0005 |
| 78 | フェントロチオン (ME P) 注2) | 殺虫剤、殺菌剤、 植物成長調整剤 | 0.01 |
| 79 | フェノブカルブ (B PMC) | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.03 |
| 80 | フェリムゾン | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.05 |
| 81 | フェンチオン (MP P) 注10) | 殺虫剤 | 0.006 |
| 82 | フェントエート (P AP) | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.007 |
| 83 | フェントラザミド | 除草剤 | 0.01 |
| 84 | フサライド | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.1 |
| 85 | ブタクロール | 除草剤 | 0.03 |
| 86 | ブタミホス 注2) | 除草剤 | 0.02 |
| 87 | ブプロフェジン | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.02 |
| 88 | フルアジナム | 殺菌剤 | 0.03 |
| 89 | プレチラクロール | 除草剤 | 0.05 |
| 90 | プロシミドン | 殺菌剤 | 0.09 |
| 91 | プロチオホス 注2) | 殺虫剤 | 0.007 |
| 92 | プロピコナゾール | 殺菌剤 | 0.05 |
| 93 | プロビザミド | 除草剤 | 0.05 |
| 94 | プロベナゾール | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.03 |
| 95 | プロモブチド | 殺虫剤、除草剤 | 0.1 |
| 96 | ベノミル 注11) | 殺菌剤 | 0.02 |
| 97 | ペンシクロン | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.1 |

| 番号 | 農 薬 名 | 用途 | 目標値 (mg/L) |
|-----|-------------------|-----------------|------------|
| 98 | ベンゾビシクロン | 除草剤 | 0.09 |
| 99 | ベンゾフェナップ | 除草剤 | 0.005 |
| 100 | ベンタゾン | 除草剤 | 0.2 |
| 101 | ペンディメタリン | 除草剤、 植物成長調整剤 | 0.3 |
| 102 | ベンフラカルブ | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.02 |
| 103 | ベンフルラリン (バスロジン) | 除草剤 | 0.01 |
| 104 | ベンフレセート | 除草剤 | 0.07 |
| 105 | ホスチアゼート | 殺虫剤 | 0.005 |
| 106 | マラチオン (マラソン) 注2) | 殺虫剤 | 0.7 |
| 107 | メコプロップ (MCPP) | 除草剤 | 0.05 |
| 108 | メソミル | 殺虫剤 | 0.03 |
| 109 | メタラキシル | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.2 |
| 110 | メチダチオン (DMTP) 注2) | 殺虫剤 | 0.004 |
| 111 | メトミノストロビン | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.04 |
| 112 | メトリブジン | 除草剤 | 0.03 |
| 113 | メフェナセット | 除草剤 | 0.02 |
| 114 | メプロニル | 殺虫剤、殺菌剤 | 0.1 |
| 115 | モリネート | 除草剤 | 0.005 |

注1) 1,3-ジクロロプロペン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1,3-ジクロロプロペン及びトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。

注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェントロチオン (MEP)、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン (マラソン) 及びメチダチオン (DMTP) の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソンそれぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注3) エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注4) オリサストロビンの濃度は、代謝物である(5Z)-オリサストロビンの濃度を測定し、原体の濃度とその代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMPA) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注7) クロルニトロフェン (CNP) の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注9) ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。

注10) フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキシソン、MPPオキシソンスルホキシド及びMPPオキシソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (MPP) の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

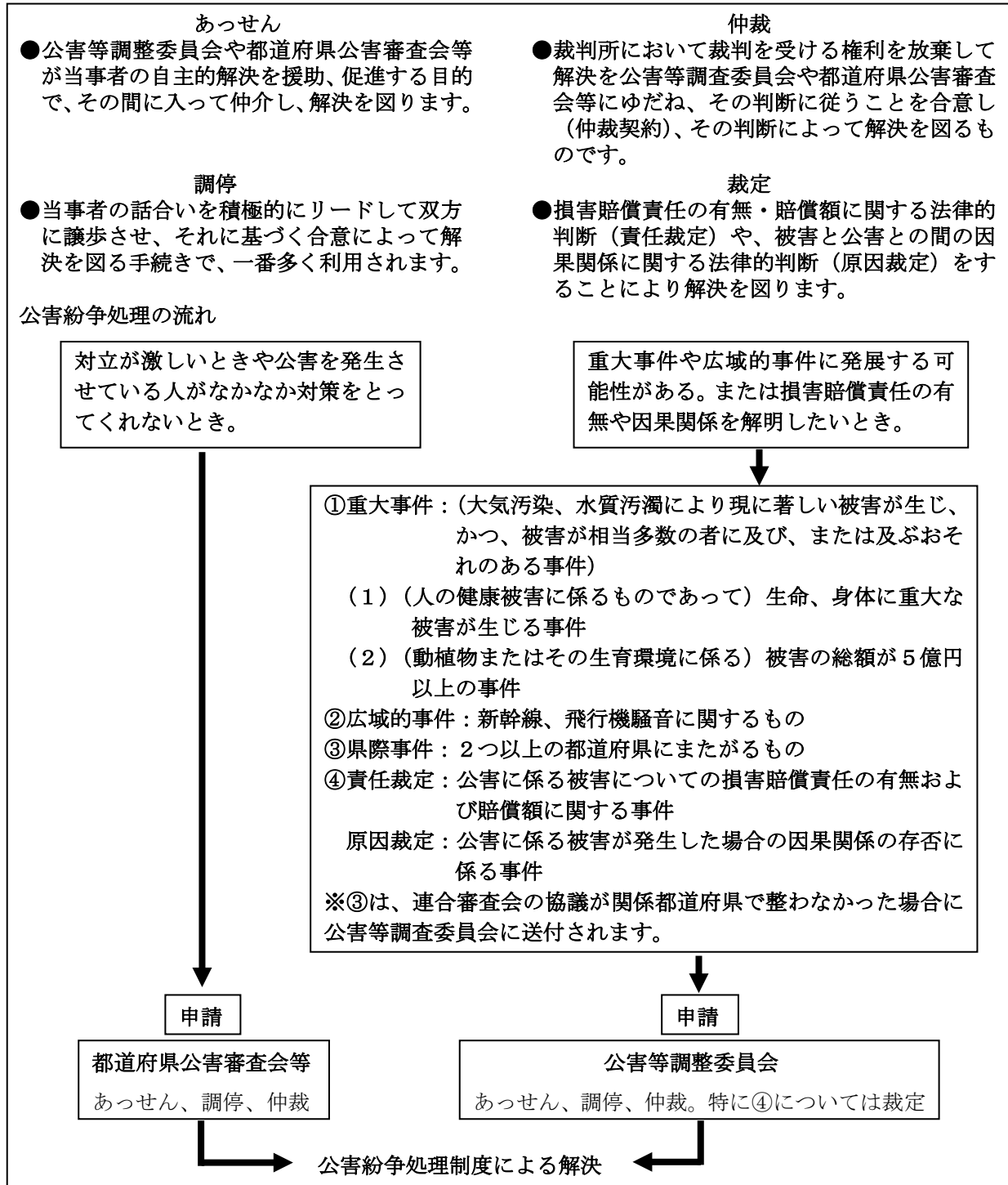
注11) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (MBC) として測定し、ベノミルに換算して算出すること。

第5節 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）

1 公害紛争処理制度における紛争解決のための手続き

公害紛争処理制度は、公害紛争を民事訴訟で争った場合、その解決に多くの時間と費用がかかるなど被害者の救済の面で問題があったことから生まれた制度です。このため、この制度には、民事訴訟に比べて、①迅速な解決が図られる ②費用が安い ③専門的な知識が活用できるといった特色があります。

公害紛争解決のための手続きとしては、次のものがあり、岩手県公害審査委員や総務省の公害等調整委員会が担当します。このうち、重大事件や広域的な事件、損害賠償や因果関係の問題（裁定手続）は公害等調整委員会が担当します。



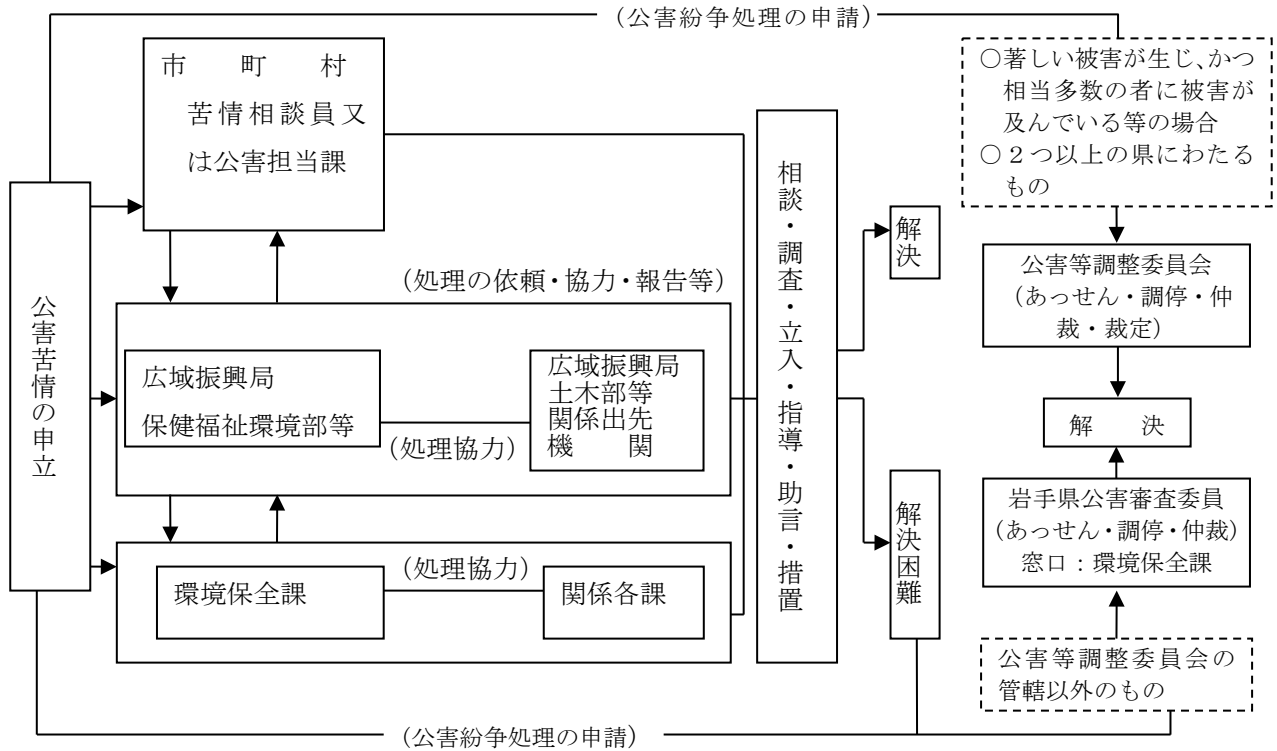
2 手数料

公害紛争処理の手續きに要する費用等に関する条例（昭和45年条例第48号）第3条

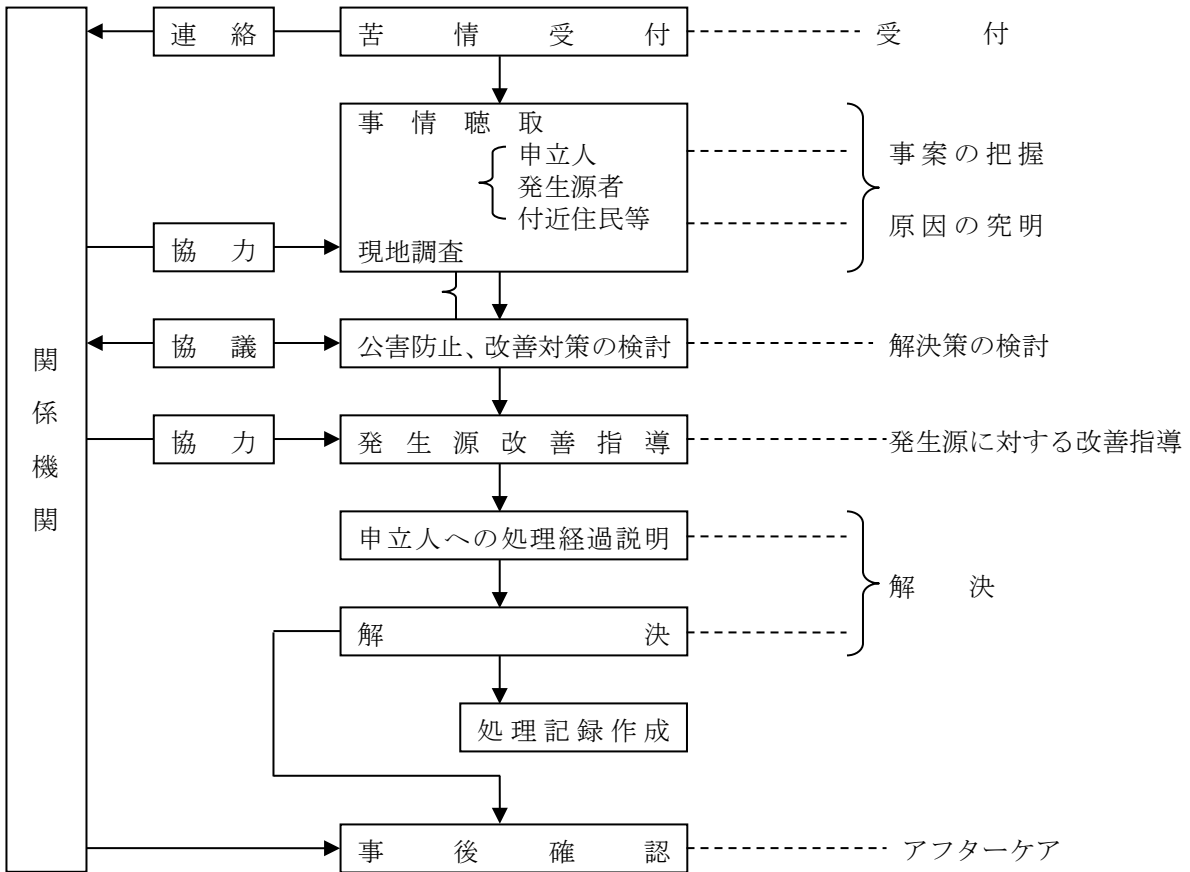
（最近改正 平成19.10.19）

| 区分 | 調停又は仲裁を求める事項の価額 | 金額 |
|----------------------------|--------------------------|---|
| 調停 | (1) 100万円以下の場合 | 1,000円 |
| | (2) 100万円を超え1,000万円以下の場合 | 1,000円に100万円を超える部分が10,000円に達するごとに7円を加えた金額 |
| | (3) 1,000万円を超え1億円以下の場合 | 7,300円に1,000万円を超える部分が10,000円に達するごとに6円を加えた金額 |
| | (4) 1億円を超える場合 | 61,300円ごとに1億円を超える部分が10,000円に達するごとに5円を加えた金額 |
| 仲裁 | (1) 100万円以下の場合 | 2,000円 |
| | (2) 100万円を超え1,000万円以下の場合 | 2,000円に100万円を超える部分が10,000円に達するごとに20円を加えた金額 |
| | (3) 1,000万円を超え1億円以下の場合 | 20,000円に1,000万円を超える部分が10,000円に達するごとに15円を加えた金額 |
| | (4) 1億円を超える金額 | 155,000円に1億円を超える部分が10,000円に達するごとに10円を加えた金額 |
| 法第23条の4第1項の規定による調停の手續きへの参加 | | 調停の申請の項により算出して得た金額 |
| 調停打ち切り等の後引き続き仲裁を求める場合 | | 仲裁の申請の項により算出して得た金額から調停の申請に際して納付した手数料を差し引いた金額 |

3 公害苦情相談と公害紛争処理のしくみ



4 公害苦情処理事務の流れ



第6節 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）

1 対象工場（特定工場）及び施設区分による公害防止管理者の種類

| 対象工場（特定工場）及び施設の区分 | | | | |
|--|--------------------------|--|--|--|
| 左欄に掲げる業種に属し、かつ右欄に掲げる施設を設置している工場を対象とする。 | | | 規 模 | |
| 業 種 | 施 設 の 種 類 | | | |
| 製造業（物品の加工業を含む。） 電気供給業 ガス供給業 熱供給業 （法第2条、令第1条） | ばい煙発生施設 （法第2条第1号） | 有害物質（窒素酸化物を除く。）を発生する施設 （令第2条第2項第1号、令第7条第1項第1号） | 排ガス量 4万Nm ³ /h以上 4万Nm ³ /h未満 | |
| | | 上記施設以外のばい煙発生施設 （令第2条第2項第2号、令第7条第1項第2号） | 排ガス量 4万Nm ³ /h以上 4万Nm ³ /h未満 1万Nm ³ /h以上 | |
| | | 汚水等排出施設 （法第2条第2号） | 有害物質を排出するもの （令第3条第2項第1号、令第7条第2項第1号、令別表第1） | 排出水量 1万m ³ /d以上 1万m ³ /d未満 |
| | | | 有害物質を排出しないもの （令第3条第2項第2号、令第7条第2項第2号） | 排出水量 1万m ³ /d以上 1万m ³ /d未満 1,000m ³ /d以上 |
| | 騒音発生施設 （法第2条第3号） | 機械プレス（令第4条第1号） | 呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。 | |
| | | 鍛造機（令第4条第2号） | 落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。 | |
| | 特定粉じん発生施設 （法第2条第4号） | 大気汚染防止法で規定する特定粉じん発生施設 （令第4条の2）（大防法令別表第2の2） | すべてのもの | |
| | 一般粉じん発生施設 （法第2条第5号） | 大気汚染防止法に規定する一般粉じん発生施設 （令第5条）（大防法令別表第2） | | |
| | 振動発生施設 （法第2条第6号） | 液圧プレス（矯正プレスを除く。） （令第5条の2第1） | 呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限る。 | |
| | | 機械プレス （令第5条の2第2号） | 呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。 | |
| | | 鍛造機 （令第5条の2第3号） | 落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。 | |
| | ダイオキシン類発生施設 （法第2条第7号） | ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設 （令第5条の3）（ダイ特法令別表第1第1号から第4号まで、同令別表第2第1号から第14号まで） | すべてのもの | |

※ 平成16年12月1日の政令の改正により、騒音関係及び振動関係については、二つの区分を統合し、新たに「騒音・振動関係公害管理者」となった。ただし、すでに騒音関係公害防止管理者又は振動関係公害防止管理者の資格を有している者は、改正後もそれぞれ騒音発生施設に係る公害防止管理者又は振動発生施設に係る公害防止管理者に選任される資格を有する。
(平成18年4月1日施行)

| 選任すべき公害防止 管理者の種類 | 選任できる資格者の種類（○印のいずれかを有する者） | | | | | | | | | | | | 備考 | |
|----------------------|---------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------------|------------------------|----------------------|---------------------------------|----|--|
| | 大気関係 | | | | 水質関係 | | | | 関 特 定 粉 じ ん 係 | 関 一 般 粉 じ ん 係 | 関 騒 音 ・ 振 動 | ン ダ イ オ キ シ ン 類 関 係 | | |
| | 一 種 | 二 種 | 三 種 | 四 種 | 一 種 | 二 種 | 三 種 | 四 種 | | | | | | |
| 大気関係第1種 公害防止管理者 | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| 大気関係第2種 公害防止管理者 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 大気関係第3種 公害防止管理者 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | |
| 大気関係第4種 公害防止管理者 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| 水質関係第1種 公害防止管理者 | | | | | ○ | | | | | | | | | |
| 水質関係第2種 公害防止管理者 | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 水質関係第3種 公害防止管理者 | | | | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 水質関係第4種 公害防止管理者 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 騒音・振動関係 公害防止管理者 | | | | | | | | | | | ○ | | | |
| 特定粉じん関係 公害防止管理者 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | |
| 一般粉じん関係 公害防止管理者 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | |
| 騒音・振動関係 公害防止管理者 | | | | | | | | | | | ○ | | | |
| ダイオキシン類関 係公害防止管理者 | | | | | | | | | | | | ○ | | |

2 公害防止管理者の業務

| | 業 務 |
|--|--|
| 公害防止統括者 | <p>次の業務を統括管理すること（法第3条第1項、規則第3条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ばい煙発生施設その他の公害発生施設の使用方法の監視 2 ばい煙処理施設その他の公害防止施設の維持・使用 3 ばい煙の量又は排水若しくは特定地下浸透水の汚染状態の測定・記録 4 ばい煙又は排水に係る緊急時の措置 5 大気汚染防止法又は水質汚濁防止法の事故時の措置等 |
| 公害防止管理者 | <p>次の技術的事項を管理すること（法第4条第1項、規則第6条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 燃料、原材料の検査 2 ばい煙発生施設その他の公害発生施設の点検 3 ばい煙処理施設その他の公害発生施設の操作・点検・補修 4 ばい煙量・ばい煙濃度・排水の汚染状態又は排出ガス若しくは排水に含まれるダイオキシン類の量の測定の実施・結果の記録 5 測定器の点検・補修 6 ばい煙又は排水に係る緊急時における必要な措置の実施 7 大気汚染防止・水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法の事故時における応急措置の実施等 |
| <p>公害防止主任管理者</p> <p>（排出ガス量が1時間当たり4万m³以上であり、かつ、排水量が1日当たり1万m³以上の特定工場においては選任しなければならない。）</p> | <p>大気関係及び水質関係の公害防止管理者の業務に係る技術的事項について、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮すること（法第5条）</p> |
| <p>公害防止統括者、公害防止管理者、又は公害防止主任管理者の代理人</p> | <p>公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者が、旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、それぞれの職務を代理して行う（法第6条）</p> |

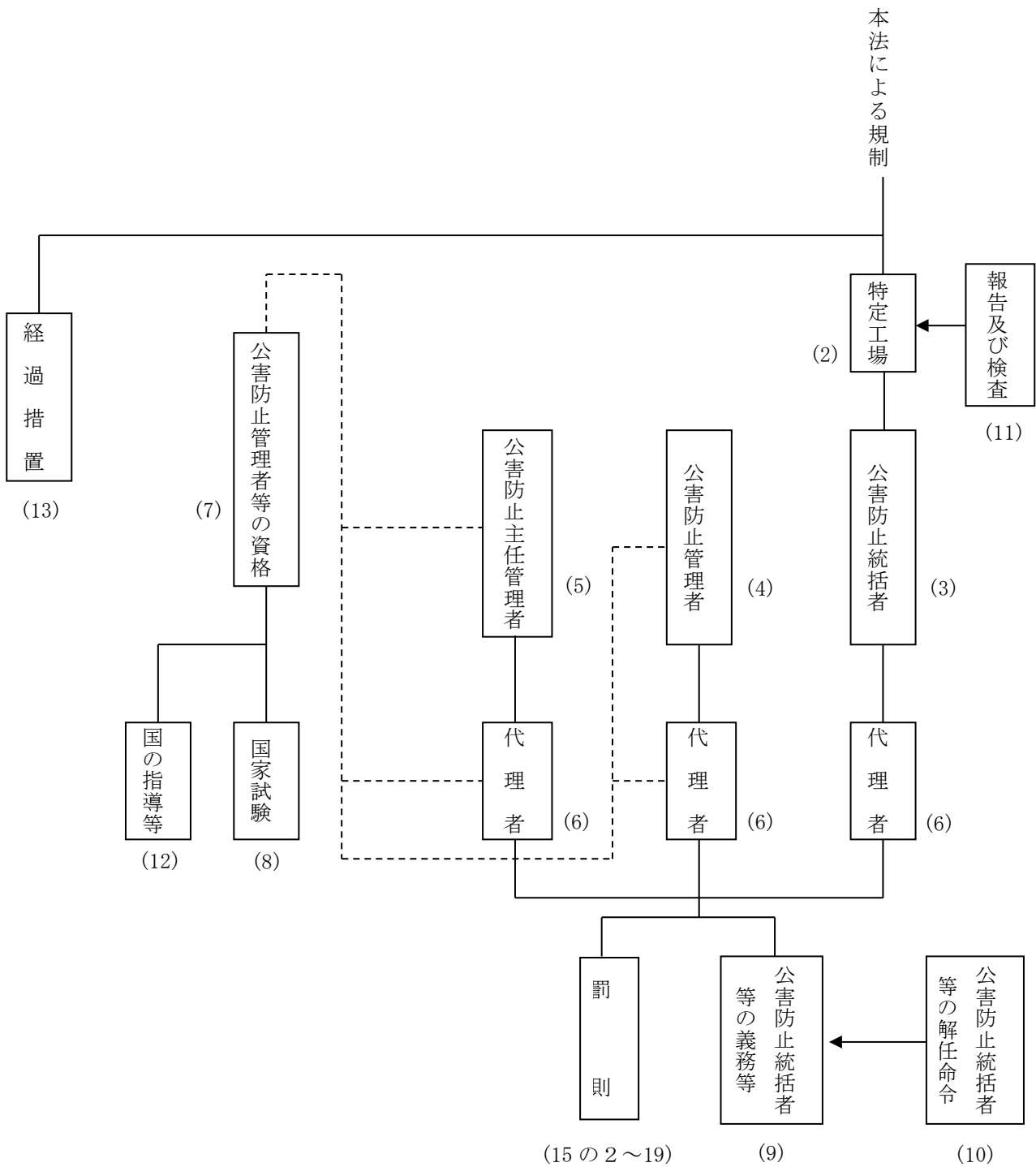
| 資 格 | 選 任 手 続 等 | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>特定資格は規定されていないが、当該特定工場における事業の実施を統括管理する者（すなわち工場長に相当する者）であることを要する （法第3条第2項）</p> | <p>選任事由が発生してから30日以内に選任し、選任した日から30日以内に管轄都道府県知事に届け出ること（法第3条第1項、第3項、規則第2条） 解任、死亡の場合も同様</p> | <p>常時使用従業員20人以下の事業者は、公害防止統括者の選任義務を免除（法第3条第1項、令第6条）</p> |
| <p>① 公害防止管理者試験合格者 ② 資格認定講習を終了した者（法第7条第1項第1号、令第10条）</p> | <p>選任事由が発生した日から60日以内に選任し、選任した日から30日以内に管轄都道府県知事に届け出ること（法第4条第1項、第3項、規則第5条） 解任、死亡の場合も同様</p> | <p>公害防止管理者は、施設の区分ごとに、資格を有する者を選任しなければならない （法第4条第1項、第2項、令第7条、第8条） 二つ以上の工場について同一の公害防止管理者を選任してはならない。ただし、同一社ではあるが同一敷地内にない複数の工場において、同一人を選任する場合、親子会社等の関係にあるものが同一敷地内に設置する複数の工場において同一人を選任する場合、事業協同組合等で同一都道府県内の組合員（常時使用従業員50人以下）が共同で公害防止業務を行う際に同一人を選任する場合、及び近隣の同業種の中小企業者が共同で公害防止業務を行う際に同一人を選任する場合は、兼務できる（規則第5条）</p> |
| <p>① 公害防止主任管理者試験合格者 ② 資格認定講習を終了した者（法第7条第1項第2号、令第11条） ③ 大気関係第1種又は第3種有資格者であり、かつ、水質関係第1種又は、第3種有資格者である者（法第7条第1項第1号、令第11条）</p> | <p>同 上 （法第5条第1項、第3項、規則第8条）</p> | <p>排出ガス量が4万Nm³/h以上で、かつ排出水量1万m³/d以上の特定工場のみ選任を必要とする（令第9条）。ただし、ばい煙並びに汚水及び廃液が確実に処理できる場合には、公害防止主任管理者の選任を免除することができる（令第9条）。 二つ以上の工場について同一の公害防止主任管理者を選任してはならない（規則第8条）</p> |
| <p>それぞれ公害防止統括者、公害防止管理者、又は公害防止主任管理者の資格と同じ資格が必要（法第6条第2項）</p> | <p>それぞれ公害防止統括者、公害防止管理者、又は公害防止主任管理者の選任手続き等と同じ手続（法第6条第2項）</p> | |

3 資格認定講習受講資格（公害防止主任管理者は省略）

| 受験資格の区分 | | 公害防止管理者の種別 | | | | 大 気 | | | | 水 質 | | | | 騒音・振動 | 粉じん | ダイオキシン | |
|---|---|------------|----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|-------|-----|--------|---|
| | | 1種 | 2種 | 3種 | 4種 | 1種 | 2種 | 3種 | 4種 | 1種 | 2種 | 3種 | 4種 | | | | |
| 技 術 士 | 化学部門（全選択科目） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | ○ | |
| | 金属部門 （非鉄冶金、鋼鉄生産システム、非鉄生産システム） | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 環境部門（環境保全計画、環境測定） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 機械部門（動力エネルギー、熱工学） | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | 金属部門（鉄鋼生産システム、非鉄生産システム） | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | 衛生工学部門（大気管理） | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ○ | |
| | 応用理学部門（物理及び化学） | | | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 上下水道部門（全科目選択） | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | 衛生工学部門（水質管理） | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | 農業部門（農芸化学） | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 技 術 資 格 | 機械部門 （機械加工及び加工機、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械、機械力学・制御） | | | | | | | | | | | | | ○ | | | |
| | 化学部門（化学装置及び設備） | | | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| | 環境計量士（濃度） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| | 環境計量士（騒音・振動） | | | | | | | | | | | | | ○ | | | |
| | 衛生工学衛生管理者（1年以上その職務に従事したもの） | | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | 毒物劇物取扱責任者（1年以上その職務に従事したもの） | | ○ | | | | | | ○ | | | | | | | ○ | |
| | 保安技術管理者等有資格者 | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | | ○ | |
| | 鉱害防止係員有資格者 | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | | ○ | |
| | 薬剤師 | | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | エネルギー管理士（熱管理士を含む） | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | 甲種ガス主任技術者 | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | | | |
| | 乙種ガス主任技術者 | | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | |
| | 特級ボイラー技士免許 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | 一級ボイラー技士免許 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | 第1種、第2種電気主任技術者 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | 第1種、第2種ボイラー・タービン主任技術者 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | 採石業務管理者（同実務1年以上） | | | | | | | | | | | ○ | | | ○ | | |
| | 生物由来製品製造管理者（同実務1年以上） | | | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | 再生医療等製品製造管理者（同実務1年以上） | | | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | 第1種作業環境測定士 | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | |
| 大気関係第1種又は第2種公害防止管理者有資格者であり、かつ、水質関係第1種又は第2種公害防止管理者有資格者 | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| 学 歴 及 び 実 務 経 験 資 格 | 実務の経験年数 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 大学又は旧大学令に基づく大学卒業者（薬学、工学、化学） | | 3 | 5 | 3 | | | | | | | | 3 | 3 | 3 | | |
| | 2 大学又は旧大学令に基づく大学卒業者（薬学、工学、化学、農学）※水産学含み農業経済学除く | | | | | | | | 3 | 5 | 3 | | | | | | |
| | 3 短期大学又は旧専門学校例に基づく専門学校卒業者（薬学、工学、化学） | | 5 | 7 | 5 | | | | | | | | 5 | 5 | 5 | | |
| | 4 短期大学又は旧専門学校例に基づく専門学校卒業者（薬学、工学、化学、農学）※水産学含み農業経済学除く | | | | | | | | 5 | 7 | 5 | | | | | | |
| | 5 高等学校又は旧中学校令に基づく中学校卒業者 | | 7 | 9 | 7 | | | | 7 | 9 | 7 | | 7 | 7 | 7 | | |
| | 6 1,3,5のいずれにも該当しない場合 | | 10 | 12 | 10 | | | | | | | | 10 | 10 | 10 | | |
| 7 2,4,5のいずれにも該当しない場合 | | | | | | | | 10 | 12 | 10 | | | | | | | |

備考) 実務とはそれぞれ管理者種別に対応するばい煙、汚水、騒音など発生施設、処理、防止施設の維持及び管理の業務である。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律体系図



注1 図に掲げた項目以外に、試験事務の委任（8の2～8の18）、事務の委任(14)等について定めている。

2 図中の()内数字は条文を示す。例えば(2)は法第2条を意味する。

第7節 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

(昭和48年法律第117号)

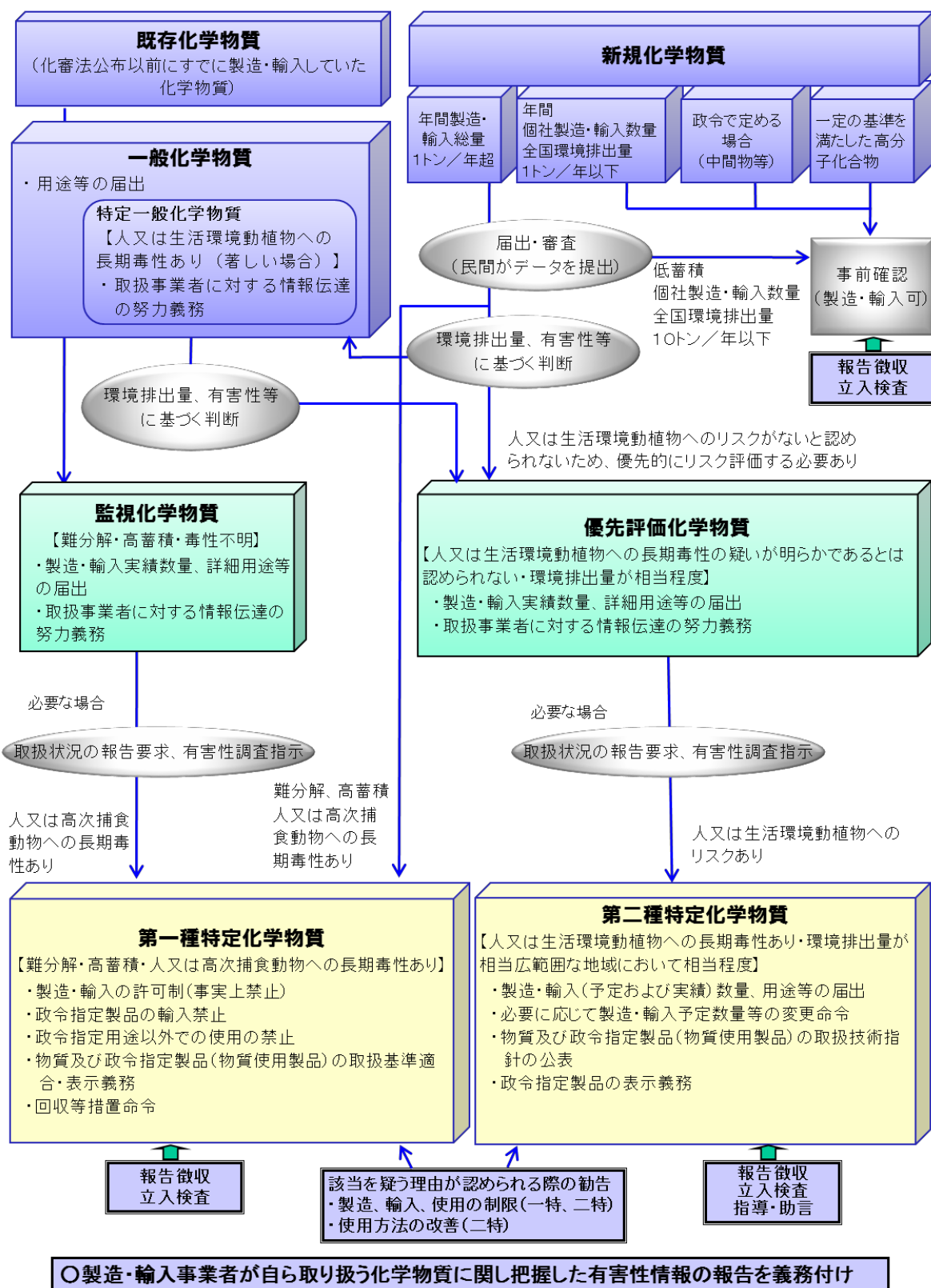
(最終改正 令和5年12月13日号外法律第84号)

1 化学物質の主な規制内容

| 区分 | 第一種特定化学物質 | 第二種特定化学物質 |
|--------|--|--|
| 定義 | ① 難分解性のあるもの 自然的作用による化学変化を生じにくいもの ② 高蓄積性のあるもの 生物の体内に蓄積されやすいもの ③ 長期毒性のあるもの 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれのあるもの、又は、高次捕食動物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの ④ 自然的作用による化学変化により、容易に①、②及び③に該当する物質を生成するもの | ① 人への長期毒性又は、生活環境動植物への長期毒性のあるもの ② 自然的作用による化学変化により、容易に①に該当する物質を生成するもの 上記①又は②のいずれかに該当し、かつ相当広範囲の地域の環境において当該化学物質が相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることにより、人の健康にかかる被害又は生活環境動植物の生息もしくは生育に係る被害を生じおそれがあると認められるもの |
| 指定 | 政令（第1条） | 政令（第2条） |
| 該当化学物質 | PCB、PCN（塩素数が2以上のもの）、HCB、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン、2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、2,2,2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール又は2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス（4-クロロフェニル）エタノール、ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン、2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、 α -ヘキサクロロシクロヘキサン、 β -ヘキサクロロシクロヘキサン、 γ -ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブプロモジフェニル、テトラブプロモジフェニルエーテル、ペンタブプロモジフェニルエーテル、ヘキサブプロモジフェニルエーテル、ヘプタブプロモジフェニルエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサブプロモシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものであって、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。）、デカブプロモジフェニルエーテル、PFOA又はその塩、PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩 | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、トリフェニルスズ化合物（7種）、トリブチルスズ（13種） |
| 規制 | 製造・輸入業者及び使用者に対する規制（第17条～第34条） 製造・輸入の許可、用途制限等（製造・輸入及び使用の事実上の禁止） 政令指定製品の輸入禁止等 | 製造又は輸入する者に対する規制 ① 製造又は輸入予定数量等の届出と予定数量の遵守（第35条第1項・第3項） ② 製造又は輸入予定数量の変更命令と変更数量の遵守（第35条第5項） ③ 製造又は輸入数量等の届出（第35条第6項） 取扱事業者に対する規制 ① 主務大臣は、環境汚染防止のための技術上の指針を公表し、必要と認めるときは適切な勧告をする（第36条） ② 容器、包装又は送り状に環境汚染防止のための措置に関する指示（第37条） ③ 主務大臣は、製造・運搬・使用等取扱いの方法に関して指導・助言を行う（第39条） |

| 監視化学物質 | 優先評価化学物質 |
|---|---|
| ① ①第一種特定化学物質の定義①及び②に該当するものであり、かつ、③に該当するかどうか明らかでないもの ② 自然的作用による化学変化により、容易に①に該当する物質を生成するもの | ① ①第二種特定化学物質の①又は②に該当する疑いのあるもの |
| 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣による指定 (第2条第4項) (第2条第5項) | |
| 酸化水銀(Ⅱ)等 37物質 | 二硫化炭素等 88物質 |
| 製造又は輸入した者に対する規制 ① 製造又は輸入数量等の届出(第13条第1項) ② 有害性の調査とその結果報告(第14条) 取扱事業者に対する規制 主務大臣は、製造・運搬・使用等取扱いの方法に関して指導・助言を行う(第39条) | 製造又は輸入した者に対する規制 ① 製造又は輸入数量等の届出(第9条第1項) ② 有害性の調査とその結果報告(第10条第1項) 取扱事業者に対する規制 主務大臣は、製造・運搬・使用等取扱いの方法に関して指導・助言を行う(第39条) |

2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律体系図



第8節 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(通称：化管法)

1 法律の目的と概要

- ① 人の健康を損なうおそれのある等の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置
(P R T R : Pollutant Release and Transfer Register)
 - ・ 事業者は、指定化学物質（**第一種指定化学物質**）の事業所からの排出量を、自ら把握し都道府県知事を経して、国に報告
 - ・ 国は報告されたデータを集計し公表、また個別の事業所データを請求に基づき開示
- ② 事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置
(S D S : Safety Data Sheet)
 - ・ 指定化学物質（**第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質**）を取り扱う事業者は、化学物質の譲渡提供の相手方事業者に対して、化学物質の性状等を記録した文書の交付を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること

図1 PRTRによる排出量及び移動量の把握

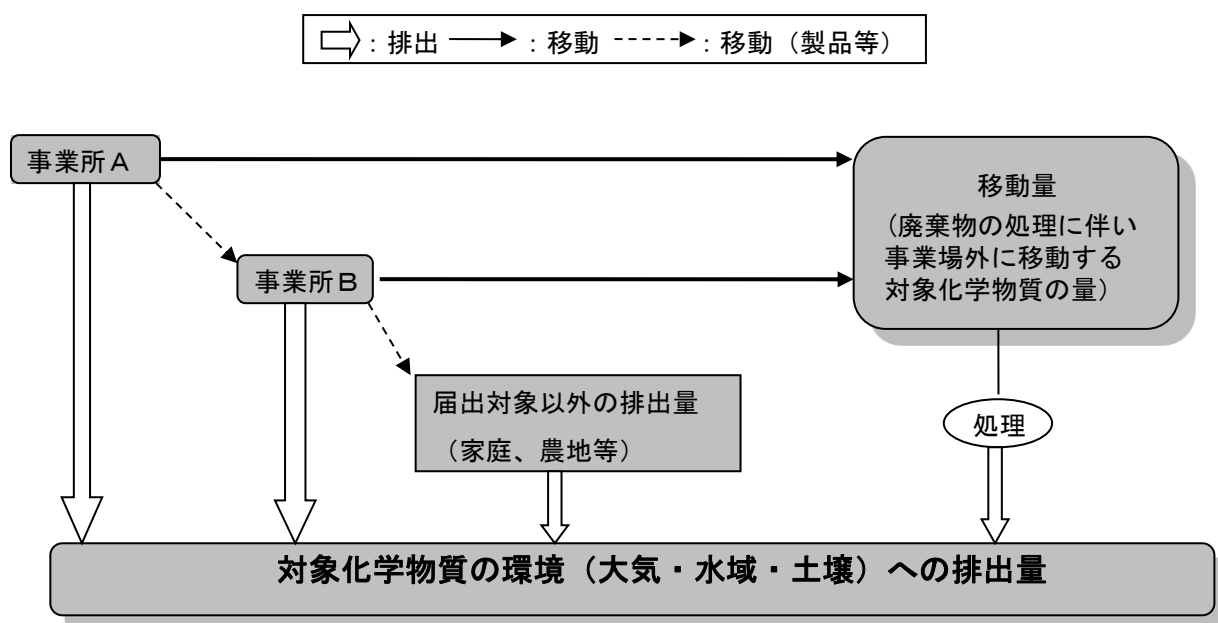
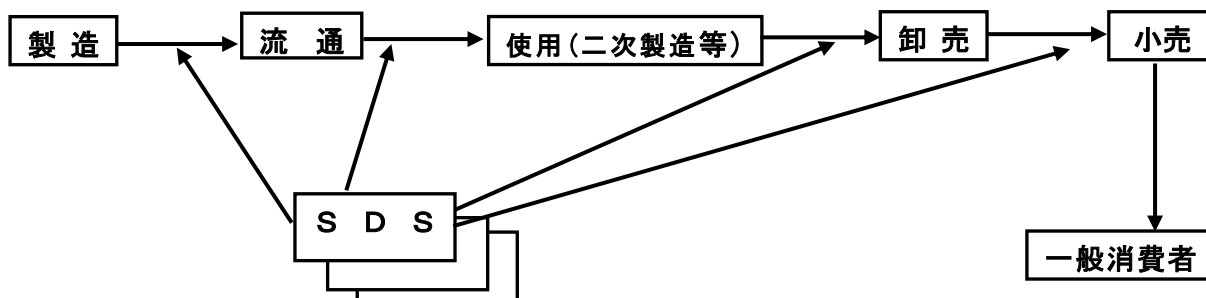
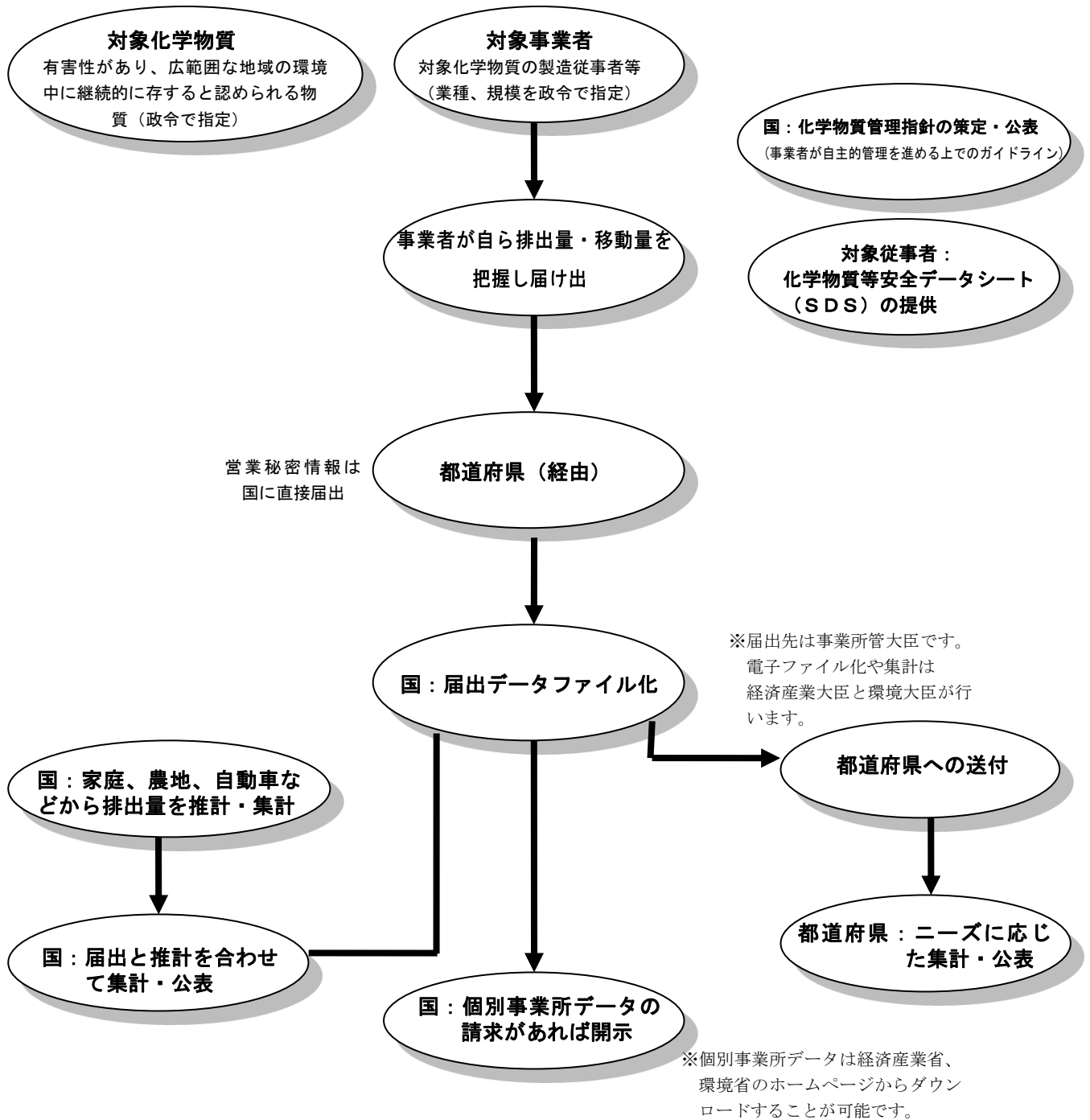


図2 化学物質の性状及び取扱いに関する情報提供 (S D S) の交付の仕組み



2 化学物質の排出量等の措置（P R T R）実施の手順

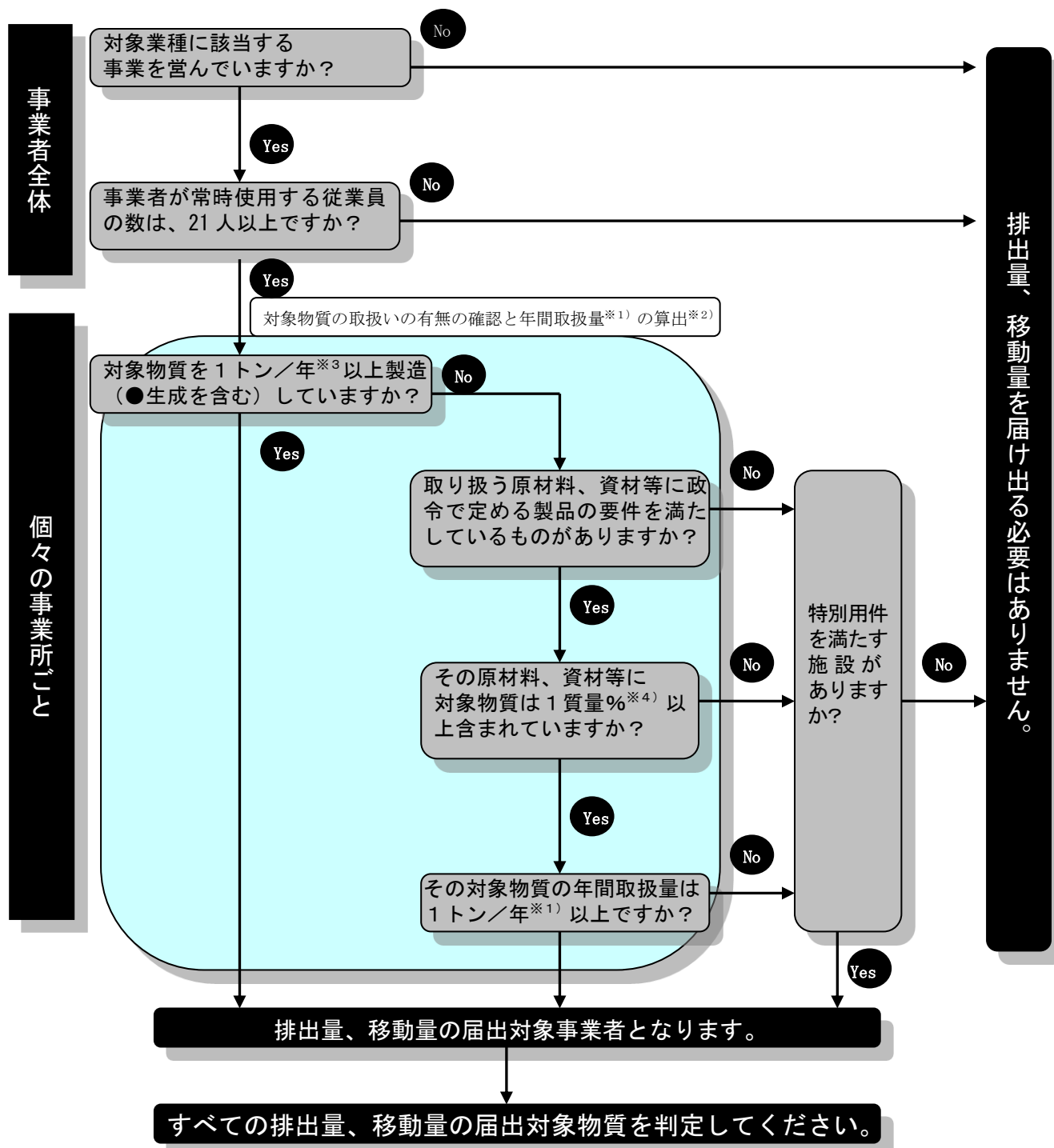


○化管法では、さらに国や地方公共団体が支援措置に努めるよう定めています。

- ① 化学物質の有害性などの科学的知見の充実
- ② 化学物質の有害性などのデータベースの整備と利用の促進
- ③ 事業者に対する技術的な助言
- ④ 化学物質の排出や管理の状況などについての国民理解の増進
- ⑤ ③や④のための人材の育成

3 届出の対象となる事業者

(1) 対象事業者の判定フロー



* 1 年間取扱量とは、年度1年間（年度初め4月～年度末3月）の取扱量を意味します。

* 2 本フロー図では、届出対象事業者の判定用に対象物質の年間取扱量の算出方法を簡略化して示しております。

* 3 政令で定める特定第一種指定化学物質は0.5トン/年

* 4 政令で定める特定第一種指定化学物質0.1質量%

(2) 届出対象業種

対象となる事業者の要件のうち対象業種は以下に掲げる業種です。これらの一つでも該当する事業を営んでいる場合は、対象業種の要件を満たします。

対象業種

- | | |
|------------------|---|
| 1 金属鉱業 | 7 下水道業 |
| 2 原油・天然ガス鉱業 | 8 鉄道業 |
| 3 製造業 | 9 倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る) |
| a 食料品製造業 | 10 石油卸売業 |
| b 飲料・たばこ・飼料製造業 | 11 鉄スクラップ卸売業 ^{*)} |
| c 繊維工業 | ^{*)} 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る |
| d 衣服・その他の繊維製品製造業 | 12 自動車卸売業 ^{*)} |
| e 木材・木製品製造業 | ^{*)} 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る |
| f 家具・装備品製造業 | 13 燃料小売業 |
| g パルプ・紙・紙加工品製造業 | 14 洗濯業 |
| h 出版・印刷・同関連産業 | 15 写真業 |
| i 化学工業 | 16 自動車整備業 |
| j 石油製品・石炭製品製造業 | 17 機械修理業 |
| k プラスチック製品製造業 | 18 商品検査業 |
| l ゴム製品製造業 | 19 計量証明業(一部計量証明業を除く) |
| m なめし革・同製品・毛皮製造業 | 20 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る) |
| n 窯業・土石製品製造業 | 21 産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処理業を含む) |
| o 鉄鋼業 | 22 医療業 |
| p 非鉄金属製造業 | 23 高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く) |
| q 金属製品製造業 | 24 自然科学研究所 |
| r 一般機械器具製造業 | 注：公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象。 |
| s 電気機械器具製造業 | |
| t 輸送用機械器具製造業 | |
| u 精密機械器具製造業 | |
| v 武器製造業 | |
| w その他の製造業 | |
| 4 電気業 | |
| 5 ガス業 | |
| 6 熱供給業 | |

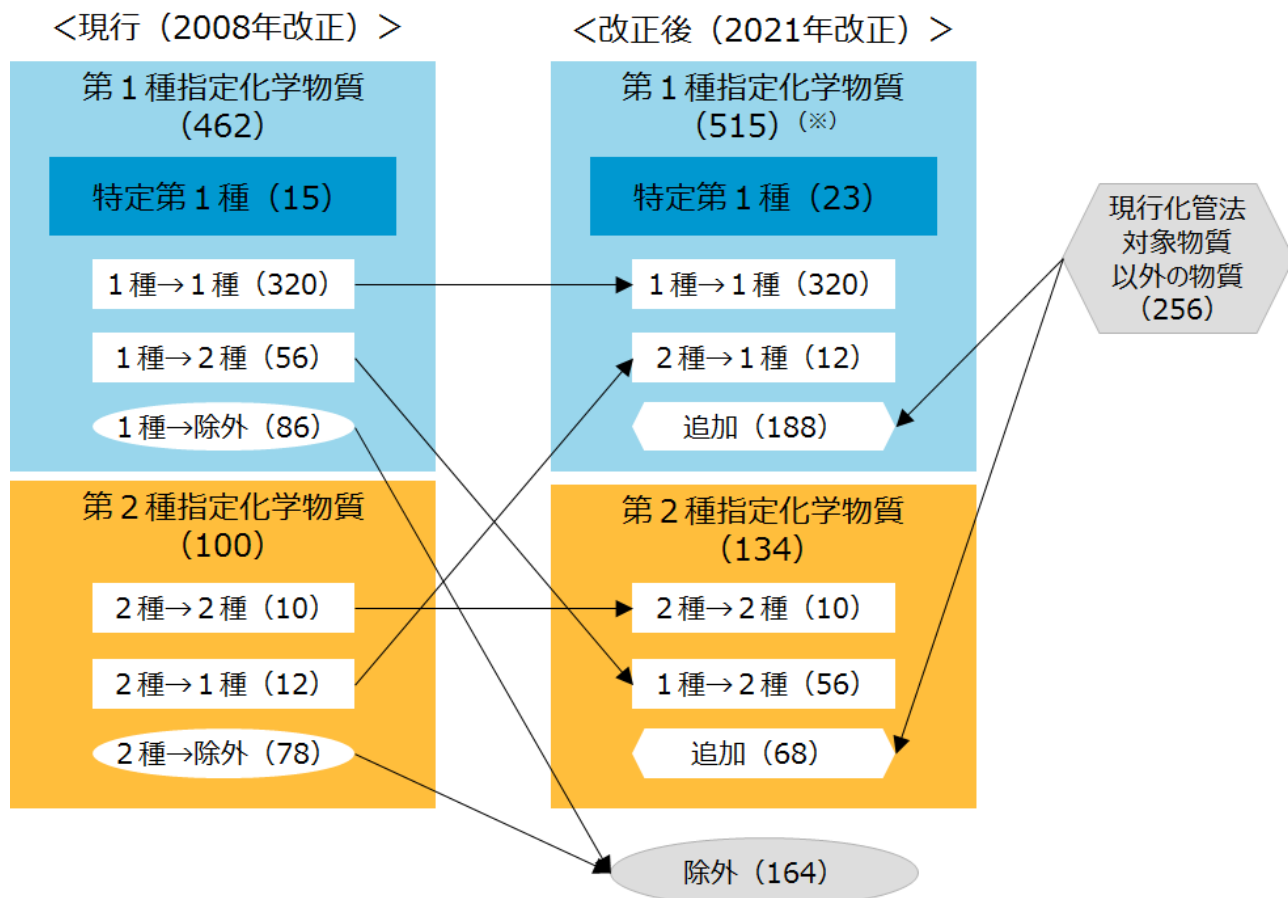
(3) 特別要件施設

- ① 金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営む事業者にあつては、鉱山保安法第8条第1項に規定する建築物、工作物その他の施設
- ② 下水道業を営む事業者にあつては、下水道終末処理施設
- ③ ごみ処分業、又は産業廃棄物処分業を営む事業者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設
- ④ ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設

4 PRTR及びSDS対象化学物質

(1) 令和3年10月の政令改正による対象化学物質の変更

・対象物質数の概況



※構造が類似する物質等の統合、「有機スズ化合物」の分離により、最終的に515物質となる。

(2) 管理番号

令和3年10月の政令改正により、指定化学物質の政令番号の変更による事業者の負担を軽減するため、現行指定化学物質及び新規指定化学物質に、政令番号（※1）とは異なる管理番号（※2）が付与された。PRTR制度においては、令和6年度の届出から、現在の政令番号に代わって管理番号が使用される方針である。SDSへの指定化学物質の政令番号及び管理番号の記載は必須ではないが、記載する場合は、1指定化学物質に固有の1番号が維持される管理番号の記載を推奨する。

- ※1 政令番号とは、政令改正毎に指定化学物質に1から順番に番号をつけたもので、政令改正の前と後で同じ物質でも政令番号が変わる場合がある。
- ※2 化管法の政令改正により今後指定化学物質が追加・削除されても、1指定化学物質に対応する固有の1番号となる管理番号は原則維持される。

2021年（令和3年）政令改正後の指定化学物質リスト

2008（H20）改正指定化学物質（今回の見直しで種別変更となる物質、除外される物質もそのまま記載）

| 管理番号※1 | CAS登録番号※2 | 2021改正物質名※3 | 2021改正別名※4 | 2021改正令番号※5 | 2021改正種別※6 | 2008改正物質名※7 | 2008改正種別※8 |
|--------|-------------|--|------------|-------------|------------|--|------------|
| 1 | | 亜鉛の水溶性化合物 | | 1-001 | 第一 | 亜鉛の水溶性化合物 | 第一 |
| 2 | 79-06-1 | アクリルアミド | | 1-003 | 第二 | アクリルアミド | 第二 |
| 3 | 140-88-5 | アクリル酸エチル | | 1-004 | 第一 | アクリル酸エチル | 第一 |
| 4 | | アクリル酸及びその水溶性塩 | | 1-006 | 第二 | アクリル酸及びその水溶性塩 | 第二 |
| 5 | 2439-35-2 | アクリル酸2-（ジメチルアミノ）エチル | | 1-007 | 第一 | アクリル酸2-（ジメチルアミノ）エチル | 第一 |
| 6 | 818-61-1 | アクリル酸2-ヒドロキシエチル | | 2-001 | 第二 | アクリル酸2-ヒドロキシエチル | 第二 |
| 7 | 141-32-2 | アクリル酸ブチル | | 1-009 | 第一 | アクリル酸ノルマルブチル | 第一 |
| 8 | 96-33-3 | アクリル酸メチル | | 1-010 | 第二 | アクリル酸メチル | 第二 |
| 9 | 107-13-1 | アクリロニトリル | | 1-011 | 第一 | アクリロニトリル | 第一 |
| 10 | 107-02-8 | アクロレイン | | 1-012 | 第一 | アクロレイン | 第一 |
| 11 | 26628-22-8 | | | | | アジ化ナトリウム | 第一 |
| 12 | 75-07-0 | アセトアルデヒド | | 1-017 | 特定第一 | アセトアルデヒド | 第一 |
| 13 | 75-05-8 | | | | | アセトニトリル | 第一 |
| 14 | 75-86-5 | アセトンシアノヒドリン | | 1-018 | 第一 | アセトンシアノヒドリン | 第二 |
| 15 | 83-32-9 | アセナフテン | | 1-019 | 第一 | アセナフテン | 第一 |
| 16 | 78-67-1 | | | | | 2, 2'-アゾビスイソブチロニトリル | 第二 |
| 17 | 90-04-0 | | | | | オルト-アニシジン | 第一 |
| 18 | 62-53-3 | アニリン | | 1-020 | 第一 | アニリン | 第一 |
| 19 | 82-45-1 | 1-アミノ-9, 10-アントラキノン | | 2-003 | 第二 | 1-アミノ-9, 10-アントラキノン | 第二 |
| 20 | 141-43-5 | 2-アミノエタノール | | 1-021 | 第一 | 2-アミノエタノール | 第一 |
| 21 | 1698-60-8 | 5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3（2H）-オン | クロリダゾン | 1-022 | 第一 | 5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3（2H）-オン（別名クロリダゾン） | 第一 |
| 22 | 120068-37-3 | 5-アミノ-1-〔2, 6-ジクロロ-4-（トリフルオロメチル）フェニル〕-3-シアノ-4-〔（トリフルオロメチル）スルフィニル〕ピラゾール | フィブロニル | 1-023 | 第一 | 5-アミノ-1-〔2, 6-ジクロロ-4-（トリフルオロメチル）フェニル〕-3-シアノ-4-〔（トリフルオロメチル）スルフィニル〕ピラゾール（別名フィブロニル） | 第一 |
| 23 | 123-30-8 | パラ-アミノフェノール | | 1-025 | 第一 | パラ-アミノフェノール | 第一 |
| 24 | 591-27-5 | | | | | メタ-アミノフェノール | 第一 |
| 25 | 21087-64-9 | 4-アミノ-6-ターシャリ-ブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5（4H）-オン | メトリブジン | 1-026 | 第一 | 4-アミノ-6-ターシャリ-ブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5（4H）-オン（別名メトリブジン） | 第一 |
| 26 | 107-11-9 | | | | | 3-アミノ-1-プロパン | 第一 |
| 27 | 41394-05-2 | 4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5（4H）-オン | メタミトロン | 1-027 | 第一 | 4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5（4H）-オン（別名メタミトロン） | 第一 |
| 28 | 107-18-6 | アリルアルコール | | 1-028 | 第一 | アリルアルコール | 第一 |
| 29 | 106-92-3 | 1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン | | 1-029 | 第一 | 1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン | 第一 |
| 30 | | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。） | | 1-045 | 第一 | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。） | 第一 |
| 31 | | アンチモン及びその化合物 | | 1-048 | 第一 | アンチモン及びその化合物 | 第一 |
| 32 | 120-12-7 | アントラセン | | 1-049 | 第一 | アントラセン | 第二 |
| 33 | 1332-21-4 | 石綿 | | 1-051 | 特定第一 | 石綿 | 特定第一 |
| 34 | 4098-71-9 | 3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート | | 1-053 | 第一 | 3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート | 第一 |
| 35 | 78-84-2 | | | | | イソブチルアルデヒド | 第一 |
| 36 | 78-79-5 | イソブレン | | 1-054 | 第一 | イソブレン | 第一 |
| 37 | 80-05-7 | 4, 4'-イソプロピリデンジフェノール | ビスフェノールA | 1-055 | 第一 | 4, 4'-イソプロピリデンジフェノール（別名ビスフェノールA） | 第一 |
| 38 | 4162-45-2 | | | | | 2, 2'-〔イソプロピリデンビス〔（2, 6-ジブromo-4, 1-フェニレン）オキシ〕〕ジエタノール | 第一 |
| 39 | 22224-92-6 | | | | | N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-（3-メチル-4-メチルチオフェニル）（別名フェナミホス） | 第一 |
| 40 | 149877-41-8 | イソプロピル=2-（4-メトキシピフェニル-3-イル）ヒドラジノホルマー | ビフェナゼート | 1-059 | 第一 | イソプロピル=2-（4-メトキシピフェニル-3-イル）ヒドラジノホルマー（別名ビフェナゼート） | 第一 |
| 41 | 66332-96-5 | 3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド | フルトラニル | 1-060 | 第一 | 3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド（別名フルトラニル） | 第一 |
| 42 | 96-45-7 | 2-イミダゾリジンチオン | | 2-006 | 第二 | 2-イミダゾリジンチオン | 第一 |
| 43 | 13516-27-3 | 1, 1'-〔イミノジ（オクタメチレン）〕ジグアニジン | イミノクタジン | 2-007 | 第二 | 1, 1'-〔イミノジ（オクタメチレン）〕ジグアニジン（別名イミノクタジン） | 第一 |
| 44 | | インジウム及びその化合物 | | 1-062 | 第一 | インジウム及びその化合物 | 第一 |
| 45 | 75-08-1 | | | | | エタンチオール | 第一 |
| 46 | 76578-14- | エチル=2-〔4-（6-クロロ-2- | キザロホップエ | 1-064 | 第一 | エチル=2-〔4-（6-クロロ-2- | 第一 |

| 管理番号※1 | CAS登録番号※2 | 2021改正物質名※3 | 2021改正別名※4 | 2021改正令番号※5 | 2021改正種別※6 | 2008改正物質名※7 | 2008改正種別※8 |
|--------|-------------|---|------------------------------------|-------------|------------|--|------------|
| | 8 | キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート | チル | | | キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート (別名キザロホップエチル) | |
| 47 | 36335-67-8 | O-エチル=O-(6-ニトロメタトリル)ニセカンダリ-ブチルホスホルアミドチオアート | ブタミホス | 1-068 | 第一 | O-エチル=O-(6-ニトロメタトリル)ニセカンダリ-ブチルホスホルアミドチオアート (別名ブタミホス) | 第一 |
| 48 | 2104-64-5 | O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート | EPN | 1-069 | 第一 | O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート (別名EPN) | 第一 |
| 49 | 40487-42-1 | N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン | ペンディメタリン | 1-070 | 第一 | N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン (別名ペンディメタリン) | 第一 |
| 50 | 2212-67-1 | S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート | モリネート | 1-071 | 第一 | S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート (別名モリネート) | 第一 |
| 51 | 149-57-5 | | | | | 2-エチルヘキサ酸 | 第一 |
| 52 | 83130-01-2 | エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート | アラニカルブ | 1-072 | 第一 | エチル=(Z)-3-(N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ)アミノ]プロピオナート (別名アラニカルブ) | 第一 |
| 53 | 100-41-4 | エチルベンゼン | | 1-073 | 第一 | エチルベンゼン | 第一 |
| 54 | 98886-44-3 | O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート | ホスチアゼート | 1-074 | 第一 | O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート (別名ホスチアゼート) | 第一 |
| 55 | 151-56-4 | | | | | エチレンイミン | 第一 |
| 56 | 75-21-8 | エチレンオキシド | | 1-075 | 特定第一 | エチレンオキシド | 特定第一 |
| 57 | 110-80-5 | エチレングリコールモノエチルエーテル | | 1-076 | 第二 | エチレングリコールモノエチルエーテル | 第二 |
| 58 | 109-86-4 | エチレングリコールモノメチルエーテル | | 1-078 | 第二 | エチレングリコールモノメチルエーテル | 第二 |
| 59 | 107-15-3 | エチレンジアミン | | 1-079 | 第一 | エチレンジアミン | 第一 |
| 60 | 60-00-4 | | | | | エチレンジアミン四酢酸 | 第一 |
| 61 | 12427-38-2 | N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン | マンネブ | 1-081 | 第一 | N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン (別名マンネブ) | 第一 |
| 62 | 8018-01-7 | N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物 | マンコゼブ又はマンゼブ | 1-082 | 第一 | N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物 (別名マンコゼブ又はマンゼブ) | 第一 |
| 63 | 85-00-7 | 1,1'-エチレン-2,2'-ビビリジニウム=ジプロミド | ジクアトジプロミド又はジクワット | 1-083 | 第一 | 1,1'-エチレン-2,2'-ビビリジニウム=ジプロミド (別名ジクアトジプロミド又はジクワット) | 第一 |
| 64 | 80844-07-1 | 2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル | エトフェンブロックス | 1-085 | 第一 | 2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル (別名エトフェンブロックス) | 第一 |
| 65 | 106-89-8 | エピクロロヒドリン | | 1-086 | 第一 | エピクロロヒドリン | 第一 |
| 66 | 106-88-7 | 1,2-エポキシブタン | | 1-087 | 第二 | 1,2-エポキシブタン | 第二 |
| 67 | 556-52-5 | 2,3-エポキシ-1-プロパノール | | 2-011 | 第二 | 2,3-エポキシ-1-プロパノール | 第一 |
| 68 | 75-56-9 | 1,2-エポキシプロパン | 酸化プロピレン | 1-088 | 第一 | 1,2-エポキシプロパン (別名酸化プロピレン) | 第一 |
| 69 | 122-60-1 | | | | | 2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル | 第一 |
| 70 | 155569-91-8 | エマメクチン安息香酸塩 | エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物 | 2-012 | 第二 | エマメクチン安息香酸塩 (別名エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物) | 第一 |
| 71 | 7705-08-0 | | | | | 塩化第二鉄 | 第一 |
| 72 | 85535-84-3 | 塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。) | | 1-089 | 第一 | 塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。) | 第一 |
| 73 | 111-87-5 | 1-オクタノール | | 1-094 | 第一 | 1-オクタノール | 第一 |
| 74 | 1806-26-4 | パラ-アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が8のものに限る。) | | 1-043 | 第一 | パラ-オクチルフェノール | 第一 |
| 75 | | カドミウム及びその化合物 | | 1-099 | 特定第一 | カドミウム及びその化合物 | 特定第一 |
| 76 | 105-60-2 | | | | | イブシロン-カプロラクタム | 第二 |
| 77 | 156-62-7 | | | | | カルシウムシアニド | 第一 |
| 78 | 105-67-9 | 2,4-キシレノール | | 1-101 | 第一 | 2,4-キシレノール | 第一 |
| 79 | 576-26-1 | 2,6-キシレノール | | 1-102 | 第一 | 2,6-キシレノール | 第一 |
| 80 | 1330-20-7 | キシレン | | 1-103 | 第一 | キシレン | 第一 |
| 81 | 91-22-5 | キノリン | | 1-104 | 第一 | キノリン | 第一 |
| 82 | | 銀及びその水溶性化合物 | | 1-105 | 第一 | 銀及びその水溶性化合物 | 第一 |
| 83 | 98-82-8 | クメン | | 1-106 | 第二 | クメン | 第二 |
| 84 | 107-22-2 | グリオキサール | | 1-107 | 第一 | グリオキサール | 第一 |
| 85 | 111-30-8 | グルタルアルデヒド | | 1-109 | 第一 | グルタルアルデヒド | 第一 |
| 86 | 1319-77-3 | クレゾール | | 1-110 | 第一 | クレゾール | 第一 |
| 87 | | クロム及び三価クロム化合物 | | 1-111 | 第一 | クロム及び三価クロム化合物 | 第一 |
| 88 | | 六価クロム化合物 | | 1-112 | 特定第一 | 六価クロム化合物 | 特定第一 |
| 89 | 95-51-2 | クロロアニリン | | 1-113 | 第一 | クロロアニリン | 第一 |

| 管理番号※1 | CAS登録番号※2 | 2021改正物質名※3 | 2021改正別名※4 | 2021改正番号※5 | 2021改正種別※6 | 2008改正物質名※7 | 2008改正種別※8 |
|--------|-------------|---|---------------|------------|------------|---|------------|
| 90 | 1912-24-9 | 2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン | アトラジン | 1-115 | 第一 | 2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン (別名アトラジン) | 第一 |
| 91 | 21725-46-2 | 2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル | シアナジン | 1-116 | 第一 | 2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル (別名シアナジン) | 第一 |
| 92 | 129558-76-5 | 4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド | トルフェンピラド | 1-117 | 第一 | 4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド (別名トルフェンピラド) | 第一 |
| 93 | 51218-45-2 | 2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド | メトラクロール | 1-118 | 第一 | 2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド (別名メトラクロール) | 第一 |
| 94 | 75-01-4 | クロロエチレン | 塩化ビニル | 1-120 | 特定第一 | クロロエチレン (別名塩化ビニル) | 特定第一 |
| 95 | 79622-59-6 | 3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラトルイジン | フルアジナム | 1-121 | 第一 | 3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラトルイジン (別名フルアジナム) | 第一 |
| 96 | 119446-68-3 | 1-[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキサラン-2-イル]メチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール | ジフェノコナゾール | 1-122 | 第一 | 1-(2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキサラン-2-イル)メチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名ジフェノコナゾール) | 第一 |
| 97 | 611-19-8 | | | | | 1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン | 第一 |
| 98 | 79-11-8 | クロロ酢酸 | | 1-123 | 第一 | クロロ酢酸 | 第一 |
| 99 | 105-39-5 | | | | | クロロ酢酸エチル | 第一 |
| 100 | 51218-49-6 | 2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド | プレチラクロール | 1-124 | 第一 | 2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド (別名プレチラクロール) | 第一 |
| 101 | 15972-60-8 | 2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド | アラクロール | 1-125 | 第一 | 2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド (別名アラクロール) | 第一 |
| 102 | 97-00-7 | | | | | 1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン | 第一 |
| 103 | 75-68-3 | 1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン | HCF C-1 4 2 b | 1-129 | 第一 | 1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン (別名HCF C-1 4 2 b) | 第一 |
| 104 | 75-45-6 | クロロジフルオロメタン | HCF C-2 2 | 1-130 | 第一 | クロロジフルオロメタン (別名HCF C-2 2) | 第一 |
| 105 | 2837-89-0 | 2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン | HCF C-1 2 4 | 1-137 | 第一 | 2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン (別名HCF C-1 2 4) | 第一 |
| 106 | | クロロトリフルオロエタン | HCF C-1 3 3 | 1-138 | 第一 | クロロトリフルオロエタン (別名HCF C-1 3 3) | 第一 |
| 107 | 75-72-9 | | | | | クロロトリフルオロメタン (別名CFC-1 3 3) | 第一 |
| 108 | 93-65-2 | (RS)-2-(4-クロロ-オルトトリルオキシ)プロピオン酸 | メコプロップ | 1-139 | 第一 | (RS)-2-(4-クロロ-オルトトリルオキシ)プロピオン酸 (別名メコプロップ) | 第一 |
| 109 | 95-49-8 | オルトクロロトルエン | | 2-020 | 第二 | オルトクロロトルエン | 第一 |
| 110 | 106-43-4 | パラクロロトルエン | | 2-021 | 第二 | パラクロロトルエン | 第二 |
| 111 | 121-87-9 | | | | | 2-クロロ-4-ニトロアニリン | 第一 |
| 112 | 88-73-3 | | | | | 2-クロロニトロベンゼン | 第一 |
| 113 | 122-34-9 | 2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン | シマジン又はCAT | 1-140 | 第一 | 2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン (別名シマジン又はCAT) | 第一 |
| 114 | 133220-30-1 | (RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1, 3-ジオン | インダノファン | 2-023 | 第二 | (RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1, 3-ジオン (別名インダノファン) | 第一 |
| 115 | 158237-07-1 | 4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド | フェントラザミド | 1-144 | 第一 | 4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド (別名フェントラザミド) | 第一 |
| 116 | 78587-05-0 | (4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド | ヘキシチアゾクス | 2-024 | 第二 | (4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド (別名ヘキシチアゾクス) | 第一 |
| 117 | 107534-96-3 | (RS)-1-パラクロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール | テブコナゾール | 1-145 | 第一 | (RS)-1-パラクロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール (別名テブコナゾール) | 第一 |
| 118 | 88671-89-0 | 2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサンニトリル | ミクロブタニル | 2-028 | 第二 | 2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサンニトリル (別名ミクロブタニル) | 第一 |

| 管理番号※1 | CAS登録番号※2 | 2021改正物質名※3 | 2021改正別名※4 | 2021改正令番号※5 | 2021改正種別※6 | 2008改正物質名※7 | 2008改正種別※8 |
|--------|-------------|---|-------------------------|-------------|------------|---|------------|
| 119 | 114369-43-6 | (RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル | フェンブコナゾール | 2-030 | 第二 | (RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル (別名フェンブコナゾール) | 第一 |
| 120 | 95-57-8 | | | | | オルトクロロフェノール | 第一 |
| 121 | 106-48-9 | パラクロロフェノール | | 1-146 | 第一 | パラクロロフェノール | 第一 |
| 122 | 598-78-7 | | | | | 2-クロロプロピオン酸 | 第一 |
| 123 | 107-05-1 | 3-クロロプロペン | 塩化アリル | 1-147 | 第一 | 3-クロロプロペン (別名塩化アリル) | 第一 |
| 124 | 99485-76-4 | 1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)尿素 | クミルロン | 1-148 | 第一 | 1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア (別名クミルロン) | 第一 |
| 125 | 108-90-7 | クロロベンゼン | | 1-149 | 第一 | クロロベンゼン | 第一 |
| 126 | 76-15-3 | クロロペンタフルオロエタン | CFC-115 | 1-150 | 第一 | クロロペンタフルオロエタン (別名CFC-115) | 第一 |
| 127 | 67-66-3 | クロロホルム | | 1-151 | 第一 | クロロホルム | 第一 |
| 128 | 74-87-3 | クロロメタン | 塩化メチル | 1-154 | 第一 | クロロメタン (別名塩化メチル) | 第二 |
| 129 | 59-50-7 | | | | | 4-クロロ-3-メチルフェノール | 第一 |
| 130 | 94-74-6 | | | | | (4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸 (別名MCPA又はMCPA) | 第一 |
| 131 | 563-47-3 | 3-クロロ-2-メチル-1-プロペン | | 2-033 | 第二 | 3-クロロ-2-メチル-1-プロペン | 第一 |
| 132 | | コバルト及びその化合物 | | 1-156 | 第一 | コバルト及びその化合物 | 第一 |
| 133 | 111-15-9 | 酢酸2-エトキシエチル | エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート | 1-157 | 第一 | 酢酸2-エトキシエチル (別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート) | 第一 |
| 134 | 108-05-4 | 酢酸ビニル | | 1-158 | 第一 | 酢酸ビニル | 第一 |
| 135 | 110-49-6 | 酢酸2-メトキシエチル | エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート | 1-160 | 第一 | 酢酸2-メトキシエチル (別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート) | 第一 |
| 136 | 90-02-8 | | | | | サリチルアルデヒド | 第一 |
| 137 | 420-04-2 | シアナミド | | 2-036 | 第二 | シアナミド | 第一 |
| 138 | 139920-32-4 | (RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド | ジクロシメット | 2-037 | 第二 | (RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド (別名ジクロシメット) | 第一 |
| 139 | 66841-25-6 | (S)-α-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル= (1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート | トラロメトリン | 2-040 | 第二 | (S)-α-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル= (1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート (別名トラロメトリン) | 第一 |
| 140 | 39515-41-8 | (RS)-α-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート | フェンプロパトリン | 2-041 | 第二 | (RS)-α-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名フェンプロパトリン) | 第一 |
| 141 | 57966-95-7 | トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチル尿素 | シモキサニル | 1-162 | 第一 | トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア (別名シモキサニル) | 第一 |
| 142 | 615-05-4 | | | | | 2,4-ジアミノアニソール | 第一 |
| 143 | 101-80-4 | 4,4'-ジアミノジフェニルエーテル | | 1-163 | 第一 | 4,4'-ジアミノジフェニルエーテル | 第一 |
| 144 | | 無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。) | | 1-164 | 第一 | 無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。) | 第一 |
| 145 | 100-37-8 | | | | | 2-(ジエチルアミノ)エタノール | 第一 |
| 146 | 29232-93-7 | O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート | ピリミホスメチル | 1-167 | 第一 | O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート (別名ピリミホスメチル) | 第一 |
| 147 | 28249-77-6 | N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル | チオベンカルブ又はベンチオカーブ | 1-168 | 第一 | N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ) | 第一 |
| 148 | 125306-83-4 | N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド | カフェンストロール | 1-169 | 第一 | N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド (別名カフェンストロール) | 第一 |
| 149 | 56-23-5 | 四塩化炭素 | | 1-171 | 第一 | 四塩化炭素 | 第一 |
| 150 | 123-91-1 | 1,4-ジオキサン | | 1-173 | 第一 | 1,4-ジオキサン | 第一 |
| 151 | 646-06-0 | | | | | 1,3-ジオキソラン | 第一 |
| 152 | 15263-53-3 | 1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン | カルタップ | 1-174 | 第一 | 1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン (別名カルタップ) | 第一 |
| 153 | 7696-12-0 | シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル= (1RS)-シストランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート | テトラメトリン | 1-175 | 第一 | シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル= (1RS)-シストランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート (別名テトラメトリン) | 第一 |
| 154 | 108-91-8 | シクロヘキシルアミン | | 1-178 | 第一 | シクロヘキシルアミン | 第一 |
| 155 | 17796-82-6 | N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド | | 2-045 | 第二 | N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド | 第一 |
| 156 | 27134-27- | ジクロロアニリン | | 1-180 | 第一 | ジクロロアニリン | 第一 |

| 管理番号※1 | CAS登録番号※2 | 2021改正物質名※3 | 2021改正別名※4 | 2021改正番号※5 | 2021改正種別※6 | 2008改正物質名※7 | 2008改正種別※8 |
|--------|-------------|--|-----------------|------------|------------|---|------------|
| | 6 | | | | | | |
| 157 | 107-06-2 | 1, 2-ジクロロエタン | | 1-181 | 第一 | 1, 2-ジクロロエタン | 第一 |
| 158 | 75-35-4 | 1, 1-ジクロロエチレン | 塩化ビニリデン | 1-182 | 第一 | 1, 1-ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン) | 第一 |
| 159 | 156-59-2 | | | | | シス-1, 2-ジクロロエチレン | 第一 |
| 160 | 101-14-4 | 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン | | 1-186 | 特定第一 | 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン | 第一 |
| 161 | 75-71-8 | ジクロロジフルオロメタン | CFC-12 | 1-187 | 第一 | ジクロロジフルオロメタン (別名CFC-12) | 第一 |
| 162 | 23950-58-5 | 3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド | プロビザミド | 1-188 | 第一 | 3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド (別名プロビザミド) | 第一 |
| 163 | | ジクロロテトラフルオロエタン | CFC-114 | 1-189 | 第一 | ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC-114) | 第一 |
| 164 | 306-83-2 | 2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン | HCFC-123 | 1-190 | 第一 | 2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン (別名HCFC-123) | 第一 |
| 165 | 95-73-8 | | | | | 2, 4-ジクロロトルエン | 第一 |
| 166 | 99-54-7 | | | | | 1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン | 第一 |
| 167 | 89-61-2 | | | | | 1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン | 第一 |
| 168 | 36734-19-7 | 3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキサイミダゾリジン-1-カルボキサミド | イプロジオン | 1-194 | 第一 | 3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキサイミダゾリジン-1-カルボキサミド (別名イプロジオン) | 第一 |
| 169 | 330-54-1 | 3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素 | ジウロン又はDCMU | 1-197 | 第一 | 3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素 (別名ジウロン又はDCMU) | 第一 |
| 170 | 112281-77-3 | (RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル | テトラコナゾール | 2-049 | 第二 | (RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル (別名テトラコナゾール) | 第一 |
| 171 | 60207-90-1 | (2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物 | プロピコナゾール | 1-198 | 第一 | (2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物 (別名プロピコナゾール) | 第一 |
| 172 | 153197-14-9 | 3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジン-4-オン | オキサジクロメホン | 1-199 | 第一 | 3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジン-4-オン (別名オキサジクロメホン) | 第一 |
| 173 | 50471-44-8 | | | | | (RS)-3-(3, 5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン (別名ピンクロゾリン) | 第一 |
| 174 | 330-55-2 | 3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素 | リニューロン | 1-200 | 第一 | 3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素 (別名リニューロン) | 第一 |
| 175 | 94-75-7 | 2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸 | 2, 4-D又は2, 4-PA | 1-201 | 第一 | 2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸 (別名2, 4-D又は2, 4-PA) | 第一 |
| 176 | 1717-00-6 | 1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン | HCFC-141b | 1-202 | 第一 | 1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン (別名HCFC-141b) | 第一 |
| 177 | 75-43-4 | ジクロロフルオロメタン | HCFC-21 | 1-204 | 第一 | ジクロロフルオロメタン (別名HCFC-21) | 第一 |
| 178 | 78-87-5 | 1, 2-ジクロロプロパン | | 1-206 | 特定第一 | 1, 2-ジクロロプロパン | 第一 |
| 179 | 542-75-6 | 1, 3-ジクロロプロパン | D-D | 1-207 | 第一 | 1, 3-ジクロロプロパン (別名D-D) | 第一 |
| 180 | 91-94-1 | | | | | 3, 3'-ジクロロベンジジン | 第一 |
| 181 | 95-50-1 | ジクロロベンゼン | | 1-208 | 第一 | ジクロロベンゼン | 第一 |
| 182 | 71561-11-0 | 2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン | ピラゾキシフェン | 1-209 | 第一 | 2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン (別名ピラゾキシフェン) | 第一 |
| 183 | 58011-68-0 | 4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート | ピラゾレート | 1-210 | 第一 | 4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート (別名ピラゾレート) | 第一 |
| 184 | 1194-65-6 | 2, 6-ジクロロベンズニトリル | ジクロベニル又はDBN | 1-211 | 第一 | 2, 6-ジクロロベンズニトリル (別名ジクロベニル又はDBN) | 第一 |
| 185 | | ジクロロペンタフルオロプロパン | HCFC-225 | 1-212 | 第一 | ジクロロペンタフルオロプロパン (別名HCFC-225) | 第一 |
| 186 | 75-09-2 | ジクロロメタン | 塩化メチレン | 1-213 | 第一 | ジクロロメタン (別名塩化メチレン) | 第一 |
| 187 | 3347-22-6 | 2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン | ジチアノン | 1-215 | 第一 | 2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン (別名ジチアノン) | 第一 |
| 188 | 101-83-7 | N, N-ジシクロヘキシルアミン | | 1-216 | 第一 | N, N-ジシクロヘキシルアミン | 第一 |

| 管理番号※1 | CAS登録番号※2 | 2021改正物質名※3 | 2021改正別名※4 | 2021改正令番号※5 | 2021改正種別※6 | 2008改正物質名※7 | 2008改正種別※8 |
|--------|------------|---|------------------|-------------|------------|---|------------|
| 189 | 4979-32-2 | N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェニアミド | | 2-051 | 第二 | N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェニアミド | 第一 |
| 190 | 77-73-6 | ジシクロペンタジエン | | 1-217 | 第一 | ジシクロペンタジエン | 第一 |
| 191 | 50512-35-1 | 1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル | イソプロチオラン | 1-218 | 第一 | 1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン) | 第一 |
| 192 | 17109-49-8 | | | | | ジチオリン酸O-エチル-S, S-ジフェニル (別名エディフェンホス又はEDDP) | 第一 |
| 193 | 298-04-4 | ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) | エチルチオメトン又はジスルホトン | 2-052 | 第二 | ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) (別名エチルチオメトン又はジスルホトン) | 第一 |
| 194 | 2310-17-0 | | | | | ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2, 3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル) メチル] (別名ホサロン) | 第一 |
| 195 | 34643-46-4 | ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル | プロチオホス | 1-219 | 第一 | ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル (別名プロチオホス) | 第一 |
| 196 | 950-37-8 | ジチオリン酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル) メチル-O, O-ジメチル | メチダチオン又はDMTP | 1-220 | 第一 | ジチオリン酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル) メチル-O, O-ジメチル (別名メチダチオン又はDMTP) | 第一 |
| 197 | 121-75-5 | ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス (エトキシカルボニル) エチル | マラソン又はマラチオン | 1-221 | 第一 | ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス (エトキシカルボニル) エチル (別名マラソン又はマラチオン) | 第一 |
| 198 | 60-51-5 | ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル) メチル] | ジメトエート | 1-222 | 第一 | ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル) メチル] (別名ジメトエート) | 第一 |
| 199 | 16090-02-1 | ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス [5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ) ベンゼンスルホナート] | CIフルオレスセント260 | 1-226 | 第一 | ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス [5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ) ベンゼンスルホナート] (別名CIフルオレスセント260) | 第一 |
| 200 | 25321-14-6 | ジニトロトルエン | | 1-227 | 第一 | ジニトロトルエン | 第一 |
| 201 | 51-28-5 | 2, 4-ジニトロフェノール | | 1-228 | 第一 | 2, 4-ジニトロフェノール | 第一 |
| 202 | 1321-74-0 | | | | | ジビニルベンゼン | 第一 |
| 203 | 122-39-4 | ジフェニルアミン | | 1-229 | 第一 | ジフェニルアミン | 第一 |
| 204 | 101-84-8 | ジフェニルエーテル | | 2-055 | 第二 | ジフェニルエーテル | 第一 |
| 205 | 102-06-7 | 1, 3-ジフェニルグアニジン | | 2-056 | 第二 | 1, 3-ジフェニルグアニジン | 第二 |
| 206 | 55285-14-8 | N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル | カルボスルファン | 1-231 | 第一 | N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル (別名カルボスルファン) | 第一 |
| 207 | 128-37-0 | 2, 6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール | | 1-232 | 第一 | 2, 6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール | 第一 |
| 208 | 96-76-4 | | | | | 2, 4-ジ-ターシャリーブチルフェノール | 第一 |
| 209 | 124-48-1 | ジプロモクロロメタン | | 1-236 | 第一 | ジプロモクロロメタン | 第一 |
| 210 | 10222-01-2 | 2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド | | 1-237 | 第一 | 2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド | 第一 |
| 211 | | ジプロモテトラフルオロエタン | ハロン-2402 | 1-238 | 第一 | ジプロモテトラフルオロエタン (別名ハロン-2402) | 第一 |
| 212 | 30560-19-1 | (RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート | アセフェート | 1-241 | 第一 | (RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート (別名アセフェート) | 第一 |
| 213 | 127-19-5 | N, N-ジメチルアセトアミド | | 1-242 | 第一 | N, N-ジメチルアセトアミド | 第一 |
| 214 | 95-68-1 | | | | | 2, 4-ジメチルアニリン | 第一 |
| 215 | 87-62-7 | | | | | 2, 6-ジメチルアニリン | 第二 |
| 216 | 121-69-7 | N, N-ジメチルアニリン | | 2-058 | 第二 | N, N-ジメチルアニリン | 第一 |
| 217 | 31895-21-3 | 5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン | チオシクラム | 1-243 | 第一 | 5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン (別名チオシクラム) | 第一 |
| 218 | 124-40-3 | ジメチルアミン | | 1-245 | 第一 | ジメチルアミン | 第一 |
| 219 | 624-92-0 | ジメチルジスルフィド | | 1-250 | 第一 | ジメチルジスルフィド | 第二 |
| 220 | | | | | | ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩 | 第一 |
| 221 | 82560-54-1 | 2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート | ベンフラカルブ | 1-251 | 第一 | 2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート (別名ベンフラカルブ) | 第一 |
| 222 | 62850-32-2 | | | | | N, N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル (別名フェノチオカルブ) | 第一 |
| 223 | 112-18-5 | N, N-ジメチルDデシルアミン | | 1-252 | 第一 | N, N-ジメチルDデシルアミン | 第一 |
| 224 | 1643-20-5 | N, N-ジメチルDデシルアミン=N-オキシド | | 1-253 | 第一 | N, N-ジメチルDデシルアミン=N-オキシド | 第一 |
| 225 | 52-68-6 | ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート | トリクロロホン又はDEP | 1-254 | 第一 | ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート (別名) | 第一 |

| 管理番号※1 | CAS登録番号※2 | 2021改正物質名※3 | 2021改正別名※4 | 2021改正番号※5 | 2021改正種別※6 | 2008改正物質名※7 | 2008改正種別※8 |
|--------|------------|---|-------------------|------------|------------|---|------------|
| | | | | | | トリクロロホン又はDEP) | |
| 226 | 57-14-7 | | | | | 1, 1-ジメチルヒドラジン | 第一 |
| 227 | 1910-42-5 | 1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド | パラコート又はパラコートジクロリド | 1-255 | 第一 | 1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド (別名パラコート又はパラコートジクロリド) | 第一 |
| 228 | 91-97-4 | | | | | 3, 3'-ジメチルピフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート | 第一 |
| 229 | 23564-05-8 | ジメチル=4, 4'- (オルト-フェニレン) ビス (3-チオアロファナート) | チオフアネートメチル | 1-257 | 第一 | ジメチル=4, 4'- (オルト-フェニレン) ビス (3-チオアロファナート) (別名チオフアネートメチル) | 第一 |
| 230 | 793-24-8 | N- (1, 3-ジメチルブチル) -N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン | | 1-260 | 第一 | N- (1, 3-ジメチルブチル) -N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン | 第一 |
| 231 | 119-93-7 | | | | | 3, 3'-ジメチルベンジジン (別名オルトトリジン) | 第一 |
| 232 | 68-12-2 | N, N-ジメチルホルムアミド | | 1-264 | 第一 | N, N-ジメチルホルムアミド | 第一 |
| 233 | 2597-03-7 | 2- [(ジメトキシホスフィノチオイル) チオ] -2-フェニル酢酸エチル | フェントエート又はPAP | 1-270 | 第一 | 2- [(ジメトキシホスフィノチオイル) チオ] -2-フェニル酢酸エチル (別名フェントエート又はPAP) | 第一 |
| 234 | 7726-95-6 | 臭素 | | 2-065 | 第二 | 臭素 | 第一 |
| 235 | | 臭素酸の水溶性塩 | | 2-066 | 第二 | 臭素酸の水溶性塩 | 第一 |
| 236 | 3861-47-0 | 3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル | アイオキシニル | 1-271 | 第一 | 3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル (別名アイオキシニル) | 第一 |
| 237 | | 水銀及びその化合物 | | 1-272 | 第一 | 水銀及びその化合物 | 第一 |
| 238 | 61788-32-7 | 水素化テルフェニル | | 1-273 | 第一 | 水素化テルフェニル | 第一 |
| 239 | | | | | | 有機スズ化合物 | 第一 |
| 240 | 100-42-5 | スチレン | | 1-275 | 第一 | スチレン | 第一 |
| 241 | 4016-24-4 | | | | | 2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩 | 第一 |
| 242 | | セレン及びその化合物 | | 1-277 | 第一 | セレン及びその化合物 | 第一 |
| 243 | | ダイオキシン類 | | 1-278 | 特定第一 | ダイオキシン類 | 特定第一 |
| 244 | 533-74-4 | 2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジジン | ダゾメット | 1-282 | 第一 | 2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジジン (別名ダゾメット) | 第一 |
| 245 | 62-56-6 | チオ尿素 | | 1-284 | 第一 | チオ尿素 | 第一 |
| 246 | 108-98-5 | | | | | チオフエノール | 第一 |
| 247 | 77458-01-6 | | | | | チオリン酸O-1- (4-クロロフェニル) -4-ビラゾリル-O-エチル-S-プロピル (別名ビラクロホス) | 第一 |
| 248 | 333-41-5 | チオリン酸O, O-ジエチル-O- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) | ダイアジノン | 1-286 | 第一 | チオリン酸O, O-ジエチル-O- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン) | 第一 |
| 249 | 2921-88-2 | チオリン酸O, O-ジエチル-O- (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) | クロルピリホス | 1-287 | 第一 | チオリン酸O, O-ジエチル-O- (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス) | 第一 |
| 250 | 18854-01-8 | チオリン酸O, O-ジエチル-O- (5-フェニル-3-イソオキサゾリル) | イソキサチオン | 1-288 | 第一 | チオリン酸O, O-ジエチル-O- (5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン) | 第一 |
| 251 | 122-14-5 | チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル) | フェントロチオン又はMEP | 1-289 | 第一 | チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェントロチオン又はMEP) | 第一 |
| 252 | 55-38-9 | チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-メチルチオフエニル) | フェンチオン又はMP P | 1-290 | 第一 | チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-メチルチオフエニル) (別名フェンチオン又はMP P) | 第一 |
| 253 | 41198-08-7 | チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル | プロフェノホス | 2-067 | 第二 | チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル (別名プロフェノホス) | 第一 |
| 254 | 26087-47-8 | チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル | イプロベンホス又はIBP | 1-291 | 第一 | チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP) | 第一 |
| 255 | 1163-19-5 | デカプロモジフェニルエーテル | | 1-295 | 第一 | デカプロモジフェニルエーテル | 第一 |
| 256 | 334-48-5 | | | | | デカン酸 | 第一 |
| 257 | 112-30-1 | アルカノール (炭素数が10のものに限る。) | デカノール | 1-034 | 第一 | デシルアルコール (別名デカノール) | 第一 |
| 258 | 100-97-0 | 1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1 (3, 7)] デカン | ヘキサメチレンテトラミン | 1-296 | 第一 | 1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1 (3, 7)] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン) | 第一 |
| 259 | 97-77-8 | テトラエチルチウラムジスルフィド | ジスルフィラム | 1-297 | 第一 | テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム) | 第一 |
| 260 | 1897-45-6 | テトラクロロイソフタロニトリル | クロロタロニル又はTPN | 1-298 | 第一 | テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN) | 第一 |
| 261 | 27355-22-2 | 4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1 (3H) -オン | フサライド | 1-299 | 第一 | 4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1 (3H) -オン (別名フサライド) | 第一 |
| 262 | 127-18-4 | テトラクロロエチレン | | 1-301 | 第一 | テトラクロロエチレン | 第一 |
| 263 | | | | | | テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC-112) | 第一 |
| 264 | 118-75-2 | | | | | 2, 3, 5, 6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノ | 第一 |

| 管理番号※1 | CAS登録番号※2 | 2021改正物質名※3 | 2021改正別名※4 | 2021改正令番号※5 | 2021改正種別※6 | 2008改正物質名※7 | 2008改正種別※8 |
|--------|------------|--|---------------|-------------|------------|---|------------|
| 265 | 11070-44-3 | テトラヒドロメチル無水フタル酸 | | 1-303 | 第一 | テトラヒドロメチル無水フタル酸 | 第一 |
| 266 | 79538-32-2 | 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート | テフルトリン | 1-306 | 第一 | 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン) | 第一 |
| 267 | 59669-26-0 | 3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン | チオジカルブ | 1-308 | 第一 | 3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン (別名チオジカルブ) | 第一 |
| 268 | 137-26-8 | テトラメチルチウラムジスルフィド | チウラム又はチラム | 1-309 | 第一 | テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム) | 第一 |
| 269 | 505-32-8 | | | | | 3, 7, 11, 15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール (別名イソフィトール) | 第一 |
| 270 | 100-21-0 | テレフタル酸 | | 1-312 | 第一 | テレフタル酸 | 第一 |
| 271 | 120-61-6 | テレフタル酸ジメチル | | 1-313 | 第一 | テレフタル酸ジメチル | 第一 |
| 272 | | 銅水溶性塩 (錯塩を除く。) | | 1-314 | 第一 | 銅水溶性塩 (錯塩を除く。) | 第一 |
| 273 | 112-53-8 | 1-ドデカノール | ノルマルドデシルアルコール | 1-315 | 第一 | 1-ドデカノール (別名ノルマルドデシルアルコール) | 第一 |
| 274 | 25103-58-6 | | | | | ターシャリドデカンチオール | 第一 |
| 275 | 151-21-3 | ドデシル硫酸ナトリウム | | 1-318 | 第一 | ドデシル硫酸ナトリウム | 第一 |
| 276 | 112-57-2 | 3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン | テトラエチレンペンタミン | 2-069 | 第二 | 3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン (別名テトラエチレンペンタミン) | 第一 |
| 277 | 121-44-8 | トリエチルアミン | | 1-321 | 第一 | トリエチルアミン | 第二 |
| 278 | 112-24-3 | トリエチレンテトラミン | | 2-070 | 第二 | トリエチレンテトラミン | 第一 |
| 279 | 71-55-6 | 1, 1, 1-トリクロロエタン | | 1-323 | 第一 | 1, 1, 1-トリクロロエタン | 第一 |
| 280 | 79-00-5 | 1, 1, 2-トリクロロエタン | | 1-324 | 第一 | 1, 1, 2-トリクロロエタン | 第一 |
| 281 | 79-01-6 | トリクロロエチレン | | 1-325 | 特定第一 | トリクロロエチレン | 第一 |
| 282 | 76-03-9 | | | | | トリクロロ酢酸 | 第一 |
| 283 | 108-77-0 | | | | | 2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン | 第一 |
| 284 | | トリクロロトリフルオロエタン | CFC-113 | 1-326 | 第一 | トリクロロトリフルオロエタン (別名CFC-113) | 第一 |
| 285 | 76-06-2 | トリクロロニトロメタン | クロロピクリン | 1-327 | 第一 | トリクロロニトロメタン (別名クロロピクリン) | 第一 |
| 286 | 55335-06-3 | (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸 | トリクロピル | 1-328 | 第一 | (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸 (別名トリクロピル) | 第一 |
| 287 | 88-06-2 | 2, 4, 6-トリクロロフェノール | | 1-329 | 第一 | 2, 4, 6-トリクロロフェノール | 第一 |
| 288 | 75-69-4 | トリクロロフルオロメタン | CFC-111 | 1-330 | 第一 | トリクロロフルオロメタン (別名CFC-111) | 第一 |
| 289 | 96-18-4 | 1, 2, 3-トリクロロプロパン | | 1-331 | 第一 | 1, 2, 3-トリクロロプロパン | 第一 |
| 290 | 12002-48-1 | トリクロロベンゼン | | 1-332 | 第一 | トリクロロベンゼン | 第一 |
| 291 | 2451-62-9 | 1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン | | 2-071 | 第二 | 1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン | 第一 |
| 292 | 102-82-9 | トリブチルアミン | | 1-335 | 第一 | トリブチルアミン | 第一 |
| 293 | 1582-09-8 | アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラ-トルイジン | トリフルラリン | 1-336 | 第一 | アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラ-トルイジン (別名トリフルラリン) | 第一 |
| 294 | 118-79-6 | 2, 4, 6-トリプロモフェノール | | 2-074 | 第二 | 2, 4, 6-トリプロモフェノール | 第一 |
| 295 | 3452-97-9 | 3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール | | 2-076 | 第二 | 3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール | 第一 |
| 296 | 95-63-6 | | | | | 1, 2, 4-トリメチルベンゼン | 第一 |
| 297 | 108-67-8 | | | | | 1, 3, 5-トリメチルベンゼン | 第一 |
| 298 | 26471-62-5 | トリレンジイソシアネート | | 1-345 | 第一 | トリレンジイソシアネート | 第一 |
| 299 | 95-53-4 | トルイジン | | 1-346 | 特定第一 | トルイジン | 第一 |
| 300 | 108-88-3 | トルエン | | 1-347 | 第一 | トルエン | 第一 |
| 301 | 25376-45-8 | トルエンジアミン | | 2-077 | 第二 | トルエンジアミン | 第一 |
| 302 | 91-20-3 | ナフタレン | | 1-352 | 第一 | ナフタレン | 第一 |
| 303 | 3173-72-6 | | | | | 1, 5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート | 第一 |
| 304 | 7439-92-1 | | | | | 鉛 | 第一 |
| 305 | | | | | | 鉛化合物 | 特定第一 |
| 306 | 13048-33-4 | 二アクリル酸ヘキサメチレン | | 2-078 | 第二 | 二アクリル酸ヘキサメチレン | 第一 |

| 管理番号※1 | CAS登録番号※2 | 2021改正物質名※3 | 2021改正別名※4 | 2021改正令番号※5 | 2021改正種別※6 | 2008改正物質名※7 | 2008改正種別※8 |
|--------|------------|---|---------------|-------------|------------|---|------------|
| 307 | 7699-43-6 | | | | | 二塩化酸化ジルコニウム | 第一 |
| 308 | 7440-02-0 | ニッケル | | 1-354 | 第一 | ニッケル | 第一 |
| 309 | | ニッケル化合物 | | 1-355 | 特定第一 | ニッケル化合物 | 特定第一 |
| 310 | 139-13-9 | | | | | ニトリロ三酢酸 | 第一 |
| 311 | 91-23-6 | | | | | オルト-ニトロアニソール | 第一 |
| 312 | 88-74-4 | オルト-ニトロアニリン | | 1-357 | 第一 | オルト-ニトロアニリン | 第一 |
| 313 | 55-63-0 | | | | | ニトログリセリン | 第一 |
| 314 | 100-00-5 | パラ-ニトロクロロベンゼン | | 1-358 | 第一 | パラ-ニトロクロロベンゼン | 第一 |
| 315 | 88-72-2 | オルト-ニトロトルエン | | 2-080 | 第二 | オルト-ニトロトルエン | 第一 |
| 316 | 98-95-3 | ニトロベンゼン | | 1-359 | 第一 | ニトロベンゼン | 第二 |
| 317 | 75-52-5 | ニトロメタン | | 1-360 | 第一 | ニトロメタン | 第一 |
| 318 | 75-15-0 | 二硫化炭素 | | 1-361 | 第一 | 二硫化炭素 | 第二 |
| 319 | 143-08-8 | 1-ノナノール | ノルマル-ノニルアルコール | 1-362 | 第一 | 1-ノナノール (別名ノルマル-ノニルアルコール) | 第一 |
| 320 | 25154-52-3 | アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が9のものに限る。) | | 1-042 | 第一 | ノニルフェノール | 第一 |
| 321 | | バナジウム化合物 | | 1-363 | 第一 | バナジウム化合物 | 第一 |
| 322 | 3618-72-2 | | | | | 5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニル)-4'-メトキシアセトアニリド | 第一 |
| 323 | 1014-70-6 | 2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン | シメトリン | 1-367 | 第一 | 2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン (別名シメトリン) | 第一 |
| 324 | 101-90-6 | | | | | 1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン | 第一 |
| 325 | 10380-28-6 | ビス(8-キノリノラト)銅 | オキシ銅又は有機銅 | 1-369 | 第一 | ビス(8-キノリノラト)銅 (別名オキシ銅又は有機銅) | 第一 |
| 326 | 74115-24-5 | | | | | 3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン (別名クロフェンチジン) | 第一 |
| 327 | 782-74-1 | | | | | 1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン | 第一 |
| 328 | 137-30-4 | ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛 | ジラム | 1-370 | 第一 | ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛 (別名ジラム) | 第一 |
| 329 | 64440-88-6 | ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛) | ポリカーバメート | 1-371 | 第一 | ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛) (別名ポリカーバメート) | 第一 |
| 330 | 80-43-3 | ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ニペルオキシド | | 2-083 | 第二 | ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ニペルオキシド | 第一 |
| 331 | 95465-99-9 | S,S-ビス(1-メチルプロピル)ニペルオキシド | カズサホス | 1-377 | 第一 | S,S-ビス(1-メチルプロピル)ニペルオキシド = O-エチルニペルオキシド (別名カズサホス) | 第一 |
| 332 | | 砒素及びその無機化合物 | | 1-378 | 特定第一 | 砒素及びその無機化合物 | 特定第一 |
| 333 | 302-01-2 | ヒドラジン | | 1-379 | 第二 | ヒドラジン | 第二 |
| 334 | 99-76-3 | 4-ヒドロキシ安息香酸メチル | | 2-087 | 第二 | 4-ヒドロキシ安息香酸メチル | 第一 |
| 335 | 103-90-2 | | | | | N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド | 第一 |
| 336 | 123-31-9 | ヒドロキノン | | 1-381 | 第一 | ヒドロキノン | 第一 |
| 337 | 100-40-3 | 4-ビニル-1-シクロヘキセン | | 1-382 | 第二 | 4-ビニル-1-シクロヘキセン | 第二 |
| 338 | 100-69-6 | 2-ビニルピリジン | | 2-088 | 第二 | 2-ビニルピリジン | 第一 |
| 339 | 88-12-0 | | | | | N-ビニル-2-ピロリドン | 第一 |
| 340 | 92-52-4 | ビフェニル | | 1-383 | 第一 | ビフェニル | 第一 |
| 341 | 110-85-0 | ピペラジン | | 1-384 | 第一 | ピペラジン | 第一 |
| 342 | 110-86-1 | ピリジン | | 1-386 | 第二 | ピリジン | 第一 |
| 343 | 120-80-9 | ピロカテコール | カテコール | 1-387 | 第一 | ピロカテコール (別名カテコール) | 第一 |
| 344 | 96-09-3 | | | | | フェニルオキシラン | 第一 |
| 345 | 100-63-0 | | | | | フェニルヒドラジン | 第一 |
| 346 | 90-43-7 | 2-フェニルフェノール | | 1-388 | 第一 | 2-フェニルフェノール | 第一 |
| 347 | 941-69-5 | N-フェニルマレイミド | | 1-389 | 第一 | N-フェニルマレイミド | 第一 |
| 348 | 95-54-5 | フェニレンジアミン | | 1-390 | 第一 | フェニレンジアミン | 第一 |
| 349 | 108-95-2 | フェノール | | 1-391 | 第一 | フェノール | 第一 |
| 350 | 52645-53-1 | 3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート | ペルメトリン | 1-392 | 第一 | 3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名ペルメトリン) | 第一 |
| 351 | 106-99-0 | 1,3-ブタジエン | | 1-393 | 特定第二 | 1,3-ブタジエン | 特定第一 |
| 352 | 131-17-9 | フタル酸ジアリル | | 2-092 | 第二 | フタル酸ジアリル | 第一 |
| 353 | 84-66-2 | フタル酸ジエチル | | 2-094 | 第二 | フタル酸ジエチル | 第一 |
| 354 | 84-74-2 | フタル酸ジブチル | | 1-395 | 第一 | フタル酸ジ-ノルマル-ブチル | 第一 |
| 355 | 117-81-7 | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) | | 1-396 | 第一 | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) | 第一 |
| 356 | 85-68-7 | フタル酸ブチル=ベンジル | | 1-397 | 第一 | フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル | 第一 |
| 357 | 69327-76-0 | 2-ターシャリ-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン | ブプロフェジン | 1-399 | 第一 | 2-ターシャリ-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4 | 第一 |

| 管理番号※1 | CAS登録番号※2 | 2021改正物質名※3 | 2021改正別名※4 | 2021改正番号※5 | 2021改正種別※6 | 2008改正物質名※7 | 2008改正種別※8 |
|--------|-------------|--|------------------|------------|------------|---|------------|
| | | | | | | ニオン (別名ブプロフェジン) | |
| 358 | 112410-23-8 | N-ターシャリ-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド | テブフェノジド | 1-401 | 第一 | N-ターシャリ-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド (別名テブフェノジド) | 第一 |
| 359 | 2426-08-6 | ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル | | 2-097 | 第二 | ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル | 第一 |
| 360 | 17804-35-2 | N-[1-(N-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル | ベノミル | 1-402 | 第一 | N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル (別名ベノミル) | 第一 |
| 361 | 122008-85-9 | ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート | シハロホップブチル | 1-403 | 第一 | ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート (別名シハロホップブチル) | 第一 |
| 362 | 80060-09-9 | 1-ターシャリ-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素 | ジアフェンチウロン | 1-404 | 第一 | 1-ターシャリ-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素 (別名ジアフェンチウロン) | 第一 |
| 363 | 19666-30-9 | 5-ターシャリ-ブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン | オキサジアゾン | 1-407 | 第一 | 5-ターシャリ-ブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン (別名オキサジアゾン) | 第一 |
| 364 | 134098-61-6 | ターシャリ-ブチル=4-[[[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート | フェンピロキシメート | 2-103 | 第二 | ターシャリ-ブチル=4-[[[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート (別名フェンピロキシメート) | 第一 |
| 365 | 25013-16-5 | | | | | ブチルヒドロキシアニソール (別名BH A) | 第一 |
| 366 | 75-91-2 | ターシャリ-ブチル=ヒドロペルオキシド | | 2-105 | 第二 | ターシャリ-ブチル=ヒドロペルオキシド | 第一 |
| 367 | 89-72-5 | | | | | オルト-セカンダリ-ブチルフェノール | 第一 |
| 368 | 98-54-4 | 4-ターシャリ-ブチルフェノール | | 2-106 | 第二 | 4-ターシャリ-ブチルフェノール | 第一 |
| 369 | 2312-35-8 | 2-(4-ターシャリ-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット | プロバルギット又はB P P S | 1-413 | 第一 | 2-(4-ターシャリ-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット (別名プロバルギット又はB P P S) | 第一 |
| 370 | 96489-71-3 | 2-ターシャリ-ブチル-5-(4-ターシャリ-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン | ピリダベン | 2-107 | 第二 | 2-ターシャリ-ブチル-5-(4-ターシャリ-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン (別名ピリダベン) | 第一 |
| 371 | 119168-77-3 | N-(4-ターシャリ-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド | テブフェンピラド | 2-108 | 第二 | N-(4-ターシャリ-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド (別名テブフェンピラド) | 第一 |
| 372 | 95-31-8 | N-(ターシャリ-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド | | 2-109 | 第二 | N-(ターシャリ-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド | 第一 |
| 373 | 88-60-8 | | | | | 2-ターシャリ-ブチル-5-メチルフェノール | 第一 |
| 374 | | ふっ化水素及びその水溶性塩 | | 1-414 | 第一 | ふっ化水素及びその水溶性塩 | 第一 |
| 375 | 4170-30-3 | 2-ブテナール | | 1-415 | 第一 | 2-ブテナール | 第一 |
| 376 | 23184-66-9 | N-プトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド | ブタクロール | 1-417 | 第一 | N-プトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド (別名ブタクロール) | 第一 |
| 377 | 110-00-9 | フラン | | 2-110 | 第二 | フラン | 第一 |
| 378 | 12071-83-9 | N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体 | プロピネブ | 1-419 | 第一 | N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体 (別名プロピネブ) | 第一 |
| 379 | 107-19-7 | | | | | 2-プロピニ-1-オール | 第一 |
| 380 | 353-59-3 | プロモクロロジフルオロメタン | ハロン-1211 | 1-420 | 第一 | プロモクロロジフルオロメタン (別名ハロン-1211) | 第一 |
| 381 | 75-27-4 | プロモジクロロメタン | | 1-423 | 第一 | プロモジクロロメタン | 第一 |
| 382 | 75-63-8 | プロモトリフルオロメタン | ハロン-1301 | 1-424 | 第一 | プロモトリフルオロメタン (別名ハロン-1301) | 第一 |
| 383 | 314-40-9 | 5-プロモ-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン | プロマシル | 1-425 | 第一 | 5-プロモ-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン (別名プロマシル) | 第一 |
| 384 | 106-94-5 | 1-プロモプロパン | | 1-427 | 第一 | 1-プロモプロパン | 第一 |
| 385 | 75-26-3 | 2-プロモプロパン | | 1-428 | 第一 | 2-プロモプロパン | 第一 |
| 386 | 74-83-9 | プロモメタン | 臭化メチル | 1-429 | 第一 | プロモメタン (別名臭化メチル) | 第一 |
| 387 | 13356-08-6 | | | | | ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン (別名酸化フェンブタズ) | 第一 |
| 388 | 115-29-7 | 6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド | エンドスルファン又はベンゾエピン | 1-430 | 第一 | 6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド | 第一 |

| 管理番号※1 | CAS登録番号※2 | 2021改正物質名※3 | 2021改正別名※4 | 2021改正令番号※5 | 2021改正種別※6 | 2008改正物質名※7 | 2008改正種別※8 |
|--------|-------------|--|---------------|-------------|------------|--|------------|
| | | | | | | シド (別名エンドスルファン又はベンゾエピン) | |
| 389 | 112-02-7 | ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド | | 1-431 | 第一 | ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド | 第一 |
| 390 | 124-09-4 | ヘキサメチレンジアミン | | 1-434 | 第一 | ヘキサメチレンジアミン | 第一 |
| 391 | 822-06-0 | ヘキサメチレンニジイソシアネート | | 1-435 | 第二 | ヘキサメチレンニジイソシアネート | 第二 |
| 392 | 110-54-3 | ヘキササン | | 1-436 | 第一 | ノルマルヘキササン | 第一 |
| 393 | 135-19-3 | ベタナフトール | | 1-440 | 第一 | ベタナフトール | 第一 |
| 394 | | ベリリウム及びその化合物 | | 1-444 | 特定第一 | ベリリウム及びその化合物 | 特定第一 |
| 395 | | ペルオキシ二硫酸の水溶性塩 | | 1-445 | 第一 | ペルオキシ二硫酸の水溶性塩 | 第二 |
| 396 | 1763-23-1 | ペルフルオロ (オクタサー1-スルホン酸) | PFOS | 1-447 | 第一 | ペルフルオロ (オクタサー1-スルホン酸) (別名PFOS) | 第一 |
| 397 | 98-07-7 | ベンジリジン=トリクロリド | | 1-448 | 特定第一 | ベンジリジン=トリクロリド | 特定第一 |
| 398 | 100-44-7 | ベンジル=クロリド | 塩化ベンジル | 1-450 | 第一 | ベンジル=クロリド (別名塩化ベンジル) | 第一 |
| 399 | 100-52-7 | ベンズアルデヒド | | 1-451 | 第一 | ベンズアルデヒド | 第一 |
| 400 | 71-43-2 | ベンゼン | | 1-452 | 特定第一 | ベンゼン | 特定第一 |
| 401 | 552-30-7 | 1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物 | | 1-453 | 第一 | 1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物 | 第一 |
| 402 | 73250-68-7 | 2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド | メフェナセツト | 1-455 | 第一 | 2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド (別名メフェナセツト) | 第一 |
| 403 | 119-61-9 | ベンゾフェノン | | 1-456 | 第一 | ベンゾフェノン | 第一 |
| 404 | 87-86-5 | ペンタクロロフェノール | | 1-457 | 特定第一 | ペンタクロロフェノール | 第一 |
| 405 | | ほう素化合物 | | 1-458 | 第一 | ほう素化合物 | 第一 |
| 406 | 1336-36-3 | ポリ塩化ビフェニル | PCB | 1-459 | 特定第一 | ポリ塩化ビフェニル (別名PCB) | 第一 |
| 407 | | ポリ (オキシエチレン) =アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。) | | 1-460 | 第一 | ポリ (オキシエチレン) =アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。) | 第一 |
| 408 | 9036-19-5 | ポリ (オキシエチレン) =アルキルフェニルエーテル (アルキル基の炭素数が8のものに限る。) | | 1-461 | 第一 | ポリ (オキシエチレン) =オクチルフェニルエーテル | 第一 |
| 409 | 9004-82-4 | ポリ (オキシエチレン) =ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム | | 1-463 | 第一 | ポリ (オキシエチレン) =ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム | 第一 |
| 410 | 9016-45-9 | ポリ (オキシエチレン) =アルキルフェニルエーテル (アルキル基の炭素数が9のものに限る。) | | 1-462 | 第一 | ポリ (オキシエチレン) =ノニルフェニルエーテル | 第一 |
| 411 | 50-00-0 | ホルムアルデヒド | | 1-464 | 特定第一 | ホルムアルデヒド | 特定第一 |
| 412 | | マンガン及びその化合物 | | 1-465 | 第一 | マンガン及びその化合物 | 第一 |
| 413 | 85-44-9 | 無水フタル酸 | | 1-467 | 第二 | 無水フタル酸 | 第二 |
| 414 | 108-31-6 | 無水マレイン酸 | | 2-119 | 第二 | 無水マレイン酸 | 第一 |
| 415 | 79-41-4 | メタクリル酸 | | 1-468 | 第一 | メタクリル酸 | 第一 |
| 416 | 688-84-6 | | | | | メタクリル酸 2-エチルヘキシル | 第一 |
| 417 | 106-91-2 | メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル | | 2-120 | 第二 | メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル | 第一 |
| 418 | 2867-47-2 | | | | | メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル | 第一 |
| 419 | 97-88-1 | メタクリル酸ブチル | | 2-121 | 第二 | メタクリル酸ノルマルブチル | 第一 |
| 420 | 80-62-6 | メタクリル酸メチル | | 1-469 | 第一 | メタクリル酸メチル | 第一 |
| 421 | 674-82-8 | | | | | 4-メチリデンオキセタン-2-オン | 第一 |
| 422 | 89269-64-7 | (Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン | フェリムゾン | 1-470 | 第一 | (Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン (別名フェリムゾン) | 第一 |
| 423 | 74-89-5 | | | | | メチルアミン | 第一 |
| 424 | 556-61-6 | メチルニイソチオシアネート | | 1-471 | 第一 | メチルニイソチオシアネート | 第一 |
| 425 | 2631-40-5 | | | | | N-メチルカルバミン酸 2-イソプロピルフェニル (別名イソプロカルブ又はMIPC) | 第一 |
| 426 | 1563-66-2 | N-メチルカルバミン酸 2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル | カルボフラン | 1-475 | 第一 | N-メチルカルバミン酸 2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル (別名カルボフラン) | 第一 |
| 427 | 63-25-2 | N-メチルカルバミン酸 1-ナフチル | カルバリル又はNAC | 1-476 | 第一 | N-メチルカルバミン酸 1-ナフチル (別名カルバリル又はNAC) | 第一 |
| 428 | 3766-81-2 | N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリブチルフェニル | フェノブカルブ又はBPMC | 1-477 | 第一 | N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC) | 第一 |
| 429 | 100784-20-1 | メチル=3-クロロ-5-(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート | ハロスルフロメチル | 2-122 | 第二 | メチル=3-クロロ-5-(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート (別名ハロスルフロメチル) | 第一 |
| 430 | 173584-44-6 | | | | | メチル=(S)-7-クロロ-2, 3, 4a, 5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル (4-トリフルオロメトキシフェニル) カルバモイル] インデノ | 第一 |

| 管理番号※1 | CAS登録番号※2 | 2021改正物質名※3 | 2021改正別名※4 | 2021改正番号※5 | 2021改正種別※6 | 2008改正物質名※7 | 2008改正種別※8 |
|--------|-------------|---|-------------------|------------|------------|---|------------|
| | | | | | | [1, 2-e] [1, 3, 4] オキサジ アジン-4a-カルボキシラート (別名 インドキサカルブ) | |
| 431 | 131860-33-8 | メチル=(E)-2-[2-[6-(2- シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イル オキシ]フェニル]-3-メトキシアクリ ラート | アズキシスト ロビン | 1-478 | 第一 | メチル=(E)-2-[2-[6-(2- シアノフェノキシ)ピリミジン-4- イルオキシ]フェニル]-3-メトキシ アクリラート (別名アズキシストロ ビン) | 第一 |
| 432 | 33089-61-1 | 3-メチル-1, 5-ジ(2, 4-キシリ ル)-1, 3, 5-トリアザペンタ-1, 4-ジエン | アミトラズ | 2-123 | 第二 | 3-メチル-1, 5-ジ(2, 4-キシ リル)-1, 3, 5-トリアザペンタ- 1, 4-ジエン (別名アミトラズ) | 第一 |
| 433 | 144-54-7 | N-メチルジチオカルバミン酸 | カーバム | 1-479 | 第一 | N-メチルジチオカルバミン酸 (別名カ ーバム) | 第一 |
| 434 | 23135-22-0 | メチル-N', N'-ジメチル-N- [(メチルカルバモイル)オキシ]-1- チオオキササムイミデート | オキサミル | 2-127 | 第二 | メチル-N', N'-ジメチル-N- [(メチルカルバモイル)オキシ]-1- チオオキササムイミデート (別名オキサ ミル) | 第一 |
| 435 | 136191-64-5 | | | | | メチル=2-(4, 6-ジメトキシ-2- ピリミジニルオキシ)-6-[1- (メトキシイミノ)エチル]ベンゾア ート (別名ピリミノバックメチル) | 第一 |
| 436 | 98-83-9 | アルファ-メチルスチレン | | 1-482 | 第一 | アルファ-メチルスチレン | 第一 |
| 437 | 3268-49-3 | | | | | 3-メチルチオプロパナール | 第二 |
| 438 | 1321-94-4 | メチルナフタレン | | 1-486 | 第一 | メチルナフタレン | 第一 |
| 439 | 108-99-6 | 3-メチルピリジン | | 1-488 | 第一 | 3-メチルピリジン | 第一 |
| 440 | 80-15-9 | 1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロ ペルオキシド | | 2-129 | 第二 | 1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロ ペルオキシド | 第一 |
| 441 | 88-85-7 | | | | | 2-(1-メチルプロピル)-4, 6- ジニトロフェノール | 第一 |
| 442 | 55814-41-0 | 2-メチル-N-[3-(1-メチルエト キシ)フェニル]ベンズアミド | メプロニル | 1-493 | 第一 | 2-メチル-N-[3-(1-メチルエ トキシ)フェニル]ベンズアミド (別名 メプロニル) | 第一 |
| 443 | 16752-77-5 | S-メチル-N-(メチルカルバモイルオ キシ)チオアセトイミデート | メソミル | 1-494 | 第一 | S-メチル-N-(メチルカルバモイル オキシ)チオアセトイミデート (別名メ ソミル) | 第一 |
| 444 | 141517-21-7 | メチル=(E)-メトキシイミノ-[2- [[[[(E)-1-[3-(トリフル ロメチル)フェニル]エチリデン]アミ ノ]オキシ]メチル]フェニル]アセター ト | トリフロキシ ストロビン | 1-495 | 第一 | メチル=(E)-メトキシイミノ(2- {[[{(E)-1-[3-(トリフ ルオロメチル)フェニル]エチリ デン]アミノ]オキシ]メチル}フェ ニル]アセタート (別名トリフロキシ ストロビン) | 第一 |
| 445 | 143390-89-0 | メチル=(E)-メトキシイミノ[2- (オルト-トリルオキシメチル)フェ ニル]アセタート | クレソキシム メチル | 1-496 | 第一 | メチル=(E)-メトキシイミノ[2- (オルト-トリルオキシメチル)フェ ニル]アセタート (別名クレソキシム メチル) | 第一 |
| 446 | 101-77-9 | 4, 4'-メチレンジアニリン | | 1-497 | 第一 | 4, 4'-メチレンジアニリン | 第一 |
| 447 | 5124-30-1 | | | | | メチレンビス(4, 1-シクロヘキシ レン)=ジイソシアネート | 第一 |
| 448 | 101-68-8 | メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジ イソシアネート | | 1-498 | 第一 | メチレンビス(4, 1-フェニレン)= ジイソシアネート | 第一 |
| 449 | 13684-63-4 | 3-メトキシカルボニルアミノフェ ニル=3'-メチルカルバニラート | フェンメ ディ ファム | 1-502 | 第一 | 3-メトキシカルボニルアミノフェ ニル=3'-メチルカルバニラート (別 名フェンメディファム) | 第一 |
| 450 | 88678-67-5 | N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N- メチルチオカルバミン酸O-3-ター シャリ-ブチルフェニル | ピリブチカル ブ | 1-503 | 第一 | N-(6-メトキシ-2-ピリジル)- N-メチルチオカルバミン酸O-3- ターシャリ-ブチルフェニル (別名ピ リブチカルブ) | 第一 |
| 451 | 120-71-8 | | | | | 2-メトキシ-5-メチルアニリン | 第一 |
| 452 | 149-30-4 | 2-メルカプトベンゾチアゾール | | 2-132 | 第二 | 2-メルカプトベンゾチアゾール | 第二 |
| 453 | | モリブデン及びその化合物 | | 1-505 | 第一 | モリブデン及びその化合物 | 第一 |
| 454 | 95-32-9 | | | | | 2-(モルホリノジチオ)ベンゾチア ゾール | 第一 |
| 455 | 110-91-8 | | | | | モルホリン | 第一 |
| 456 | 20859-73-8 | りん化アルミニウム | | 1-508 | 第一 | りん化アルミニウム | 第一 |
| 457 | 62-73-7 | りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビ ニル | ジクロロボス 又はDDVP | 1-510 | 第一 | りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビ ニル (別名ジクロロボス又はDDVP) | 第一 |
| 458 | 78-42-2 | りん酸トリス(2-エチルヘキシ ル) | | 1-511 | 第一 | りん酸トリス(2-エチルヘキシ ル) | 第一 |
| 459 | 115-96-8 | りん酸トリス(2-クロロエチ ル) | | 1-512 | 第二 | りん酸トリス(2-クロロエチ ル) | 第二 |
| 460 | 1330-78-5 | りん酸トリトリル | | 1-513 | 第一 | りん酸トリトリル | 第一 |
| 461 | 115-86-6 | りん酸トリフェニル | | 1-514 | 第一 | りん酸トリフェニル | 第一 |
| 462 | 126-73-8 | りん酸トリブチル | | 1-515 | 第一 | りん酸トリニフルマル-ブチル | 第二 |
| 463 | 60-35-5 | | | | | アセトアミド | 第二 |
| 464 | 104-94-9 | | | | | パラ-アニジジン | 第二 |
| 465 | 181587-01-9 | | | | | 5-アミノ-1-(2, 6-ジクロロ- 4-トリフルオロメチルフェニル)-4- エチルスルフィニル-1H-ピラゾ ール-3-カルボニル (別名エチプロ ール) | 第二 |
| 466 | 61-82-5 | | | | | 3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリア ゾール (別名アミトロール) | 第二 |

| 管理番号※1 | CAS登録番号※2 | 2021改正物質名※3 | 2021改正別名※4 | 2021改正番号※5 | 2021改正種別※6 | 2008改正物質名※7 | 2008改正種別※8 |
|--------|-------------|--|------------|------------|------------|--|------------|
| 467 | 6375-47-9 | | | | | 3'-アミノ-4'-メトキシアセトアニリド | 第二 |
| 468 | 93-15-2 | 4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン | | 1-031 | 第一 | 4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン | 第二 |
| 469 | 68955-20-4 | | | | | アルキル硫酸エステルナトリウム (アルキル基の炭素数16から18までのもの及びその混合物に限る。) | 第二 |
| 470 | 51-79-6 | | | | | ウレタン | 第二 |
| 471 | 103-69-5 | | | | | N-エチルアニリン | 第二 |
| 472 | 834-12-8 | | | | | 2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン (別名アメトリン) | 第二 |
| 473 | 13684-56-5 | | | | | エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート (別名デスメディファム) | 第二 |
| 474 | 82558-50-7 | | | | | N-[3-(1-エチル-1-メチルプロピル)-1, 2-オキサゾール-5-イル]-2, 6-ジメトキシベンズアミド (別名イソキサベン) | 第二 |
| 475 | 2593-15-9 | | | | | 5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1, 2, 4-チアジアゾール (別名エクロメゾール) | 第二 |
| 476 | 26447-14-3 | 1, 2-エポキシ-3-(トリルオキシ)プロパン | | 2-010 | 第二 | 1, 2-エポキシ-3-(トリルオキシ)プロパン | 第二 |
| 477 | 80-51-3 | 4, 4'-オキシビスベンゼンスルホンヒドラジド | | 1-093 | 第一 | 4, 4'-オキシビスベンゼンスルホンヒドラジド | 第二 |
| 478 | 107-20-0 | | | | | クロロアセトアルデヒド | 第二 |
| 479 | 116714-46-6 | (RS)-1-[3-クロロ-4-(1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素 | ノバルロン | 2-018 | 第二 | (RS)-1-[3-クロロ-4-(1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)ウレア (別名ノバルロン) | 第二 |
| 480 | 126-07-8 | | | | | (1'-S-トランス)-7-クロロ-2', 4, 6-トリメトキシ-6'-メチルスピロ[ベンゾフラン-2,(3H), 1'-シクロヘキサ-2', -エン]-3, 4'-ジオン (別名グリセオフルビン) | 第二 |
| 481 | 90-13-1 | | | | | 1-クロロナフタレン | 第二 |
| 482 | 140-11-4 | 酢酸ベンジル | | 2-035 | 第二 | 酢酸ベンジル | 第二 |
| 483 | 94-59-7 | | | | | サフロール | 第二 |
| 484 | 66230-04-4 | | | | | (S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート (別名エスフェンバレート) | 第二 |
| 485 | 68359-37-5 | アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート | シフルトリン | 2-042 | 第二 | アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名シフルトリン) | 第二 |
| 486 | 156-60-5 | | | | | トランス-1, 2-ジクロロエチレン | 第二 |
| 487 | 79-43-6 | | | | | ジクロロ酢酸 | 第二 |
| 488 | 83121-18-0 | 1-(3, 5-ジクロロ-2, 4-ジフルオロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素 | テフルベンズロン | 2-046 | 第二 | 1-(3, 5-ジクロロ-2, 4-ジフルオロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素 (別名テフルベンズロン) | 第二 |
| 489 | 118-52-5 | 1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン | | 2-047 | 第二 | 1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン | 第二 |
| 490 | 82692-44-2 | 2-[4-(2, 4-ジクロロメタートルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン | ベンゾフェナップ | 1-193 | 第一 | 2-[4-(2, 4-ジクロロメタートルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン (別名ベンゾフェナップ) | 第二 |
| 491 | 611-06-3 | | | | | 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン | 第二 |
| 492 | 56-75-7 | | | | | 2, 2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド (別名クロラムフェニコール) | 第二 |
| 493 | 126833-17-8 | N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサニルボキサミド | フェンヘキサミド | 2-048 | 第二 | N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサニルボキサミド (別名フェンヘキサミド) | 第二 |
| 494 | 60168-88-9 | | | | | 2, 4'-ジクロロ-アルファ-(5-ピリミジニル)ベンズヒドリル=アルコール (別名フェナリモル) | 第二 |
| 495 | 79983-71-4 | | | | | 2-(2, 4-ジクロロフェニル)-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-ヘキサノール (別名ヘキサコナゾール) | 第二 |
| 496 | 120-83-2 | | | | | 2, 4-ジクロロフェノール | 第二 |
| 497 | 120-36-5 | | | | | (RS)-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸 (別名ジクロロプロ) | 第二 |

| 管理番号※1 | CAS登録番号※2 | 2021改正物質名※3 | 2021改正別名※4 | 2021改正番号※5 | 2021改正種別※6 | 2008改正物質名※7 | 2008改正種別※8 |
|--------|-------------|---|---------------|------------|------------|---|------------|
| | | | | | | ロップ) | |
| 498 | 96-23-1 | 1, 3-ジクロロ-2-プロパノール | | 1-205 | 第一 | 1, 3-ジクロロ-2-プロパノール | 第二 |
| 499 | 103055-07-8 | (RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素 | ルフェヌロン | 2-050 | 第二 | (RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)ウレア(別名ルフェヌロン) | 第二 |
| 500 | 612-83-9 | | | | | 3, 3'-ジクロロペンジジン二塩酸塩 | 第二 |
| 501 | 1937-37-7 | ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2, 4-ジアミノフェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレンジスルホナート | CIダイレクトブラック38 | 2-053 | 第二 | ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2, 4-ジアミノフェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレンジスルホナート(別名CIダイレクトブラック38) | 第二 |
| 502 | 6459-94-5 | | | | | ジナトリウム=8-(3, 3'-ジメチル-4'-[4-(パラートリル)スルホニルオキシ]フェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ)-7-ヒドロキシ-1, 3-ナフタレンジスルホナート(別名CIアシッドレッド114) | 第二 |
| 503 | 97-02-9 | | | | | 2, 4-ジニトロアニリン | 第二 |
| 504 | 27478-34-8 | | | | | ジニトロナフタレン | 第二 |
| 505 | 99-65-0 | | | | | メタ-ジニトロベンゼン | 第二 |
| 506 | 51-52-5 | | | | | 2, 3-ジヒドロ-6-プロピル-2-チオキソ-4(1H)-ピリミジン(別名プロピルチオウラシル) | 第二 |
| 507 | 106-93-4 | 1, 2-ジプロモエタン | 二臭化エチレン又はEDB | 1-235 | 第一 | 1, 2-ジプロモエタン(別名EDB又は二臭化エチレン) | 第二 |
| 508 | 110-52-1 | | | | | 1, 4-ジプロモブタン | 第二 |
| 509 | 96-13-9 | | | | | 2, 3-ジプロモ-1-プロパノール | 第二 |
| 510 | 109-64-8 | | | | | 1, 3-ジプロモプロパン | 第二 |
| 511 | 103-50-4 | ジベンジルエーテル | | 1-240 | 第一 | ジベンジルエーテル | 第二 |
| 512 | 87-59-2 | | | | | 2, 3-ジメチルアニリン | 第二 |
| 513 | 569-64-2 | | | | | (4-[4-(ジメチルアミノ)フェニル](フェニル)メチリデン)シクロヘキサ-2, 5-ジエン-1-イリデン(ジメチル)アンモニウム=クロリド(別名マラカイトグリーン塩酸塩) | 第二 |
| 514 | 79-44-7 | | | | | ジメチルカルバモイル=クロリド | 第二 |
| 515 | 3761-41-9 | | | | | O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルスルフィニルフェニル)-チオホスフェイト(別名メスルフェンホス) | 第二 |
| 516 | | | | | | 臭素化ビフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。) | 第二 |
| 517 | 148-79-8 | | | | | 2-(1, 3-チアゾール-4-イル)-1H-ベンゾイミダゾール | 第二 |
| 518 | 62-55-5 | | | | | チオアセトアミド | 第二 |
| 519 | 21564-17-0 | | | | | 2-(チオシアナートメチルチオ)-1, 3-ベンゾチアゾール(別名TCMTB) | 第二 |
| 520 | 119-12-0 | | | | | チオリン酸O, O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1, 6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン) | 第二 |
| 521 | 5598-13-0 | | | | | チオリン酸O-3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル-O, O-ジメチル(別名クロルピリホスメチル) | 第二 |
| 522 | 79-34-5 | 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン | 四塩化アセチレン | 1-300 | 第一 | 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン | 第二 |
| 523 | 2429-74-5 | | | | | テトラナトリウム=3, 3'-[(3, 3'-ジメトキシ-4, 4'-ビフェニレン)ビス(アゾ)]ビス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート)(別名CIダイレクトブルー15) | 第二 |
| 524 | 558-13-4 | | | | | テトラプロモメタン | 第二 |
| 525 | 84-15-1 | | | | | オルト-テルフェニル | 第二 |
| 526 | 72-43-5 | | | | | 1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン(別名メトキシクロル) | 第二 |
| 527 | 14484-64-1 | | | | | トリス(N, N-ジメチルジチオカルバメート)鉄(別名ファーマム) | 第二 |
| 528 | 75-25-2 | トリプロモメタン | プロモホルム | 1-337 | 第一 | トリプロモメタン(別名プロモホルム) | 第二 |
| 529 | 1694-09-3 | | | | | ナトリウム=3-(N-[4-(4-(4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-(N-エチル-N-(3-スルホナトフェニル)メチル]アミノ)フェニル]メチレン)-2, 5-シクロヘキサジエ | 第二 |

| 管理番号 ※1 | CAS 登録 番号 ※2 | 2021 改正 物質名 ※3 | 2021 改正 別名 ※4 | 2021 改正 令号 ※5 | 2021 改正 種別 ※6 | 2008 改正 物質名 ※7 | 2008 改正 種別 ※8 |
|------------|-----------------------|--|------------------------|------------------------|------------------------|---|------------------------|
| | | | | | | ン-1-イリデン]-N-エチルアンモ ニオ)メチル)ベンゼンスルホナート (別名C Iアシッドバイオレット49) | |
| 530 | 132-27-4 | ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2- オラート | | 1-351 | 第一 | ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2- オラート | 第二 |
| 531 | 99-09-2 | | | | | メタ-ニトロアニリン | 第二 |
| 532 | 86-30-6 | | | | | N-ニトロソジフェニルアミン | 第二 |
| 533 | 99-08-1 | | | | | メタ-ニトロトルエン | 第二 |
| 534 | 100-02-7 | | | | | パラ-ニトロフェノール | 第二 |
| 535 | 12174-11- 7 | | | | | パリゴルスカイト (別名アタパルジャイト) | 第二 |
| 536 | 77-09-8 | | | | | 3, 3-ビス (4-ヒドロキシフェニ ル) -1, 3-ジヒドロイソベンゾフラ ン-1-オン (別名フェノールフタレイ ン) | 第二 |
| 537 | 553-26-4 | | | | | 4, 4'-ビピリジル | 第二 |
| 538 | 55179-31- 2 | | | | | 1- (4-ビフェニルオキシ) -3, 3-ジメチル-1- (1H-1, 2, 4- トリアゾール-1-イル) -2-プタ ノール (別名ピテルタノール) | 第二 |
| 539 | 156-43-4 | | | | | パラフェネチジン | 第二 |
| 540 | 84-61-7 | | | | | フタル酸ジシクロヘキシル | 第二 |
| 541 | 1120-71-4 | | | | | 1, 3-プロパンスルトン | 第二 |
| 542 | 67747-09- 5 | | | | | N-プロピル-N- [2- (2, 4, 6- トリクロロフェノキシ) エチル] イミ ダゾール-1-カルボキサミド (別名ブ ロクロラズ) | 第二 |
| 543 | 106-95-6 | | | | | 3-プロモ-1-プロペン (別名臭化ア リル) | 第二 |
| 544 | 67-72-1 | | | | | ヘキサクロロエタン | 第二 |
| 545 | 77-47-4 | | | | | ヘキサクロロシクロペンタジエン | 第二 |
| 546 | 115-28-6 | | | | | 1, 4, 5, 6, 7, 7-ヘキサクロロ ピシクロ [2. 2. 1] -5-ヘプテン -2, 3-ジカルボン酸 (別名クロレン ド酸) | 第二 |
| 547 | 57-09-0 | | | | | ヘキサデシルトリメチルアンモニウム= プロミド | 第二 |
| 548 | 10453-86- 8 | | | | | 5-ベンジル-3-フリルメチル= (1 RS) -シス-トランス-2, 2-ジメ チル-3- (2-メチルプロパ-1-エ ニル) シクロプロパンカルボキシラート (別名レスメトリン) | 第二 |
| 549 | 106-51-4 | | | | | パラ-ベンゾキノン | 第二 |
| 550 | 82-68-8 | | | | | ペンタクロロニトロベンゼン (別名キ ントゼン又はPCNB) | 第二 |
| 551 | 3825-26-1 | | | | | ペンタデカフルオロオクタノ酸アンモニ ウム | 第二 |
| 552 | 100-61-8 | | | | | N-メチルアニリン | 第二 |
| 553 | 2439-01-2 | 6-メチル-1, 3-ジチオロ [4, 5- b] キノキサリン-2-オン | | 2-125 | 第二 | 6-メチル-1, 3-ジチオロ [4, 5- b] キノキサリン-2-オン | 第二 |
| 554 | 99-55-8 | | | | | 2-メチル-5-ニトロアニリン | 第二 |
| 555 | 60-34-4 | | | | | メチルヒドラジン | 第二 |
| 556 | 82657-04- 3 | | | | | 2-メチル-1, 1'-ビフェニル-3- イルメチル= (Z) -3- (2-クロ ロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-ブ ロペニル) -2, 2-ジメチルシクロ プロパンカルボキシラート (別名ピフェ ントリン) | 第二 |
| 557 | 10605-21- 7 | メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカ ルバマート | カルペンダジ ム | 1-491 | 第一 | メチル=ベンゾイミダゾール-2-イル カルバマート (別名カルペンダジム) | 第二 |
| 558 | 101-61-1 | | | | | 4, 4'-メチレンビス (N, N-ジメ チルアニリン) | 第二 |
| 559 | 6864-37-5 | | | | | 4, 4'-メチレンビス (2-メチルシ クロヘキサミン) | 第二 |
| 560 | 10034-93 | | | | | 硫酸ヒドラジン | 第二 |
| 561 | 1241-94-7 | | | | | りん酸 (2-エチルヘキシル) ジフェニ ル | 第二 |
| 562 | 2528-36-1 | りん酸ジブチル=フェニル | | 1-509 | 第一 | りん酸ジノルマル=ブチル=フェニル | 第二 |

2021 (R3) 改正追加指定化学物質 (2008 (H20) 物質のうち、今回の見直しで統合、分離、範囲拡大した 8 物質を含む)

| 管理番号※1 | CAS 登録番号※2 | 2021 改正物質名※3 | 2021 改正別名※4 | 2021 改正令番号※5 | 2021 改正別種別※6 |
|--------|-------------|--|-------------------|--------------|--------------|
| 563 | 13189-00-9 | 亜鉛=ビス (2-メチルプロパン-2-エノアート) | | 1-002 | 第一 |
| 564 | 103-11-7 | アクリル酸 2-エチルヘキシル | | 1-005 | 第一 |
| 565 | | アクリル酸重合体 | | 1-008 | 第一 |
| 566 | 25212-19-5 | アジピン酸、(N-(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン又は N, N'-ビス (2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン) と 2-(クロロメチル)オキシランの重縮合物 | | 1-013 | 第一 |
| 567 | 103-23-1 | アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル | | 1-014 | 第一 |
| 568 | 123-54-6 | アセチルアセトン | | 1-015 | 第一 |
| 569 | 337458-27-2 | 1-アセチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン | ピリフルキナゾン | 1-016 | 第一 |
| 570 | 95-55-6 | オルト-アミノフェノール | | 1-024 | 第一 |
| 571 | 27605-76-1 | 3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキソド | プロベナゾール | 1-030 | 第一 |
| 572 | 123-68-2 | アリル=ヘキサノアート | | 1-032 | 第一 |
| 573 | 142-19-8 | アリル=ヘプタノアート | | 1-033 | 第一 |
| 574 | | [(3-アルカンアミドプロピル) (ジメチル)アンモニオ]アセタート (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が 8、10、12、14、16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。)及び (Z)-[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル] (ジメチル)アンモニオ]アセタート並びにこれらの混合物 | | 1-035 | 第一 |
| 575 | | (3-アルカンアミドプロピル) (メチル) [2-(アルカノイルオキシ)エチル]アンモニウム=クロリド (アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が 14、16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。) | | 1-036 | 第一 |
| 576 | | アルカン-1-アミン (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が 8、10、12、14、16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び (9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物 | | 1-037 | 第一 |
| 577 | 61791-26-2 | アルカン-1-アミン (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が 8、10、12、14、16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。)のオキシラン重付加物、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び (9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物 | | 1-038 | 第一 |
| 578 | | アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) (アルキル基の炭素数が 16 から 18 までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が 1, 000 未満のものに限る。)及びアルファ-アルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) (アルケニル基の炭素数が 16 から 18 までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が 1, 000 未満のものに限る。)並びにこれらの混合物 | | 1-039 | 第一 |
| 579 | 154518-36-2 | アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ [オキシエタン-1, 2-ジイル/オキシ (メチルエタン-1, 2-ジイル)] (アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が 9 から 11 までのもの混合物 (当該アルキル基の炭素数が 10 のものを主成分とするものに限る。))に限る。) | | 1-040 | 第一 |
| 580 | | アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (アルキル基の炭素数が 9 から 11 までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が 1, 000 未満のものに限る。) | | 1-041 | 第一 |
| 581 | | アルキル (ベンジル) (ジメチル)アンモニウムの塩 (アルキル基の炭素数が 12 から 16 までのもの及びその混合物に限る。) | | 1-044 | 第一 |
| 582 | 39148-24-8 | アルミニウム=トリス (エチル=ホスホナート) | ホセチル又はホセチルアルミニウム | 1-046 | 第一 |
| 583 | 120-51-4 | 安息香酸ベンジル | | 1-047 | 第一 |
| 584 | 84-65-1 | アントラセン-9, 10-ジオン | アントラキノ | 1-050 | 第一 |
| 585 | 9016-87-9 | アルファ (イソシアナトベンジル) -オメガ (イソシアナトフェニル) ポリ [(イソシアナトフェニレン) メチレン] | | 1-052 | 第一 |
| 586 | 101-21-3 | イソプロピル=3-クロロカルバニラート | クロロプロファミン又は I P C | 1-056 | 第一 |
| 587 | 103-95-7 | 3-(4-イソプロピルフェニル)-2-メチルプロパナール | | 1-057 | 第一 |
| 588 | 3228-02-2 | 4-イソプロピル-3-メチルフェノール | | 1-058 | 第一 |
| 589 | 57520-17-9 | 1, 1'- (イミノジオクタメチレン) ジグアニジン=トリアセタート | イミノクタジン酢酸塩 | 1-061 | 第一 |
| 590 | 16219-75-3 | エチリデンノルボルネン | | 1-063 | 第一 |
| 591 | 1678-91-7 | エチルシクロヘキサ | | 1-065 | 第一 |
| 592 | 14698-29-4 | 5-エチル-5, 8-ジヒドロ-8-オキソ-[1, 3]ジオキソ [4, 5-g]キノリン-7-カルボン酸 | オキソリニック酸 | 1-066 | 第一 |
| 593 | | N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムの塩 | | 1-067 | 第一 |
| 594 | 111-76-2 | エチレンジグリコールモノブチルエーテル | ブチルセソルブ | 1-077 | 第一 |
| 595 | 60-00-4 | エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩 | | 1-080 | 第一 |
| 596 | 105024-66-6 | (4-エトキシフェニル) [3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン | シラフルオフェン | 1-084 | 第一 |
| 597 | | 塩化直鎖パラフィン (炭素数が 14 から 17 までのもの及びその混合物に限る。) | | 1-090 | 第一 |
| 598 | 7790-93-4 | 塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩 | | 1-091 | 第一 |
| 599 | 106-02-5 | オキサシクロヘキサデカン-2-オン | | 1-092 | 第一 |
| 600 | 32536-52-0 | オクタプロモジフェニルエーテル | | 1-095 | 第一 |
| 601 | 556-67-2 | オクタメチルシクロテトラシロキサン | | 1-096 | 第一 |

| 管 理 番 号 ※1 | CAS 登 録 番 号 ※2 | 2021 改正物質名※3 | 2021 改正別 名 ※4 | 2021 改 正 令 号 ※5 | 2021 改 正 種 別 ※6 |
|------------------------|--|--|---------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 602 | | 過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩 | | 1-097 | 第一 |
| 603 | 79-21-0 | 過酢酸 | | 1-098 | 第一 |
| 604 | 3699-30-7 | カリウム=ジエチルジチオカルバマート | | 1-100 | 第二 |
| 605 | | グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩 | | 1-108 | 第一 |
| 606 | 122548-33-8 | 1-(2-クロロイミダゾ[1,2-a]ピリジン-3-イルスルホニル)-3-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素 | イマゾスルフロ | 1-114 | 第一 |
| 607 | 87392-12-9, 178961-20-1 ^{*16} | 2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリド及び2-クロロ-2'-エチル-N-[(1R)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの混合物 (2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの含有率が80重量パーセント以上のものに限る。) | S-メトラクロー | 1-119 | 第一 |
| 608 | 110956-75-7 | 3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フルオロフェニル)-5-イソプロピリデン-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン | ペントキサゾ | 1-126 | 第一 |
| 609 | 3380-34-5 | 5-クロロ-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)フェノール | トリクロサン | 1-127 | 第一 |
| 610 | 123572-88-3 | (R,S)-5-クロロ-N-(1,3-ジヒドロ-1,1,3-トリメチルイソベンゾフラン-4-イル)-1,3-ジメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド | フラマトビル | 1-128 | 第一 |
| 611 | 223580-51-6 | 3'-クロロ-4,4'-ジメチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボキサニリド | チアジニル | 1-131 | 第一 |
| 612 | 87674-68-8 | (R,S)-2-クロロ-N-(2,4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド | ジメテナミド | 1-132 | 第一 |
| 613 | 163515-14-8 | (S)-2-クロロ-N-(2,4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド | ジメテナミドP | 1-133 | 第一 |
| 614 | 868680-84-6 | 3-クロロ-N-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)-1-メチル-4-(5-メチル-5,6-ジヒドロ-1,4,2-ジオキサジン-3-イル)ピラゾール-5-スルホンアミド | メタソスルフロ | 1-134 | 第一 |
| 615 | 153719-23-4 | 3-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-N-ニトロ-1,3,5-オキサジアジナン-4-イミン | チアメトキサム | 1-135 | 第一 |
| 616 | 210880-92-5 | (E)-1-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン | クロチアニジン | 1-136 | 第一 |
| 617 | 135410-20-7 | トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン | アセタミプリド | 1-141 | 第一 |
| 618 | 138261-41-3 | 1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン | イミダクロプリド | 1-142 | 第一 |
| 619 | 111988-49-9 | 3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド | チアクロプリド | 1-143 | 第一 |
| 620 | 473278-76-1 | 2-[2-クロロ-4-メシル-3-[(テトラヒドロフラン-2-イルメトキシ)メチル]ベンゾイル]シクロヘキサニ-1,3-ジオン | テフリルトリオ | 1-152 | 第一 |
| 621 | 156963-66-5 | 3-(2-クロロ-4-メシルベンゾイル)-4-フェニルスルファニルピシクロ[3,2,1]オクタ-3-エン-2-オン | ベンゾピシクロ | 1-153 | 第一 |
| 622 | 799247-52-2 | (E)-N-[2-クロロ-5-[1-(6-メチルピリジン-2-イルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバミン酸メチル | ピリベンカルブ | 1-155 | 第一 |
| 623 | 142-92-7 | 酢酸ヘキシル | | 1-159 | 第一 |
| 624 | 119-36-8 | サリチル酸メチル | | 1-161 | 第一 |
| 625 | 38640-62-9 | ジイソプロピルナフタレン | | 1-165 | 第一 |
| 626 | 111-42-2 | ジエタノールアミン | | 1-166 | 第一 |
| 627 | 112-34-5 | ジエチレングリコールモノブチルエーテル | | 1-170 | 第一 |
| 628 | 105-95-3 | 1,4-ジオキサシクロヘプタデカン-5,17-ジオン | | 1-172 | 第二 |
| 629 | 110-82-7 | シクロヘキサニ | | 1-176 | 第一 |
| 630 | 10461-98-0 | シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル | | 1-177 | 第一 |
| 631 | 110-83-8 | シクロヘキセン | | 1-179 | 第一 |
| 632 | 156-59-2, 156-60-5 | 1,2-ジクロロエチレン | | 1-183 | 第一 |
| 633 | 64359-81-5 | 4,5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3(2H)-オン | | 1-184 | 第一 |
| 634 | 224049-04-1 | 3,4-ジクロロ-2'-シアノ-1,2-チアゾール-5-カルボキサニリド | イソチアニル | 1-185 | 第一 |
| 635 | 106917-52-6 | 2',4-ジクロロ-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-4'-ニトロ-メタ-トルエンスルホンアニリド | フルスルファミド | 1-191 | 第一 |
| 636 | 57018-04-9 | O-(2,6-ジクロロ-パラ-トリル)=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート | トルクロホス メチル | 1-192 | 第一 |
| 637 | 212201-70-2 | 1-(2,4-ジクロロフェニル)-N-(2,4-ジフルオロフェニル)-N-イソプロピル-5-オキソ-4,5-ジヒドロ-1H-1,2,4-トリアゾール-4-カルボキサミド | イブフェンカルバジン | 1-195 | 第一 |
| 638 | 32809-16-8 | N-(3,5-ジクロロフェニル)-1,2-ジメチルシクロプロパン-1,2-ジカルボキサミド | プロシミドン | 1-196 | 第一 |
| 639 | 41205-21-4 | 2,3-ジクロロ-N-4-フルオロフェニルマレイミド | フルオリミド | 1-203 | 第一 |
| 640 | 84496-56-0 | 2-(2,4-ジクロロ-3-メチルフェノキシ)プロピオンアニリド | クロメブロッブ | 1-214 | 第一 |
| 641 | 81103-11-9 | (3R,4S,5S,6R,7R,9R,11R,12R,13S,14R)-4-[(2,6-ジデオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-アルファ-L-リボ-ヘキソピラノシル)オキシ]-14-エチル-12,13-ジヒドロキシ-7-メトキシ-3,5,7,9,11,13-ヘキサメチル-6-[[3,4,6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ)-ベーター-D-キシロ-ヘキソピラノシル]オキシ]オキサシクロテトラデカン-2,10-ジオン | クラリスロマ イシン | 1-223 | 第一 |
| 642 | | ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩 | | 1-224 | 第一 |
| 643 | 426821-53-6 | 四ナトリウム=5,8-ビス(カルボジチオアト)-2,5,8,11,14-ペンタアザペンタデカンビス(ジチオアト) | | 1-225 | 第一 |
| 644 | 57-41-0 | 5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン | | 1-230 | 第一 |

| 管理番号※1 | CAS登録番号※2 | 2021改正物質名※3 | 2021改正別名※4 | 2021改正番号※5 | 2021改正種別※6 |
|--------|-------------|--|------------------------|------------|------------|
| 645 | 131341-86-1 | 4-(2, 2-ジフルオロ-1, 3-ベンゾジオキソール-4-イル)-1H-ピロロニル | フルジオキソニル | 1-233 | 第一 |
| 646 | 52888-80-9 | N, N-ジプロピルチオカルバミン酸=S-ベンジル | プロスルホカルブ | 1-234 | 第一 |
| 647 | 130000-40-7 | 2', 6'-ジプロモ-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1, 3-チアゾール-5-カルボキサニリド | チフルザミド | 1-239 | 第一 |
| 648 | 79-57-2 | (4S, 4aR, 5S, 5aR, 6S, 12aS)-4-(ジメチルアミノ)-3, 5, 6, 10, 12, 12a-ヘキサヒドロキシ-6-メチル-1, 11-ジオキソ-1, 4, 4a, 5, 5a, 6, 11, 12a-オクタヒドロテラセン-2-カルボキサミド | オキシテトラサイクリン | 1-244 | 第一 |
| 649 | 4849-32-5 | 3-(3, 3-ジメチルウレイド)フェニル=ターシャリ-ブチルカルバマート | カルブチレート | 1-246 | 第一 |
| 650 | 105-87-3 | (2E)-3, 7-ジメチルオクタ-2, 6-ジエニル=アセタート | 酢酸ゲラニル | 1-247 | 第一 |
| 651 | 124-28-7 | N, N-ジメチルオクタデシルアミン | | 1-248 | 第一 |
| 652 | 78-69-3 | 3, 7-ジメチルオクタタン-3-オール | | 1-249 | 第一 |
| 653 | | ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン | | 1-256 | 第一 |
| 654 | 283594-90-1 | 3, 3-ジメチルブタン酸=3-メチル-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-4-イル | スピロメシフェン | 1-258 | 第一 |
| 655 | 183675-82-3 | (RS)-N-[2-(1, 3-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド | ベンチオピラド | 1-259 | 第一 |
| 656 | 494793-67-8 | 2'-[(RS)-1, 3-ジメチルブチル]-5-フルオロ-1, 3-ジメチルピラゾール-4-カルボキサニリド | ペンフルフェン | 1-261 | 第一 |
| 657 | 560121-52-0 | 2, 2-ジメチルプロパン酸=(E)-2-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1, 3, 4-トリメチルピラゾール-5-イル)ピニル | シエノピラフェン | 1-262 | 第一 |
| 658 | 85785-20-2 | N-(1, 2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル | エスプロカルブ | 1-263 | 第一 |
| 659 | 79-92-5 | 2, 2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2.2.1]ヘプタン | カンフェン | 1-265 | 第一 |
| 660 | 272451-65-7 | N-[1, 1-ジメチル-2-(メチルスルホニル)エチル]-3-ヨード-N-[2-メチル-4-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]フェニル]フタルアミド | フルベンジアミド | 1-266 | 第一 |
| 661 | 110-71-4 | 1, 2-ジメトキシエタン | | 1-267 | 第一 |
| 662 | 83055-99-6 | アルファー(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-オルト-トルイル酸メチル | ペンスルフロシメチル | 1-268 | 第一 |
| 663 | 135186-78-6 | (RS)-7-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルチオ)-3-メチル-2-ベンゾフラン-1(3H)-オン | ピリフタリド | 1-269 | 第一 |
| 664 | | 有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシドを除く。) | | 1-274 | 第一 |
| 665 | | セリウム及びその化合物 | | 1-276 | 第一 |
| 666 | | タリウム及びその化合物 | | 1-279 | 第一 |
| 667 | | 炭化けい素 | | 1-280 | 第一 |
| 668 | 554-13-2 | 炭酸リチウム | | 1-281 | 第一 |
| 669 | 1111-67-7 | チオシアン酸銅(I) | | 1-283 | 第一 |
| 670 | 2636-26-2 | チオリン酸O-4-シアノフェニル-O, O-ジメチル | シアノホス又はCYAP | 1-285 | 第一 |
| 671 | 57-92-1 | 1, 1'-[(1R, 2R, 3S, 4R, 5R, 6S)-4-[[5-デオキシ-2-O-[2-デオキシ-2-(メチルアミノ)-アルファー-L-グルコピラノシル]-3-C-ホルミル-アルファー-L-リキソフラノシル]オキシ]-2, 5, 6-トリヒドロキシシクロヘキサ-1, 3-ジイル]ジグアニジン | ストレプトマイシン | 1-292 | 第一 |
| 672 | 168316-95-8 | (2R, 3aS, 5aR, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bR)-2-[(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル)オキシ]-13-[[4-(ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-14-メチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ[3, 2-d]オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン(別名スピノシンA)及び(2S, 3aR, 5aS, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS)-2-[(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル)オキシ]-13-[[4-(ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-4, 14-ジメチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ[3, 2-d]オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン(別名スピノシンD)の混合物 | スピノサド | 1-293 | 第一 |
| 673 | 112-31-2 | デカナール | デシルアルデヒド | 1-294 | 第一 |
| 674 | 109-99-9 | テトラヒドロフラン | | 1-302 | 第一 |
| 675 | 116-14-3 | テトラフルオロエチレン | | 1-304 | 第一 |
| 676 | 22898-01-7 | 2, 2, 3, 3-テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム | テトラピオン又はフルプロバネートナトリウム塩 | 1-305 | 第一 |
| 677 | | テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド | | 1-307 | 第一 |
| 678 | 32388-55-9 | 1-[(1R, 2R, 5S, 7R)-2, 6, 6, 8-テトラメチルトリシクロ[5.3.1.0(1,5)]ウンデカ-8-エン-9-イル]エタノン | | 1-310 | 第一 |
| 679 | | テルル及びその化合物 | | 1-311 | 第一 |
| 680 | 112-55-0 | ドデカン-1-チオール | | 1-316 | 第一 |
| 681 | 683-10-3 | 2-(N-ドデシル-N, N-ジメチルアンモニオ)アセタート | | 1-317 | 第一 |
| 682 | 108-78-1 | 1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリアミン | メラミン | 1-319 | 第一 |
| 683 | 122-20-3 | トリイソプロパノールアミン | | 1-320 | 第一 |
| 684 | 1116-76-3 | トリオクチルアミン | | 1-322 | 第一 |
| 685 | 133-06-2 | N-(トリクロロメチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド | キャプタン | 1-333 | 第一 |
| 686 | 68912-13-0 | トリシクロ[5.2.1.0(2,6)]デカ-4-エン-3-イル=プロピオナート | | 1-334 | 第一 |
| 687 | 75-50-3 | トリメチルアミン | | 1-338 | 第一 |

| 管理番号 ※1 | CAS登録 番号※2 | 2021 改正物質名※3 | 2021 改正別名 ※4 | 2021 改正 番号 ※5 | 2021 改正 種別 ※6 |
|------------|--|--|-----------------|------------------------|------------------------|
| 688 | | トリメチル (オクタデシル) アンモニウムの塩 | | 1-339 | 第一 |
| 689 | 79-77-6 | (E) - 4 - (2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル) ブター-3-エン-2-オン | | 1-340 | 第一 |
| 690 | | N, N, N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩 | | 1-341 | 第一 |
| 691 | 95-63-6, 108-67-8, 526-73-8, 25551-13-7 | トリメチルベンゼン | | 1-342 | 第一 |
| 692 | 97593-00-5 | 2, 4, 4-トリメチルペンター-1-エン及び2, 4, 4-トリメチルペンター-2-エンの混合物 | | 1-343 | 第一 |
| 693 | 2530-83-8 | トリメトキシ- [3- (オキシラン-2-イルメトキシ) プロピル] シラン | | 1-344 | 第一 |
| 694 | | ナトリウム=アルケンスルホナート (アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。) 及びナトリウム=ヒドロキシルアルカンスルホナート (アルカンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。) 並びにこれらの混合物 | | 1-348 | 第一 |
| 695 | 3811-73-2 | ナトリウム=1-オキソ-1ラムダ (5) -ピリジン-2-チオラート | | 1-349 | 第一 |
| 696 | 88380-00-1 | ナトリウム= (ドデカノイルオキシ) ベンゼンスルホナート | | 1-350 | 第一 |
| 697 | | 鉛及びその化合物 | | 1-353 | 特定第一 |
| 698 | 139-13-9 | ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩 | | 1-356 | 第一 |
| 699 | 30525-89-4 | パラホルムアルデヒド | | 1-364 | 第一 |
| 700 | | ビス (アルキル) (ジメチル) アンモニウムの塩 (アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12、14、16、18又は20のもの及びその混合物に限る。) | | 1-365 | 第一 |
| 701 | 7287-19-6 | 2, 4-ビス (イソプロピルアミノ) -6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン | プロメトリン | 1-366 | 第一 |
| 702 | 142-16-5 | ビス (2-エチルヘキシル) = (Z) -ブター-2-エンジオアート | | 1-368 | 第一 |
| 703 | 14915-37-8 | ビス (2-スルフィドピリジン-1-オラト) 銅 | | 1-372 | 第一 |
| 704 | 13463-41-7 | (T-4) -ビス [2- (チオキソ-カップS) -ピリジン-1 (2H) -オラト-カップO] 亜鉛 (II) | | 1-373 | 第一 |
| 705 | 52829-07-9 | ビス (2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ビペリジル) =セバケート | | 1-374 | 第一 |
| 706 | 56-35-9 | ビス (トリブチルスズ) =オキシド | | 1-375 | 特定第一 |
| 707 | | N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) アルカンアミド (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)、 (Z) -N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) オクタデカ-9-エンアミド及び (9Z, 12Z) -N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) オクタデカ-9, 12-ジエンアミド並びにこれらの混合物 | | 1-376 | 第一 |
| 708 | | (1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル) ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩 | | 1-380 | 第一 |
| 709 | 120-57-0 | ビペロナル | ヘリオトロピ | 1-385 | 第一 |
| 710 | 117-84-0 | フタル酸ジオクチル | | 1-394 | 第一 |
| 711 | 28159-98-0 | 2-ターシャリーブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン | | 1-398 | 第一 |
| 712 | 3006-82-4 | ターシャリーブチル=2-エチルペルオキシヘキサノアート | | 1-400 | 第一 |
| 713 | 88-41-5 | 2-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート | | 1-405 | 第一 |
| 714 | 32210-23-4 | 4-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート | | 1-406 | 第一 |
| 715 | 34014-18-1 | 1- (5-ターシャリーブチル-1, 3, 4-チアジアゾール-2-イル) -1, 3-ジメチル尿素 | テブチウロン | 1-408 | 第一 |
| 716 | 400882-07-7 | 2- (4-ターシャリーブチルフェニル) -2-シアノ-3-オキソ-3- (2-トリフルオロメチルフェニル) プロパン酸=2-メトキシエチル | シフルメトフェン | 1-409 | 第一 |
| 717 | 18127-01-0 | 3- (4-ターシャリーブチルフェニル) プロパナール | | 1-410 | 第一 |
| 718 | 80-54-6 | 3- (4-ターシャリーブチルフェニル) -2-メチルプロパナール | | 1-411 | 第一 |
| 719 | 88-18-6 | 2-ターシャリーブチルフェノール | | 1-412 | 第一 |
| 720 | 7580-85-0 | 2-ターシャリーブトキシエタノール | | 1-416 | 第一 |
| 721 | 98-01-1 | フルフラール | | 1-418 | 第一 |
| 722 | 122453-73-0 | 4-ブromo-2- (4-クロロフェニル) -1-エトキシメチル-5- (トリフルオロメチル) ビロ-3-カルボニル | クロルフェナビル | 1-421 | 第一 |
| 723 | 500008-45-7 | 3-ブromo-N- [4-クロロ-2-メチル-6- (メチルカルバモイル) フェニル] -1- (3-クロロピリジン-2-イル) -1H-ピラゾール-5-カルボキサミド | クロラントラニプロール | 1-422 | 第一 |
| 724 | 348635-87-0 | 3- (3-ブromo-6-フルオロ-2-メチルインドール-1-イルスルホニル) -N, N-ジメチル-1, 2, 4-トリアゾール-1-スルホニアミド | アミスプロム | 1-426 | 第一 |
| 725 | 4719-04-4 | ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリス (2-ヒドロキシエチル) -1, 3, 5-トリアジン | | 1-432 | 第一 |
| 726 | 1222-05-5 | 4, 6, 6, 7, 8, 8-ヘキサメチル-1, 3, 4, 6, 7, 8-ヘキサヒドロシクロペンタ [g] イソクロメン | | 1-433 | 第一 |
| 727 | 1071-93-8 | ヘキサンジヒドラジド | | 1-437 | 第一 |
| 728 | 6259-76-3 | ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート | | 1-438 | 第一 |
| 729 | 592-41-6 | 1-ヘキセン | | 1-439 | 第一 |
| 730 | 1024-57-3 | 1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-2, 3-エボキシ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン | ヘプタクロロエボキシド | 1-441 | 第一 |
| 731 | 142-82-5 | ヘプタン | | 1-442 | 第一 |
| 732 | 104-67-6 | 5-ヘプチルオキソラン-2-オン | | 1-443 | 第一 |
| 733 | | ペルフルオロオクタタン酸 (別名PFOA) 及びその塩 | | 1-446 | 第一 |
| 734 | 101-86-0 | 2-ベンジリデンオクタナール | | 1-449 | 第一 |
| 735 | 1205-17-0 | 3- (1, 3-ベンゾジオキソール-5-イル) -2-メチルプロパナール | | 1-454 | 第一 |
| 736 | 108-24-7 | 無水酢酸 | | 1-466 | 第一 |
| 737 | 108-10-1 | メチルイソブチルケトン | | 1-472 | 第一 |
| 738 | 24851-98-7 | メチル=2- (3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル) アセタート | | 1-473 | 第一 |
| 739 | 110-25-8 | 2- [メチル- [(Z) -オクタデカ-9-エノイル] アミノ] 酢酸 | オレオイルザルコシン | 1-474 | 第一 |

| 管理番号※1 | CAS登録番号※2 | 2021改正物質名※3 | 2021改正別名※4 | 2021改正番号※5 | 2021改正種別※6 |
|--------|-------------|---|------------------------|------------|------------|
| 740 | 137-42-8 | N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム | メタムナトリウム塩 | 1-480 | 第一 |
| 741 | 7396-58-9 | N-メチルジデカン-1-イルアミン | | 1-481 | 第一 |
| 742 | 22936-75-0 | 2-メチルチオ-4-エチルアミノ-6-(1,2-ジメチルプロピルアミノ)-s-トリアジン | ジメタメトリン | 1-483 | 第一 |
| 743 | 111-82-0 | メチルニドデカノアート | | 1-484 | 第一 |
| 744 | 127-51-5 | (E)-3-メチル-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン | | 1-485 | 第一 |
| 745 | 165252-70-0 | (RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン | ジノテフラン | 1-487 | 第一 |
| 746 | 872-50-4 | N-メチル-2-ピロリドン | | 1-489 | 第一 |
| 747 | 75-66-1 | 2-メチルプロパン-2-チオール | | 1-490 | 第一 |
| 748 | | 3-メチルペンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1,6-ジエンの反応生成物であって、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,5,6,7,8-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン及び1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノンの混合物を80重量パーセント以上含有するもの | | 1-492 | 第一 |
| 749 | 536-90-3 | 3-メトキシアニリン | | 1-499 | 第一 |
| 750 | 133408-50-1 | (E)-2-メトキシイミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル)アセトアミド | メトミノストロビン | 1-500 | 第一 |
| 751 | 111-77-3 | 2-(2-メトキシエトキシ)エタノール | | 1-501 | 第一 |
| 752 | 111-96-6 | 1-メトキシ-2-(2-メトキシエトキシ)エタン | | 1-504 | 第一 |
| 753 | 68515-88-8 | 硫化(2,4,4-トリメチルペンテン) | | 1-506 | 第二 |
| 754 | 77-78-1 | 硫酸ジメチル | | 1-507 | 第二 |
| 755 | 999-61-1 | アクリル酸2-ヒドロキシプロピル | | 2-002 | 第二 |
| 756 | 2797-51-5 | 2-アミノ-3-クロロ-1,4-ナフトキノ | ACN | 2-004 | 第二 |
| 757 | 81510-83-0 | イソプロピルアンモニウム=(RS)-2-(4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル)ニコチナート | イマザビル又はイマザビルイソプロピルアミン塩 | 2-005 | 第二 |
| 758 | 1338-23-4 | エチルメチルケトンペルオキシド | | 2-008 | 第二 |
| 759 | 91-53-2 | 6-エトキシ-1,2-ジヒドロ-2,2,4-トリメチルキノリン | エトキシキン | 2-009 | 第二 |
| 760 | 98-88-4 | 塩化ベンゾイル | | 2-013 | 第二 |
| 761 | 111-65-9 | オクタン | | 2-014 | 第二 |
| 762 | 111-88-6 | オクタン-1-チオール | | 2-015 | 第二 |
| 763 | 999-81-5 | (2-クロロエチル)トリメチルアンモニウムニクロリド | | 2-016 | 第二 |
| 764 | 542-18-7 | クロロシクロヘキサ | | 2-017 | 第二 |
| 765 | 101463-69-8 | 1-[4-(2-クロロ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ)-2-フルオロフェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンジル)尿素 | フルフェノクスロン | 2-019 | 第二 |
| 766 | 150824-47-8 | (E)-N-[6-(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]-N-エチル-N'-メチル-2-ニトロエテン-1,1-ジアミン | ニデンピラム | 2-022 | 第二 |
| 767 | 88402-43-1 | N-(4-クロロフェニル)-1-シクロヘキサ-1,2-ジカルボキシミド | クロルブタリム | 2-025 | 第二 |
| 768 | 35367-38-5 | 1-(4-クロロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンジル)尿素 | ジフルベンズロン | 2-026 | 第二 |
| 769 | 110488-70-5 | 4-[3-(4-クロロフェニル)-3-(3,4-ジメトキシフェニル)アクリロイル]モルホリン | ジメトモルフ | 2-027 | 第二 |
| 770 | 116-29-0 | 4-クロロフェニル=2,4,5-トリクロロフェニル=スルホン | テトラジホン | 2-029 | 第二 |
| 771 | 134074-64-9 | [2-[3-(4-クロロフェニル)プロピル]-2,4,4-トリメチル-1,3-オキサゾリジン-3-イル](1H-イミダゾール-1-イル)メタノン | | 2-031 | 第二 |
| 772 | 96-24-2 | 3-クロロ-1,2-プロパンジオール | | 2-032 | 第二 |
| 773 | 688046-61-9 | (5-クロロ-2-メトキシ-4-メチルピリジン-3-イル)(2,3,4-トリメトキシ-6-メチルフェニル)メタノン | ピリオフェニン | 2-034 | 第二 |
| 774 | 102851-06-9 | (RS)- α -アルファ-ジアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ- α -アルファ, α -アルファ, α -トリフルオロパラ-トリル)-D-バリナート | フルバリネート | 2-038 | 第二 |
| 775 | 52315-07-8 | α -アルファ-ジアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート | シペルメトリン | 2-039 | 第二 |
| 776 | 136849-15-5 | 1-[2-(シクロプロピルカルボニル)アニリノスルホニル]-3-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素 | シクロスルファミロン | 2-043 | 第二 |
| 777 | 121552-61-2 | 4-シクロプロピル-6-メチル-N-フェニルピリミジン-2-アミン | シプロジニル | 2-044 | 第二 |
| 778 | 210631-68-8 | [3-(4,5-ジヒドロイソキサゾール-3-イル)-4-メチル-2-メチルフェニル](5-ヒドロキシ-1-メチルピラゾール-4-イル)メタノン | | 2-054 | 第二 |
| 779 | 83164-33-4 | 2',4'-ジフルオロ-2-(3-トリフルオロメチルフェノキシ)ニコチンアニリド | | 2-057 | 第二 |
| 780 | 115-95-7 | 3,7-ジメチルオクタ-1,6-ジエン-3-イル=アセタート | 酢酸リナリル | 2-059 | 第二 |
| 781 | 106-24-1 | (E)-3,7-ジメチルオクタ-2,6-ジエン-1-オール | ゲラニオール | 2-060 | 第二 |
| 782 | 97886-45-8 | S,S'-ジメチル=2-ジフルオロメチル-4-イソブチル-6-トリフルオロメチルピリジン-3,5-ジカルボチオアート | ジチオビル | 2-061 | 第二 |
| 783 | 112-75-4 | N,N-ジメチルテトラデカン-1-アミン | | 2-062 | 第二 |
| 784 | 131475-57-5 | (RS)-N-[2-(3,5-ジメチルフェノキシ)-1-メチルエチル]-6-(1-フルオロ-1-メチルエチル)-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン | トリアジフラム | 2-063 | 第二 |
| 785 | 148477-71-8 | 2,2-ジメチルブタン酸=3-(2,4-ジクロロフェニル)-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.5]デカ-3-エン-4-イル | スピロジクロフェン | 2-064 | 第二 |
| 786 | 91-17-8 | デカヒドロナフタレン | | 2-068 | 第二 |
| 787 | 15875-13-5 | 1,3,5-トリス[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン | | 2-072 | 第二 |
| 788 | 118-96-7 | 2,4,6-トリニトロトルエン | | 2-073 | 第二 |

| 管理番号 ※1 | CAS登録 番号※2 | 2021改正物質名※3 | 2021改正別名 ※4 | 2021改正 政令番号 ※5 | 2021改正 種別 ※6 |
|------------|---------------|---|-----------------|----------------------|--------------------|
| 789 | 125-12-2 | (1R, 2R, 4R) - 1, 7, 7-トリメチルビスクロ [2, 2, 1] ヘプタン-2-イル=アセタート及び (1S, 2S, 4S) - 1, 7, 7-トリメチルビスクロ [2, 2, 1] ヘプタン-2-イル=アセタートの混合物 | イソボルニル=アセタート | 2-075 | 第二 |
| 790 | 79-24-3 | ニトロエタン | | 2-079 | 第二 |
| 791 | 111-84-2 | ノナン | | 2-081 | 第二 |
| 792 | 3296-90-0 | 2, 2-ビス (プロモメチル) プロパン-1, 3-ジオール | ジプロモネオベンチルグリコール | 2-082 | 第二 |
| 793 | 7779-90-0 | ビス (りん酸) 三亜鉛 | | 2-084 | 第二 |
| 794 | 94-13-3 | 4-ヒドロキシ安息香酸プロピル | パラオキシ安息香酸プロピル | 2-085 | 第二 |
| 795 | 65405-77-8 | 2-ヒドロキシ安息香酸 (Z) - 3-ヘキセニル | | 2-086 | 第二 |
| 796 | 103-60-6 | 2-フェノキシエチル=イソブチレート | | 2-089 | 第二 |
| 797 | 92-84-2 | フェノチアジン | | 2-090 | 第二 |
| 798 | 110-65-6 | ブタン-2-イン-1, 4-ジオール | | 2-091 | 第二 |
| 799 | 84-69-5 | フタル酸ジイソブチル | | 2-093 | 第二 |
| 800 | 119-06-2 | フタル酸ジトリデシル | | 2-095 | 第二 |
| 801 | 1861-40-1 | N-ブチル-N-エチル-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラ-トルイジン | ベスロジン又はベンフルラリン | 2-096 | 第二 |
| 802 | 55861-78-4 | 3- (5-ターシャリ-ブチル-1, 2-オキサゾール-3-イル) - 1, 1-ジメチル尿素 | イソウロン | 2-098 | 第二 |
| 803 | 55406-53-6 | N-ブチルカルバミド酸=3-ヨード-2-プロピニル | | 2-099 | 第二 |
| 804 | 5902-51-2 | 3-ターシャリ-ブチル-5-クロロ-6-メチルウラシル | ターバシル | 2-100 | 第二 |
| 805 | 39807-15-3 | 5-ターシャリ-ブチル-3- [2, 4-ジクロロ-5- (プロパー-2-イン-1-イルオキシ) フェニル] - 1, 3, 4-オキサジアゾール-2 (3H) -オン | オキサジアルギル | 2-101 | 第二 |
| 806 | 81-14-1 | 1- (4-ターシャリ-ブチル-2, 6-ジメチル-3, 5-ジニトロフェニル) エタノン | | 2-102 | 第二 |
| 807 | 161050-58-4 | 1-ターシャリ-ブチル-1- (3, 5-ジメチルベンゾイル) - 2- (3-メトキシ-2-メチルベンゾイル) ヒドラジン | メトキシフェノジド | 2-104 | 第二 |
| 808 | 142459-58-3 | 4-フルオロ-N-イソプロピル-2- (5-トリフルオロメチル-1, 3, 4-チアジアゾール-2-イルオキシ) アセトアニリド | フルフェナセツト | 2-111 | 第二 |
| 809 | 51-03-6 | 5-プロパン-1-イル-6- (2, 5, 8-トリオキサドデカン-1-イル) - 1, 3-ベンゾジオキソール | ビペロニルブトキシド | 2-112 | 第二 |
| 810 | 736994-63-1 | 3-プロモ-1- (3-クロロピリジン-2-イル) -N- [4-シアノ-2-メチル-6- (メチルカルバモイル) フェニル] - 1H-ピラゾール-5-カルボキサミド | シアントラニリプロール | 2-113 | 第二 |
| 811 | 116-15-4 | ヘキサフルオロプロベン | | 2-114 | 第二 |
| 812 | 123-66-0 | ヘキサノ酸エチル | カブロン酸エチル | 2-115 | 第二 |
| 813 | 122-40-7 | 2-ベンジリデンヘプタナール | | 2-116 | 第二 |
| 814 | 89-05-4 | ベンゼン-1, 2, 4, 5-テトラカルボン酸 | | 2-117 | 第二 |
| 815 | 75-12-7 | ホルムアミド | | 2-118 | 第二 |
| 816 | 80-26-2 | 2- (4-メチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル) プロパン-2-イル=アセタート | 酢酸テルピニル | 2-124 | 第二 |
| 817 | 6362-80-7 | 4-メチル-2, 4-ジフェニルペンタ-1-エン | | 2-126 | 第二 |
| 818 | 13311-84-7 | 2-メチル-N- [4-ニトロ-3- (トリフルオロメチル) フェニル] プロパンアミド | フルタミド | 2-128 | 第二 |
| 819 | 123-35-3 | 7-メチル-3-メチレンオクター-1, 6-ジエン | ミルセン | 2-130 | 第二 |
| 820 | 60-24-2 | 2-メルカプトエタノール | | 2-131 | 第二 |
| 821 | 78-97-7 | ラクトニトリル | | 2-133 | 第二 |
| 822 | 64-67-5 | 硫酸ジエチル | | 2-134 | 第二 |

※1 管理番号は政令番号とは異なるもので、化管法の政令改正により今後指定化学物質が追加・削除されても、同じ番号が維持される。PRTR制度においては、令和6年度の届出から現在の政令番号に代わり、本表に記載されている管理番号が使用される方針である。

※2 CAS登録番号は参考情報として掲載しているが、異性体等の存在もあるため、PRTR制度対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行うこと。該当するCAS登録番号が複数存在する物質は一部のみ掲載した。

※3 2021年 (令和3年) に改正された特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令 (以下「2021(R3)改正」という) 別表1 (第一種指定化学物質) 及び別表2 (第二種指定化学物質) を基にした名称を記載した。

※4 2021(R3)改正の政令名称に記載されている別名を記載した。

※5 2021(R3)改正別表1には号番号を算用数字にして3桁表記にしたものの前に「1-」を、同令別表2の物質には号番号を算用数字にして3桁表記にしたものの前に「2-」を付して表記した。

※6 2021(R3)改正別表1の物質は「第一」、同令別表2の物質は「第二」、同令第4条で規定している特定第一種指定化学物質は「特定第一」と記載した。

※7 2008年（平成20年）に改正された特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（以下「2008(H20)改正」という）別表1（第一種指定化学物質）及び別表2（第二種指定化学物質）を基にした名称を記載した。

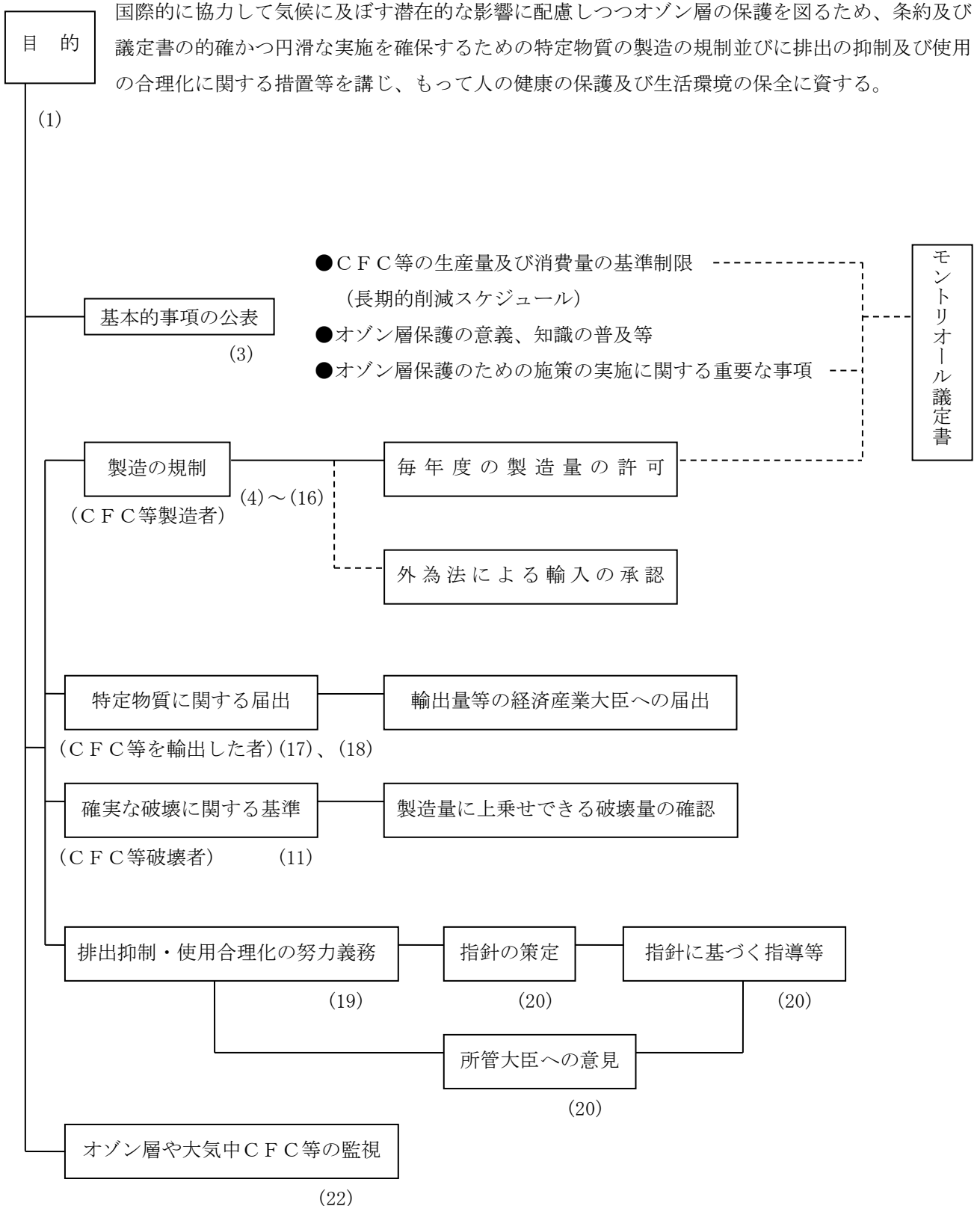
※8 2008(H20)改正別表1の物質は「第一」、同令別表2の物質は「第二」、同令第4条で規定している特定第一種指定化学物質は「特定第一」と記載した。

※2021(R3)改正で削除された化学物質はセルの背景を灰色とした。

第9節 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律

(最終改正 平成30年7月4日法律第69号)

1 法の体系



(注) ()内の数字は、法の条文を示す。例えば、(1)は第1条を意味する。

2 モントリオール議定書の対象物質と規制スケジュール

○モントリオール附属書A 規制物質

| グループ | 物質名 | オゾン破壊係数 | 先進国に対する規制スケジュール |
|---------|-----------------|---------|---------------------|
| グループ I | 特定フロン | | 1994年以降 1986年比75%削減 |
| | CFC-11, 12, 114 | 1.0 | 1996年 全廃 |
| | 113 | 0.8 | |
| | 115 | 0.6 | |
| グループ II | ハロン | | 1994年以降 全廃 |
| | ハロン-1211 | 3.0 | |
| | 1301 | 10.0 | |
| | 2402 | 6.0 | |

○同附属書B 規制物質

| グループ | 物質名 | オゾン破壊係数 | 先進国に対する規制スケジュール |
|----------|----------------|---------|---------------------------------|
| グループ I | その他のCFC | 1.0 | 1994年以降 1986年比75%削減 1996年 全廃 |
| グループ II | 四塩化炭素 | 1.1 | 1995年以降 1989年比75%削減 1996年 全廃 |
| グループ III | 1・1・1-トリクロロエタン | 0.1 | 1994年以降 1989年比50%削減 1996年 全廃 |

○同附属書C 規制物質

| グループ | 物質名 | オゾン破壊係数 | 先進国に対する規制スケジュール |
|----------|--|------------|------------------|
| グループ I | HCFC | 0.005~0.28 | 1996年以降 基準量比100% |
| | | | 2004年 35%削減 |
| | | | 2010年 75%削減 |
| | | | 2015年 90%削減 |
| | | | 2020年 全廃 |
| | ※基準量=HCFCの1989年消費量 算定値+CFCの1989年 消費算定値×0.028 | | |
| グループ II | HBFC | 0.1~14 | 1996年 全廃 |
| グループ III | ブロモクロロメタン | 0.12 | 2002年 全廃 |

○同附属書E 規制物質

| グループ | 物質名 | オゾン破壊係数 | 先進国に対する規制スケジュール |
|--------|-------|---------|--------------------|
| グループ I | 臭化メチル | 0.6 | 1995年以降 1991年比100% |
| | | | 1999年 25%削減 |
| | | | 2001年 50%削減 |
| | | | 2003年 70%削減 |
| | | | 2005年 全廃 |

第10節 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(通称：フロン排出抑制法)

(平成13年法律第64号)

(最終改正 令和元年6月5日法律第25号)

1 フロン類及び特定製品

(1) フロン類

「フロン類」とは、オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン（CFC）とハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、オゾン層破壊物質ではないが温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン（HFC）をいう。

フロン類の種類と冷媒番号

| フロン類 | 冷 媒 番 号 |
|------|---|
| CFC | R11、R12、R113、R114、R115、R13、R500、R501、R502、R503、R505、R506 |
| HCFC | R123、R124、R22、R401A、R402A、R403A、R405A、R406A、R408A、R409A、R411A、R412A、R509A |
| HFC | R23、R32、R125、R134a、R143a、R404A、R407C、R407E、R410A、R507A、R508A |

(2) 第一種特定製品

次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

- ① エアコンディショナー
- ② 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

(3) 第二種特定製品

使用済自動車の再資源化に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第8項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

2 第一種フロン類充填回収業者に係る申請・届出・報告事項一覧

| 番号 | 申請・届出・報告を必要とする場合 | 法令条文 | 届出様式 |
|----|--|-------|--|
| 1 | 登録の申請をする場合 | 法第27条 | 第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請書 （施行規則様式第1） |
| 2 | 登録の更新をする場合 | 法第30条 | 第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請書 （施行規則様式第1） |
| 3 | 上記1又は2の登録内容を変更しようとするとき | 法第31条 | 第一種フロン類充填回収業者登録変更届出書 （施行規則様式第2） |
| 4 | フロン類の充填及び回収量、自ら再生した量、フロン類再生業者へ引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他主務省令で定める事項を報告する場合 | 法第47条 | 第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書 （施行規則様式第3） |

3 フロン類の充填に関する基準（施行規則第14条）

| | |
|------------|---|
| <p>充填前</p> | <p>(1) 充填に先立つ確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 充填前、点検等の記録の確認、外観の目視検査等により、冷媒の漏えい・故障等の有無やこれらに係る点検・修理の実施の有無を確認 <p>(2) 管理者及び整備者への通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認の結果、点検・修理の実施を確認できない場合は、状況に応じて、点検の実施や修理を行う必要性を管理者及び整備者に説明 <p>(3) 修理等を行うまでの充填の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フロン類の漏えい又は故障等を確認したときは、やむを得ない場合（フロン類の漏えい箇所を特定し、又は修理を行うことが著しく困難な場所に当該フロン類の漏えいが生じている場合）を除き、点検の結果又は修理により、現に漏えいが生じていないことが確認できるまで充填してはならない※¹ |
| <p>充填時</p> | <p>(4) 冷媒の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 充填しようとするフロン類の種類が、法第87条第3号に基づき製品に表示されたもの又は当該フロン類よりGWPが低く、使用して安全上支障がないものであるか確認 ・ 現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを充填しようとする場合は、あらかじめ、当該特定製品の管理者の承諾を得ること <p>(5) 充填中及び充填後の漏えい防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 充填中及び過充填による使用中の漏えいが生じないよう必要な措置を実施 <p>(6) 機器・充填に係る十分な知見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な知見を有する者※²が自ら実施又は立会う |

※1 ただし、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類を充填することが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から60日以内に修理を行うことが確実なときは、点検修理の前に1回に限り充填を行うことができる

※2 「十分な知見を有する者（充填時）」の例

| |
|--|
| <p>A 冷媒フロン類取扱技術者</p> |
| <p>第一種（一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会 認定）</p> |
| <p>第二種（一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 認定）</p> |
| <p>B 一定の資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習※³を受講した者</p> |
| <p>一定の資格等の例</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会） ・ 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会） ・ 上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者 ・ 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会） ・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 ・ 自動車電気装置整備士（対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）（ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。） |
| <p>C 十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習※³を受講した者</p> |
| <p>十分な実務経験の例</p> |
| <p>日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を順守し、違反したことがない技術者</p> |

※3 環境省及び経済産業省において、講習の内容を確認し、「十分な知見を有する者」を担保するための講習として、その適正性を確認した講習

4 フロン類の回収に関する基準（施行規則第40条）

(1) 冷媒回収口における圧力の値が、一定時間経過した後、次表に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、次に掲げる圧力以下になるように吸引すること

| フロン類の圧力区分 | 圧力 (絶対圧力SI単位) |
|---|------------------|
| 低圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa未満のもの) | 0.03MPa |
| 高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であって、フロン類の充てん量が2kg未満のもの) | 0.1MPa |
| 高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であって、フロン類の充てん量が2kg以上のもの) | 0.09MPa |
| 高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa以上のもの) | 0.1MPa |

(参考1) 圧力の換算

| | 単位 | 施行規則で扱っている圧力値 | | |
|-------------|---------------------|---------------|-------|-------|
| | | 0.1 | 0.09 | 0.03 |
| SI単位(絶対圧力) | MPa | 0.1 | 0.09 | 0.03 |
| SI単位(ゲージ圧力) | MPa | 0 | -0.01 | -0.07 |
| 工学単位(ゲージ圧力) | kgf/cm ² | 0 | -0.1 | -0.7 |
| 真空圧力 | mmHg | 0 | -100 | -500 |

(参考2) フロン類の圧力区分と該当する主要な冷媒の対比

| フロン類の圧力区分 | フロン類の種類 | | |
|----------------------------|----------------------------|------|---|
| | CFC | HCFC | HFC |
| 低圧ガス | R11、R113 | R123 | |
| 高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3~2MPa未満) | R12、R114、R115 R500、R502 | R22 | R134a、R32、R407C R407E、R410A R507A、R404A |
| 高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa以上) | R13、R503 | | R23 |

(2) フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと

「十分な知見を有する者(回収時)」の例

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 冷媒フロン類取扱技術者 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) 冷凍空気調和機器施工技能士 自動車電気装置整備士 | <ul style="list-style-type: none"> 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会) 技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械)) |
| <p>(ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る)</p> | |

5 第一種特定製品の所有者等の取り組むべき措置

(1) 「管理者の判断基準」の遵守（法第16条第1項、告示「第一種特定製品の管理者の判断基準となるべき事項」）

管理者とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者

(ア) 適切な場所への設置等

機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全

(イ) 機器の点検

| 点検対象 | | 頻度 | 実施者 |
|---------------------------------------|------------------|----------|-----------------------|
| ①簡易点検 | | | |
| 全ての第一種特定製品 | | 3ヶ月に1回以上 | 制限なし |
| ②定期点検 | | | |
| 圧縮機に用いられる電動機の定格出力が 7.5kW以上の第一種特定製品 | | | 専門点検の方法について十分な知見を有する者 |
| 冷蔵機器及び冷凍機器 | 7.5kW以上の機器 | 1年に1回以上 | |
| エアコンディショナー | 50kW以上の機器 | 1年に1回以上 | |
| | 7.5kW以上50kW未満の機器 | 3年に1回以上 | |

(ウ) 修理しないままの充填の原則禁止

- ・ フロン類の漏えい又は故障等を確認した場合は、漏えい又は故障等に係る点検及び修理
- ・ 修理を行うまでは原則フロン類の充填禁止

(エ) 点検整備の記録・保存

- ・ 第一種特定製品ごとに、点検及び修理並びに冷媒の充填及び回収等の履歴を記録し、当該管理第一種特定製品の廃棄等を行い、冷媒の引渡しを完了した日から3年を経過するまで保存
- ・ 第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者から、当該記録の提示を求められたときは、速やかに、これに応じること

(2) フロン類算定漏えい量の報告（法第19条）

第一種特定製品の管理者は、一年度内に管理する第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の量を算定した結果、当該算定量（フロン類算定漏えい量）が1,000 t-CO₂以上の場合、毎年度7月末日までに、前年度のフロン類算定漏えい量等を、第一種特定製品の管理者から事業所管大臣に対して報告しなければならない

(3) 整備時におけるフロン類の充填及び回収の委託

- ・ 第一種特定製品整備時に、フロン類の充填又は回収が必要な場合、第一種フロン類充填回収業者へ、フロン類の充填・回収を委託しなければならない（法第43条）
- ・ 第一種特定製品の整備を発注する際、フロン類の回収、再生、破壊等に必要費用を負担する（法第74条）

(4) 解体工事を発注時の第一種特定製品の確認（法第42条）

- ・ 建築物等の解体工事を発注しようとする場合は特定解体工事発注者となり、特定解体工事元請業者が第一種特定製品の有無を確認する際に協力し、当該確認の結果についての書面を3年間保存

(5) 廃棄時等におけるフロン類及び第一種特定製品の引渡し

- ・ 第一種特定製品の廃棄等の際には、第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者にフロン類を引き渡さなければならない（法第41条）
- ・ その際のフロン類の回収、再生、破壊等に必要な費用を負担する（法第74条）
- ・ 第一種特定製品の廃棄等にして、当該製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際、引取証明書等の写しを交付する（法第45条の2）

（6）行程管理表の交付、保存

- ・ 第一種特定製品の廃棄等の際、第一種フロン類充填回収業者に直接フロン類を引き渡す場合は回収依頼書を、第一種フロン類充填回収業者の登録を持たない設備業者、解体業者、販売業者等（第一種フロン類引渡受託者）に第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託する場合は、委託確認書を交付し、その写しを3年間保存する（法第43条）
- ・ 第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを他の者に再委託する場合には、第一種特定製品廃棄等実施者は再委託承諾書を交付し、その写しを3年間保存する（法第43条）
- ・ フロン類の回収が終了したら、第一種フロン類充填回収業者から引取証明書の交付又は送付を受け、当該引取証明書を3年間保存する（法第45条）
- ・ 回収依頼書又は委託確認書を交付後30日以内（建物解体の場合は90日以内）に引取証明書が第一種フロン類回収業者から交付又は送付されなかった場合等には、都道府県知事にその旨を報告する（法第45条）

6 フロン排出抑制法罰則一覧

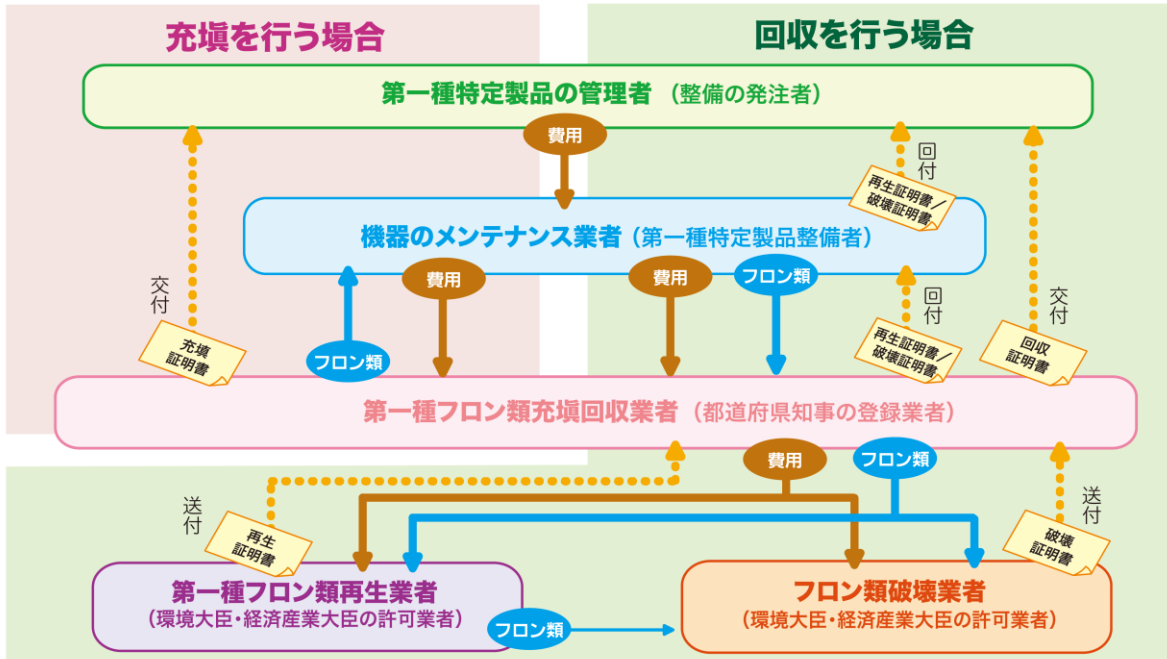
| | | |
|----|--|------------------------------------|
| 1 | 登録を受けずにフロンの充填又は回収を業として行った者 | 1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 (法第103条) |
| 2 | 不正の手段によって第一種フロン類充填回収業者の登録（登録の更新を含む。）を受けた者 | |
| 3 | 業務の停止の命令に違反した者（第一種フロン類充填回収業者） | |
| 4 | 許可を受けずにフロンの再生を業として行った者 | |
| 5 | 不正の手段によって第一種フロン類再生業者許可（許可の更新を含む。）を受けた者 | |
| 6 | 許可を受けずに次の事項を変更した者（第一種フロン類再生業者） 1 再生をしようとするフロン類の種類 2 第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及びその再生の能力 3 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法 | |
| 7 | 業務の停止の命令に違反した者（第一種フロン類再生業者） | |
| 8 | 許可を受けずにフロンの破壊を業として行った者 | |
| 9 | 不正の手段によってフロン類破壊業者許可（許可の更新を含む。）を受けた者 | |
| 10 | 許可を受けずに次の事項を変更した者（フロン類破壊業者） 1 破壊しようとするフロン類の種類 2 フロン類の破壊の用に供する施設（以下「フロン類破壊施設」という。）の種類、数、構造及びその破壊の能力 3 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法 | |
| 11 | 業務の停止の命令に違反した者（フロン類破壊業者） | |
| 12 | 特定製品に冷媒として充填されているフロン類をみだりに大気中に放出した者 | |
| 13 | 第一種特定製品（圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上のものに限り）管理者の判断基準となるべき事項に照らして著しく不十分であった場合の使用等に関し必要な措置を取るべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | |
| 14 | 第一種特定製品整備者であって、フロンの充填又は回収の際に第一種フロン類充填回収業者への整備を発注した第一種特定製品管理者の氏名又は名称等及び情報処理センターの利用の有無等の通知、第一種フロン類充填回収業者であって、充填証明書又は回収証明書の第一種特定製品管理者への交付に係る規定を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | |
| 15 | 第一種フロン類充填回収業者であって、フロンの充填又は回収に係る情報処理センターへの登録手続に係る規定を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | |

| | | | |
|----|---|-----------------------|-----------------------|
| 16 | 第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者であって、フロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しに関する書面の交付又は回付及び保存に係る規程を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | 50万円以下の罰金 (法第104条) | |
| 17 | 第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者であって、フロン類の引取りを証する書面の交付に係る規定を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | | |
| 18 | 第一種フロン類回収業者であって、フロン類の充填又は回収に関する基準若しくはフロン類の運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | | |
| 19 | 第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類充填回収業者であって、フロン類の回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | | |
| 20 | 第一種フロン類再生業者であって、フロン類の再生、運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告又はフロン類破壊業者へ引渡しをすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | | |
| 21 | 第一種特定製品整備者、第一種フロン類充填回収業者又は第一種フロン類再生業者であって、再生証明書の交付又は回付及び保存に係る規程を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | | |
| 22 | フロン類破壊業者であって、フロン類の破壊に関する基準を遵守すべき旨の勧告又はフロン類の引取り若しくは破壊をすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | | |
| 23 | 第一種特定製品整備者、第一種フロン類充填回収業者又はフロン類破壊業者であって、破壊証明書の交付又は回付及び保存に係る規程を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | | |
| 24 | 第一種特定製品廃棄等実施者であって、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、冷媒として充填されているフロン類を引き渡さずに第一種特定製品の廃棄を行った者（第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除く） | | |
| 25 | 下記以外で、第一種特定製品の引取り等を行った者 1 第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合 2 引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として他人に譲渡するときに引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合 3 その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがないものとして主務省令で定める場合 | | |
| 26 | 第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者であって、登録又は許可申請書の記載事項に係る変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 | | 30万円以下の罰金 (法第105条) |

| | | |
|----|---|-----------------------|
| 27 | フロン類充填量及び回収量等の記録、フロン類再生量等の記録又はフロン類破壊量等の記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者 | 20万円以下の罰金 (法第107条) |
| 28 | フロン類充填量及び回収量等の報告、フロン類再生量等の報告又はフロン類破壊量等の報告をせず、又は虚偽の報告をした者 | |
| 29 | 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 | |
| 30 | 第一種特定製品廃棄等実施者で、第一種フロン類充填回収業者へ回収依頼書若しくは第一種特定製品内のフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他の者に委託する場合に委託確認書を交付せず、又は法で規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして回収依頼書若しくは委託確認書を交付した者 | |
| 31 | 第一種特定製品廃棄等実施者で、回収依頼書の写し又は委託確認書の写しを交付した日から3年間保存しなかった者 | |
| 32 | 第一種特定製品廃棄等実施者で、引取証明書を交付又は送付を受けた日から3年間保存しなかった者 | |
| 33 | 第一種特定製品廃棄等実施者で、第一種特定製品引取等実施者に第一種特定製品を引き渡すときに、引取証明書の写しを交付せず、又は回付しなかった者 | |
| 34 | 引取証明書の写しの交付又は回付を受けた第一種特定製品引取等実施者で、引取証明書の写しを3年間保存しなかった者 | 各本条の罰金刑 (法第108条) |
| 35 | 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前記(1～34まで)の違法行為をしたとき、行為者のほか、法人又は人 | |
| 36 | フロン類算定漏えい量等の報告をせず、又は虚偽の報告をした者 | 10万円以下の過料 (法第109条) |
| 37 | 廃業等の届出を怠った者 | |

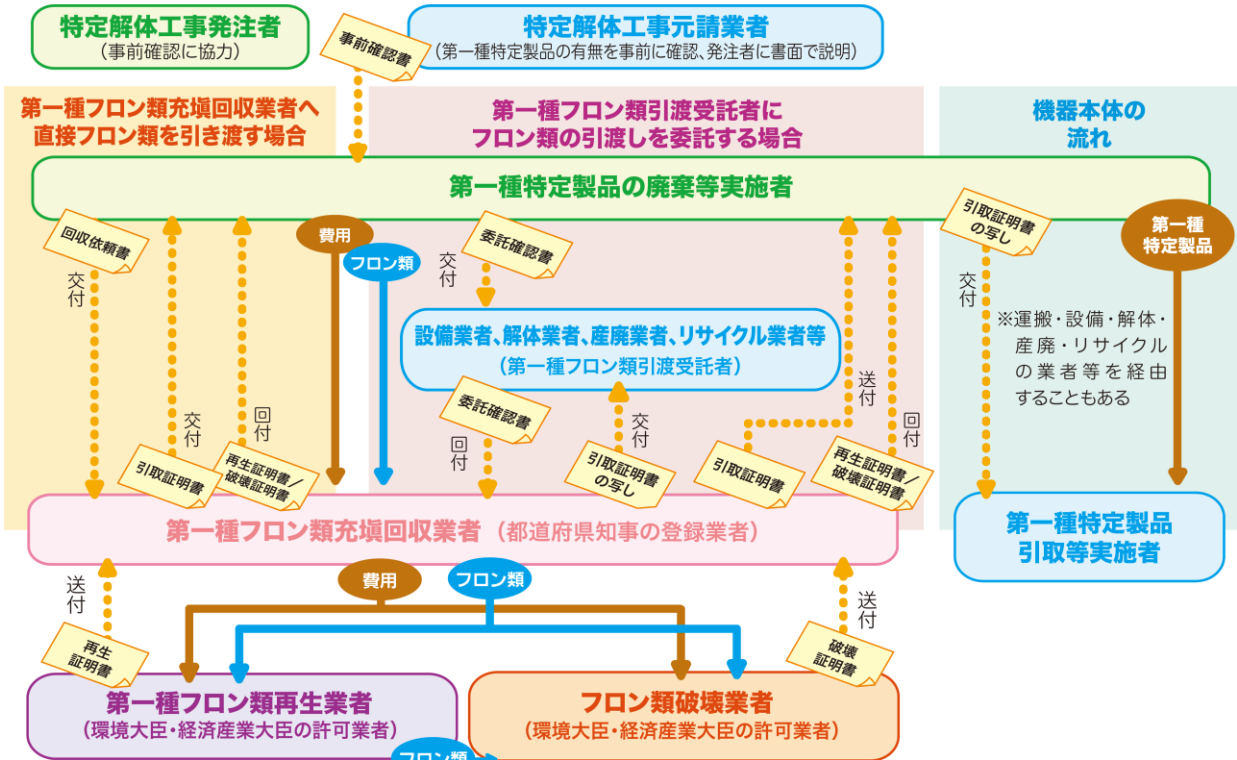
7 フロン類の充填、回収、再生、破壊のフロー

整備時



第一種フロン類再生業者が再生できなかったもの

廃棄時等



第一種フロン類再生業者が再生できなかったもの

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律体系図

本法の規則

第5章（罰則）

| | | |
|--|--------------|--------|
| 第1章（総則） | | 罰 則 |
| 目的(1) | | |
| 定義 | フロン類(2-1) | |
| | 第一種特定製品(2-3) | |
| | 第二種特定製品(2-4) | |
| 指針(3) | | |
| 製造業者、製品管理者、充填回収業者、国、地方公共団体の責務(4~8) | | |
| 第2章（フロン類の使用の合理化に係る措置） | | |
| 第1節（フロン類の製造者が講ずべき措置）(9~11) | | |
| 第2節（指定製品の製造業者等が講ずべき措置）(12~15) | | |
| 第3章（特定製品に仕様されるフロン類の管理の適正化に係る措置） | | |
| 第1節（第一種特定製品の管理者が講ずべき措置） | | |
| 第一種特定製品管理者の判断基準となるべき事項(16) — 指導及び助言(17) — 勧告及び命令(18) — | | |
| フロン類算定漏えい量等の報告等(19~26) | | |
| 第2節（第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品からのフロン類の回収） | | |
| 第一種フロン類充填回収業者の登録（更新・変更・廃業等）(27~36) | | |
| 第一種特定製品整備者の充填委託義務及び引渡義務等(37-1, 39-1, 39-4) | | |
| 充填証明書又は回収証明書の交付(37-4, 39-6) | | |
| 第一種特定製品廃業等実施者の引渡義務(41) | | |
| 第一種フロン類回収業者の引取義務及び引渡義務(39-5, 44, 46) | | |
| 特定解体工事元請業者の確認及び説明(42) | | |
| 情報処理センターの使用(37-2, 38, 39-2, 40) | | |
| 第一種特定製品の廃棄等実施者に関する書面の交付等(43, 45) | | |
| 第一種特定製品の引取り等(45の2) | | |
| 充填及び回収基準・運搬基準の遵守義務(37-3, 39-3, 44-2, 46-2) | | |
| 充填量及び回収量の記録等(47) | | |
| 第3節（第一種特定製品から回収されるフロン類の再生） | | |
| 第一種フロン類再生業者の義務等(63~73) | | |
| 第4節（フロン類の破壊） | | |
| フロン類破壊業者の義務等(63~73) | | |
| 第5節（費用負担） | | |
| 第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者等の費用負担(74, 75) | | |
| 第6節（情報処理センター） | | |
| 情報処理センターの指定、業務内容等(76~85) | | |
| 第4章（雑則） | | |
| フロン類の放出の禁止(86) | | |
| 報告の徴収(91) | | |
| 立入検査(92) | | |
| 資料の提出の要求(93) | | |
| フロン類に関する情報の公表(94) | | |
| 環境大臣によるフロン類破壊業者に関する調査請求(95) | | |

第11節 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

（通称：自動車リサイクル法）

1 使用済自動車等

(1) 使用済自動車

「使用済自動車」とは、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（法律で定めるものを除く。）をいう。）のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。）を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であって政令で定めるものを有する自動車にあっては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの）をいう。

(2) 解体自動車

「解体自動車」とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存するものをいう。

2 関連事業者

(1) 引取業者

「引取業」とは、自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業（自動車の所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬のみを行う事業を除く。）をいい、「引取業者」とは、引取業を行うことについて、登録を受けた者をいう。

(2) フロン類回収業者

「フロン類回収業」とは、使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業をいい、「フロン類回収業者」とは、フロン類回収業を行うことについて、登録を受けた者をいう。

(3) 解体業者

「解体業」とは、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて許可を受けた者をいう。

(4) 破砕業者

「破砕業」とは、解体自動車の破砕及び破砕前処理（圧縮その他の主務省令で定める破砕の前処理をいう。）を行う事業をいい、「破砕業者」とは、破砕業を行うことについて許可を受けた者をいう。

3 申請・届出・報告事項一覧

| | 事業者区分 | 申請・届出等を必要とする場合 | 法令条文 |
|----|-------|------------------|------|
| 1 | 引取業者 | 登録の申請・更新をする場合 | 第43条 |
| 2 | | 上記1の内容を変更した場合 | 第46条 |
| 3 | | 廃業等を行った場合 | 第48条 |
| 4 | フロン類 | 登録の申請・更新をする場合 | 第54条 |
| 5 | 回収業者 | 上記4の内容を変更した場合 | 第57条 |
| 6 | | 廃業等を行った場合 | 第59条 |
| 7 | 解体業者 | 許可の申請・更新をする場合 | 第61条 |
| 8 | | 上記7の内容を変更した場合 | 第63条 |
| 9 | | 廃業等を行った場合 | 第64条 |
| 10 | 破砕業者 | 許可の申請・更新をする場合 | 第68条 |
| 11 | | 上記10の事業範囲を変更する場合 | 第70条 |
| 12 | | 上記10の内容を変更した場合 | 第71条 |
| 13 | | 廃業等を行った場合 | 第72条 |

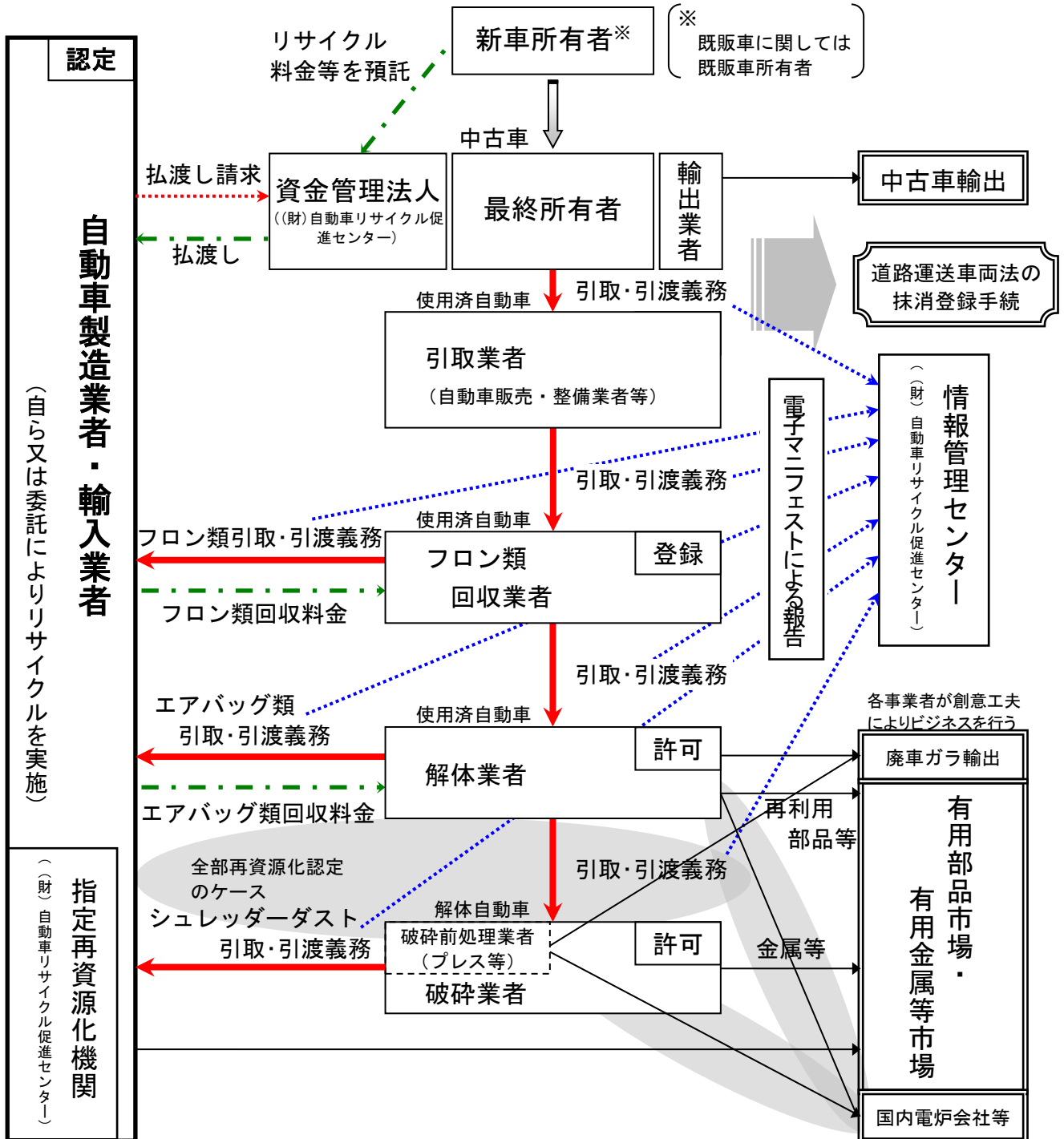
4 自動車リサイクル法罰則一覧

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 使用済自動車（一般廃棄物であるものに限る。以下、「使用済自動車一般廃棄物」という。）の収集又は運搬を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わずに使用済自動車一般廃棄物の運搬を他人に委託した者 | 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科（第137条） |
| 2 | 登録を受けないで引取業又はフロン類回収業を行った者 | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第138条） |
| 3 | 不正の手段により引取業又はフロン類回収業の登録（登録の更新を含む。）を受けた者 | |
| 4 | 業務の停止の命令に違反した者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者） | |
| 5 | 許可を受けないで解体業又は破砕業を行った者 | |
| 6 | 不正の手段により解体業又は破砕業の許可（許可の更新を含む。）を受けた者 | |
| 7 | 許可を受けずに事業の範囲を変更して破砕業を行った者 | |
| 8 | 情報管理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者で、情報管理業務に関して知り得た秘密を漏らした者 | |
| 9 | 再資源化実施義務等に違反した者（解体業者又は破砕業者） | 50万円以下の罰金（第139条） |

| | | | |
|----|---|--|------------------|
| 10 | 引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者であって、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | | |
| 11 | 自動車製造業者であって、公表した引取基準又は公表したフロン類回収料金若しくは指定回収料金を変更すべき旨の勧告、フロン類回収料金若しくは指定回収料金の支払又はフロン類回収料金若しくは指定回収料金の公表をすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | | |
| 12 | 自動車製造業者等（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）であって、フロン類の運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | | |
| 13 | 自動車製造業者等であって、公表した再資源化等に係る料金が、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を著しく超えていると認めるとき、又は当該適正な原価に著しく不足していると認められるときの料金を変更すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | | |
| 14 | 自動車製造業者等であって、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等に必要な行為をすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | | |
| 15 | 引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者であって、移動報告に係る規定を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | | |
| 16 | 自動車製造業者等であって、移動報告に係る規定を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者 | | |
| 17 | 自動車製造業者等であって、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者 | | 30万円以下の罰金（第140条） |
| 18 | 引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者であって、変更の届出をせず、又は虚偽の報告をした者 | | |
| 19 | 報告徴収に対して報告をせず、又は虚偽の報告をした者 | | |
| 20 | 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 | | |

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

(通称：自動車リサイクル法)



※ リサイクル義務者が不存在の場合等につき指定再資源化機関（（財）自動車リサイクル促進センター）が対応。その他離島対策、不法投棄対策への出えん義務も実施

第12節 地球温暖化対策の推進に関する法律の概要

1 法律のねらい

我が国は、パリ協定に定める目標（世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、さらに1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。また、SDGsも踏まえ、環境、経済、社会の統合的向上が地球温暖化対策を推進する上でも重要であり、こうした観点を法に位置付けることで、法が2050年までの脱炭素社会の実現を牽引することを明確にし、事業者・地方公共団体・国民等のあらゆる主体の取組に予見可能性を与え、その取組とイノベーションの促進のために、必要な措置を講じようとするものです。

2 法律の概要

取組の対象は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の排出及び吸収

(1) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画においては、

- ① 計画期間
- ② 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向
- ③ 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する基本的事項
- ④ 温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の削減及び吸収の量に関する目標、この目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標、この目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項
- ⑤ その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する政府実行計画及び地方公共団体実行計画に関する基本的事項
- ⑥ 温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項
- ⑦ 普及啓発の推進（これに係る国と地方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。）に関する基本的事項
- ⑧ 地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項等について定めています。

(2) 国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務と取組

温室効果ガスは排出源が多様であり、あらゆる主体がそれぞれ自らの活動に伴う排出の量の削減等を図ることが必要なことから、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれが取組を行う責務を定めるとともに、国、地方公共団体及び事業者が自ら排出する温室効果ガスの排出削減等に関する措置を計画的に進めるための枠組みを定めています。

ア 国

国は環境の監視等を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施す

る。温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するとともに、関係のある施策において、排出の量の削減等を行うよう配慮する。自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講じ、また、地方公共団体、事業者及び国民が温室効果ガスの排出の量の削減に関して行う活動の促進を図るため、そのための施策及び活動に関する普及啓発を行うとともに、必要な資金の確保、技術的な助言、その他の措置を講ずる。さらに、調査研究、国際協力を行う。

政府は自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための計画を策定し、公表する。また、その実施状況も公表する。

イ 地方公共団体

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進する。また、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、これらの施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努める。

地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（実行計画）を策定し、公表する（都道府県及び指定都市等においては、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出削減のための施策についても定める。）。また、その、実施状況も公表する。

ウ 事業者

事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

相当量の温室効果ガスを排出する事業者として政令で定める者（特定排出者）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、事業所ごとに、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項を当該事業所に係る事業を所管する大臣（事業所管大臣）に報告しなければならない。

エ 国民

国民は、その日常生活に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

(3) 国民の取組の支援

国民の日常生活において発生する温室効果ガスの排出量の伸びが近年大きいことから、国民の取組を促進するため、以下の措置を講ずる。

- ① 都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、住民に対しきめ細やかな啓発活動、助言等を行う地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。
- ② 地球温暖化対策に関する普及啓発活動を効果的に推進するため、環境大臣及び都道府県知事等

は、地球温暖化防止活動推進センターを指定し、同センターにおいて啓発・広報、照会・相談、日常生活における利用に伴って温室効果ガスが排出される製品等に関する情報提供、実例に即した排出実態調査等を行う。

- ③ 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会を組織することができる。

第13節 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の概要

1 法律のねらい

地球温暖化対策の推進に関する法律の規定により、国や地方公共団体は、地球温暖化対策計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガス排出抑制等のため実行計画を策定・公表することとされており、率先して目標を達成する必要があります。

このため、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資することを目的としてこの法律が制定されました。

2 法律の概要

(1) 基本方針の策定とそれに基づく契約の実施

国は、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の推進に関する基本方針を閣議決定し、同方針に基づき契約を推進するように努める。

(2) ESCO事業に係る国庫債務負担行為の年限の延長

省エネルギー改修事業（ESCO事業）の実施に当たっては、国庫債務負担行為の年限を従来の5年間から10年間へ延長する。

(3) 締結実績の概要の公表等と要請

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度終了後、環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に対して通知する。環境大臣は、各省各庁の長等に対し、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(4) 公正な競争の確保等

国等は、環境配慮契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、公正な競争の確保に留意するとともに、温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策等との調和を確保する。

(5) 電力の購入契約

国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約は、当分の間、二酸化炭素の排出係数等の入札参加資格を定め、その資格を満たす者の価格によって落札者を決定する「裾切り方式」を採用する。

3 地方公共団体の責務等

この法の規定により、地方公共団体は下記のとおり取り組む必要があります。

(1) 地方公共団体の責務（第4条）

その区域の自然的社会的条件に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、環境配慮契約の推進に努める。

(2) 環境配慮契約の推進（第11条）

環境配慮契約の推進に関する方針を作成するよう努める（方針は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類について定める）。

方針を作成したときは、方針に基づき、環境配慮契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努める。

環境配慮契約の締結の実績の概要を取りまとめ公表するよう努める。

(3) 公正な競争の確保（第12条）

環境配慮契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意する。

(4) 他の施策との調和（第13条）

環境配慮契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、他の契約に関する施策、エネルギー基本計画に基づく施策その他の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保する。

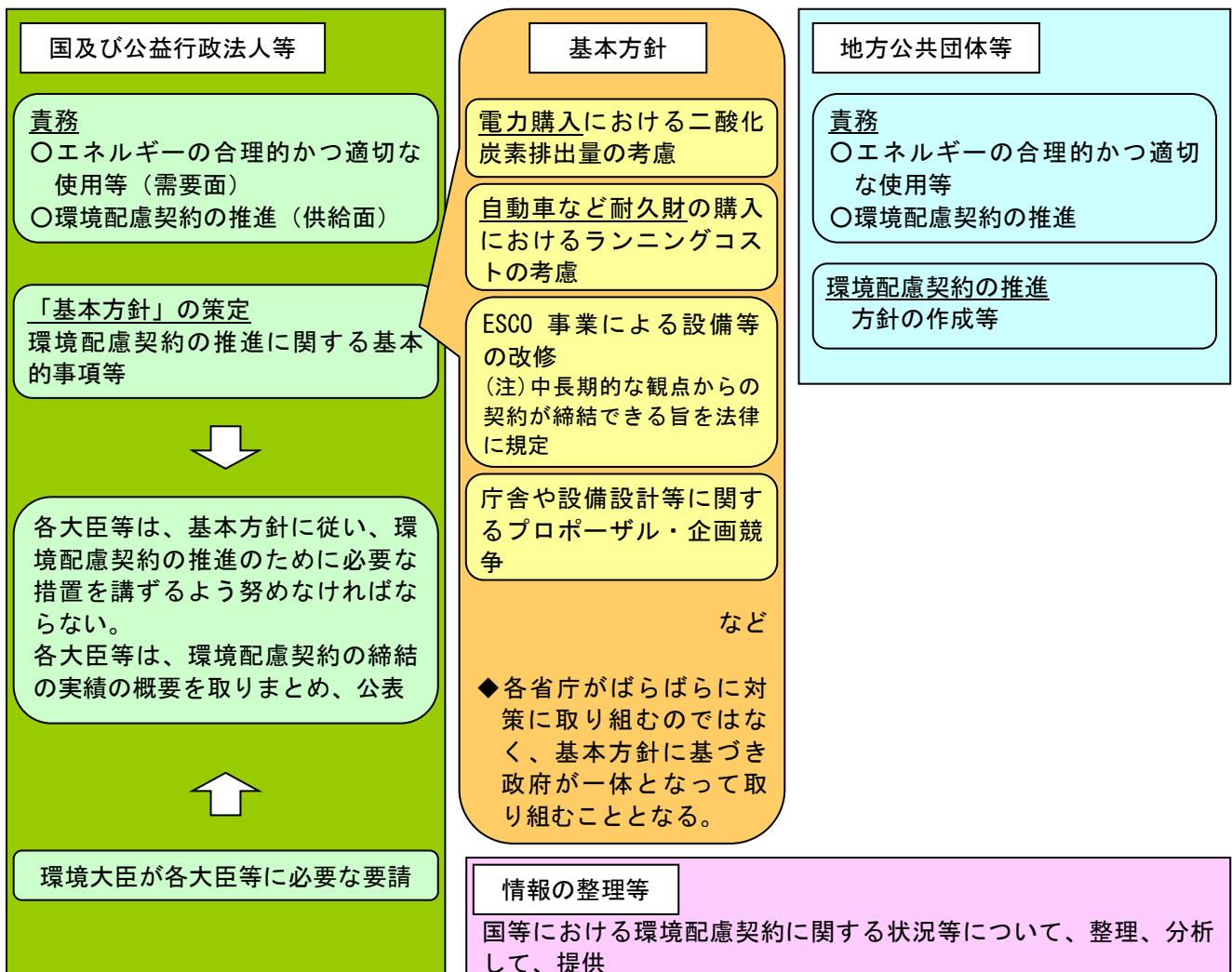
環境配慮契約法の構造

目的

国等による環境負荷（温室効果ガスの排出等）を削減するため、

国等が契約を結ぶ場合に、競争を促しつつ、価格等を含め総合的に見て最善の環境性能を有する物品・役務を供給する者を契約相手とする仕組みを作る

もって、環境への負荷が少ない社会の構築



公正な競争の確保、エネルギーなど他の施策との調和の確保

電気の供給を受ける契約における「総合評価落札方式」は今後の検討課題とし、当分の間は、「裾切り方式」による

第14節 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

1 法律の概要

目的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する

責務

- 国：原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施
- 地方公共団体：国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす
- 関係原子力事業者：誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力

制度

基本方針の策定

環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める

基準の設定

環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理に関する基準を設定

監視・測定の実施

国は、環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物（特定廃棄物）の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

放射性物質により汚染された土壌等（草木、工作物等を含む）の除染等の措置等

- ① 環境大臣は、汚染の著しさ等を勘案し、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を指定
 - ② 環境大臣が①の地域における除染等の措置等の実施に係る計画を策定し、国が実施
 - ③ 環境大臣は、①以外の地域であって、汚染状態が要件に適合しないと見込まれる地域（市町村又はそれに準ずる地域を想定）を指定
 - ④ 都道府県知事等（※）は、③の地域における汚染状況の調査結果等により、汚染状態が要件に適合しないと認める区域について、土壌等の除染等の措置等に関する事項を定めた計画を策定
 - ⑤ 国、都道府県知事、市町村長等は、④の計画に基づき、除染等の措置等を実施
 - ⑥ 国による代行規定を設ける
 - ⑦ 汚染土壌の不法投棄を禁止
- ※政令で定める市町村長を含む

※原子力事業所内の廃棄物・土壌及びその周辺に飛散した原子炉施設等の一部の処理については関係原子力事業者が実施

特定廃棄物又は除去土壌（汚染廃棄物等）の処理等の推進

国は、地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を実施

費用の負担

- 国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施
- 本法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施
- 国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる本法に基づく措置の費用の支払いが関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を実施

検討条項

- 本法施行から3年後、施行状況を検討し、所要の措置
- 放射性物質に関する環境法制の見直し
- 事故の発生した原子力発電所における原子炉等についての必要な措置

2 主要な用語等

(1) 事故由来放射性物質（法第1条）

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質

(2) 指定廃棄物（法第17条）

法第17条第1項の規定による指定に係る廃棄物

- ①法第16条第1項の規定による調査の結果、事故由来放射性物質であるセシウム134及び137の放射能濃度の合計が“8,000Bq/kg”以下の基準（規則第14条）に適合しないもので、地方環境事務所長に指定されたもの
- ②廃棄物の占有者が調査した結果、規則第14条に適合せず、法第18条第2項の規定により地方環境事務所に申請を行い指定されたもの

(3) 特定廃棄物（法第20条）

対策地域内廃棄物及び指定廃棄物

※対策地域内廃棄物は環境省告示106号で指定された福島県内の区域

(4) 特定一般廃棄物、特定産業廃棄物（法第23条（規則第28条、規則第30条））

- ①除染廃棄物（除染実施区域内）
- ②焼却施設のばいじん、焼却灰その他の燃え殻*（岩手県対象）
- ③廃稲わら（岩手県対象）
- ④廃堆肥（岩手県対象、汚泥は特定産業廃棄物、他は特定一般廃棄物）
- ⑤特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物（地域限定なし） など

※焼却施設から生じる「焼却灰その他の燃え殻」は、平成24年1月1日以降に排出されたことが明らかなもののみ特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外される。

(5) 特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設（法第24条（規則第32条、第34条））

【一般廃棄物】

- ・一般廃棄物の焼却施設、熔融施設、熱分解施設又は焼成施設
- ・一般廃棄物の最終処分場*

【産業廃棄物】

- ・産業廃棄物の汚泥の脱水施設（令第7条第1号）
- ・産業廃棄物の汚泥の焼却施設（令第7条第3号）
- ・産業廃棄物の廃油の焼却施設（令第7条第5号）
- ・産業廃棄物の廃プラスチック類の焼却施設（令第7条第8号）
- ・産業廃棄物の廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設（令第7条第11号の2）
- ・産業廃棄物の廃PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設（令第7条第12号）
- ・産業廃棄物の焼却施設（令第7条第13号の2）
- ・産業廃棄物の最終処分場*

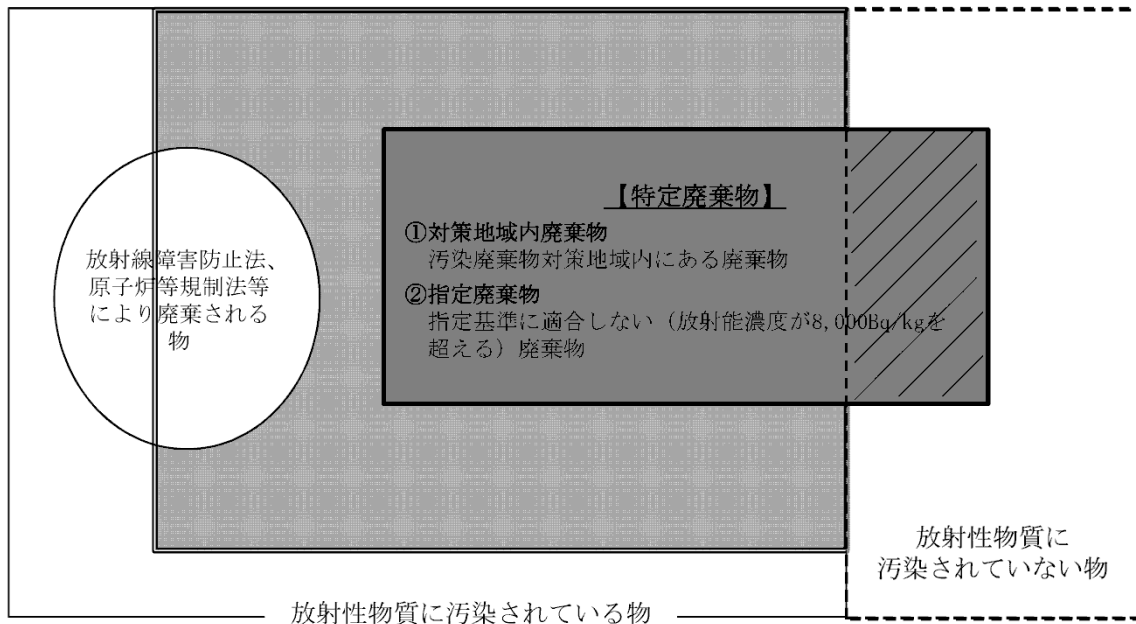
※最終処分場については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供されたもの






3 廃棄物処理法第2条第1項の読み替え（法第22条）

廃棄物処理法で「放射性物質によって汚染された物」は廃棄物に該当しないこととされていたが、事故由来放射性物質に汚染された物については、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を除き、廃棄物処理法の適用を受ける。

ただし、特定一般廃棄物、特定産業廃棄物、特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設については、特措法に規定される処理基準等が上乗せとなる。

【法及び廃棄物処理法が適用される範囲等】



-  事故由来放射性物質により汚染された物
-  従来廃棄物処理法が適用されていた範囲
-  特措法に基づき特定廃棄物に係る規制が適用される範囲
-  特措法第22条により新たに廃棄物処理法を適用することとする範囲
-  特措法第21条により廃棄物処理法が適用されない物（特措法は適用）

出典 平成23年12月28日環廃企発第111228002号、環水大総発第111228002号

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行について」